

字ばかりで恐縮なんですが、余りにもアメリカナイゼーションをしてしまうはどうかな、ハーモナイゼーションを考えながら、ここは日本独自の

ジャパナイゼーションみたいなものも必要ではないかというふうに思っています。それが、我々がアメリカに追随するのではなくて、独自の日本流の知財の取り扱い、もっとデリケートに扱ついくという方向が見えるのではないかというふうに思っています。

まず最初にお聞きしたいのは、産業活力再生特別措置法、つまり日本版バイ・ドール法であります。

日本の場合は、本当に多くの技術が存在する大学において、アメリカのように産官学の連携が円滑に進展しているとは必ずしも言えないと思います。その一つにこのバイ・ドール法の適用、運用みたいなものがあると思うんですが、これは各省庁の対応も結構ばらばらであります。その辺について、今後どのような取り組みをお考えになつているのか、大臣の所見をお伺いしたいと思いま

す。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

御指摘のように、産業活力再生特別措置法第三十条に基づきまして、平成十一年十月より、率先して経済産業省では日本版バイ・ドールの適用に取り組んできているところでございます。

一方、御指摘がございましたけれども、一部省庁においては取り組みがおくれていたことから、知的財産戦略大綱等を踏まえまして、主要関係省庁から成る日本版バイ・ドール各省庁連絡会を経済産業省が主催いたしまして、各省庁にも日本版バイ・ドールの適用を依頼するとともに、各省政府の取り組み状況について調査、取りまとめを行つてきています。

本調査によりますと、昨年度におきましては、日本版バイ・ドールの適用状況は全体の約六〇%に相なつてきています。今年度においては、これが約八割になる、このように想定されておりまして、かなり進捗状況もいい状況になつてきておりま

ます。各省庁とも、政府の委託研究開発予算について、可能な限り日本版バイ・ドールを適用するこ

ととしておりまして、経済産業省としては、引き続き各省庁との情報交換を進めまして、御指摘の

よう、やはり日本の土壤に合つた、そういう形の日本版バイ・ドールの適用を推進していくなければならぬ、このように思つています。

○平井委員 これも昨日、いろいろ参考人の意見陳述と質疑の中で取り上げられていました問題であります。

特許審査の迅速性の確保と審査官の人員確保の問題であります。

この問題に関しては、行政改革というか、人員をふやすというのは今非常に難しい時期ではあります。この分野においては、明らかに審査官数の増加が必要ではないかと私自身は思つております。定員の確保をどのように形で進めていかれるのか、取り組まれるのか、特許庁長官の御所見を伺いたいと思います。

○太田政府参考人 お答えいたします。

知的財産立国実現が国の目標になっているわけですが、まさにそのためには、すぐれた技術を事業化のタイミングを逃さず権利化して、これを保護、活用するプロパテント政策が不可欠であります。このため、法案第十四条における急増が予想されます。そういう中で、審査期間も長期化が懸念されています。このような状況に対処するために、特に審査請求件数が増加する予測されます二〇〇三年度から二〇〇五年度にわたる特許戦略計画を今年度中に策定しまして、整備に全力を挙げていきたいと考えております。

本調査によりますと、昨年度におきましては、日本版バイ・ドールの適用状況は全体の約六〇%に相なつてきています。今年度においては、これが約八割になる、このように想定されておりまして、かなり進捗状況もいい状況になつてきておりま

す。備に努めてまいりたいと考えているところでござります。

○平井委員 太田長官、せっかく朝から来ていた

だいていますので、もう一問ちょっとお聞きした

いと思うんです。前の職場で、私も一緒に頑張つてきました。J-IPDAHでありますとか

電子政府とか、そういう流れの中で、今、ITは次の段階に入つてきた。要するに、基盤整備の段階から、いかに使いこなすかという段階に入った

ということは、共通の認識だと思つんです。

そこにはいろいろな民間のブレーカーがいて、そ

れが日本の新しい産業を引っ張るというようなこ

とは、前一緒にやつておりましたけれども、今

度、長官のお立場になって、今民間のブレーカー

を考えた場合、例えばIPDLの問題で、既に民

間事業者が何年も前から取り組んでおられまし

て、ある意味では、それは一つのビジネスモデル

であつたように思います。

そういうときに、今、特許庁の方も積極的にデ

ジタル化の運用ということを進められておるわけ

ですが、この知的財産基本法をよく読みますと、

二十条で「国は、知的財産に関する内外の動向の

調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の

作成を行うとともに、知的財産に関するデータ

ベースの整備を図り、」そのようにになつており

ますが、基本的に、このデータベースの整備を図

るということ、ここをどのようにとらえられて

いるかということ、私、思うんですけれども、こ

れからITの中でいろいろなブレーカーが出てく

るというときに、やはり民業の圧迫というの

一つ問題があるのかなというふうに思います。

これは、特許庁に限らず、求人情報であつた

り、あと気象情報であつたり、あとニュースの配

信であつたり、ネットの決済の問題であつたり、

いろいろ線引きがこれから非常に難しくなつてくると思うんです。これは経済産業大臣にもぜひ目

聞きしたいのは、そのあたりのところの役割分担

というのが明確に今後できるのかどうか、そのことをついて御所見をお伺いしたいと思います。

○太田政府参考人 お答えいたします。

平井先生御指摘のように、法案の二十条で、情

報提供ということで、国が知的財産に関するデータベースの整備を図つて、ITネットワークの利

用を通じて迅速に情報提供できるような施策を講ずるということになつております。

また、ことし七月に知的財産戦略大綱が取りま

とめられましたが、その中で、「特許情報調査に

関する国民の多種多様なニーズに応えるとともに、高付加価値なサービスが提供されるよう、二

〇〇二年度以降、特許庁は、民間特許情報提供業者に対し、特許庁の保有するデータについて、順

次、より利用しやすい形で提供する。また、特許

庁は、「特許電子図書館」IPDLでございます

が、「について、その機器の更新にあわせて、一般公衆の標準的な利用を基本として、アクセスの改善を図る。」となつております。

私どもは、まさに一般公衆の標準的な利用を基

本とするところが国役割だと思っております。

平井先生言われたとおり、民間事業者も付加価値の高い情報提供をされると承知しております。この辺はきちんと役割分担をしながら、いざ

れにしても、国と民間事業者が合わさつて、ユーチャー的に情報提供することが必要だという

ふうに考えております。

○平井委員 では、ぜひそのようにお願いをした

もう一つ、最近私、いろいろな、私も子供が三

人おりますが、CDを余り買わなくなつちやつた。

音楽産業というのは今非常な危機にあるのか

などといふうに思ひます。産業規模がどのぐら

い縮小したかということを僕も調べてみたんですね

ども、明らかに三分の一はなくなつちやつた。

そういう意味で、レコードの生産額、録音使用料

とも三年連続で減少をしています。

そこで、著作権といえば、作曲家、作詞家、歌

手などの著作権が注目されがちでありますけれど

も、もう一つ、レコード会社などに付与している著作権も、産業や経済との関係から考えると極めて重要だと私は思っています。

近年、アジアを中心とする海外での海賊版もさることながら、国内でも無断複製の問題が非常に顕著になつてきています。記録媒体や機器のデジタル化は容易で、しかも劣化しないというのある意味では制作物の複製を容易にしていることがあります。この分野はここ数年CDの販売枚数の低下が続いているんですが、その原因の一つは、明らかに、パソコンでのCD-ROMなどのデジタル媒体に音楽ソフトをコピーする、いわゆるクローンCDというものであることはもう間違いないと思います。

知的財産立国を標榜するからには、国内での著作権保護強化や、知的財産に対する国民の認識というものの向上も不可欠だと思うんですが、この問題はやはり何となくまかり通つて問題でもありますので、どのように国民にそのあたりを認識していただくのがいいのか、このことについては文化庁の錢谷次長に御所見をお伺いします。

○錢谷政府参考人 ただいま御指摘がございましたように、国内で、デジタル機器の普及、インターネットの利用の拡大などによりまして、音楽や映像ソフト等の無断複製の問題が指摘をされております。このような問題に対応いたしまして、著作権の保護、強化を図るために、違法なコピーを取り締まること、加えて、ただいま御指摘のありました著作権思想というものをきちんと普及していくこと、こういうことが必要なことと思っております。

例えば、法制度の整備につきましては、我が国では、世界に先駆けて著作権法を改正いたしまして、インターネットでの無断送信を差しとめる権利というものを法定いたしております。また、情

報技術の活用による違法行為の防止を推進するため、これもまた著作権法を改正いたしまして、コピーや送信をできないようにかぎをかける技術で

ございます。コピーブロテクションや、侵害の発見、立証を容易にするための権利者名簿を隠す。

また、先ほど申し上げております国民一般に対する知識の普及啓発ということにつきましては、これまで文化庁として努力をしてまいりましたが、平成十四年度からは、著作権に関する総合的な教育事業の展開ということを行つております。また、ことしから実施をされ行つております。また、ことしから実施をされ

ます。このたびの知財基本法を受けまして、我が省としては、これらの施策をさらに総合的に推進し、

著作権の適切な保護と著作権に対する国民の意識の向上に努めまいりたいと考えております。

○平井委員 今のは主に国内の事例として、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思ったわけであります。模造、模倣品、海賊版、育成者権侵害品といった知的財産を侵害する製品については、我が国企業や権利者の被害がますます大きくなっています。

これに対し、国際ルールに基づく知的財産侵害

連携促進などの総合的な対策を講ずることは当然のことであり、問題解決に向けた政府の一層の努力が必要だと思います。大臣の御決意を伺いたい

と思います。

そこで、被害分野もあらゆる産業分野に及び始めているところで、平井先生おっしゃいましたように、もうあらゆる、例えば通商交渉の場などでこれを申し上げていく必要がありますし、あるいは、WTOのTRIPS、これの对中国レピュートといったものを活用いたしまして既に我が国から申し上げているところでございます。

ちなみに、先月私はAPECの閣僚会合に行つたのですが、そのときにも、APEC全体で、万が一そういうことがあった場合、例えば日本ビジネスマンが海外に行つてそういう事例を発見したときに、駆け込み寺となるようなセンターの設置など、全体の取り組みを日本側から提案したのですが、悔しいことに中国の抵抗によりまして全体的な合意は得られなかつたのですが、それでも二十一エコノミー参加のうち二十エコノミーまでが賛同していただきまして、何となく、国際社会全体としてやはりこの問題をとらえて解決していくこうという機運は高まりつつありますので、今後もあらゆる場で申し入れをしていきたいと思います。

国内においても、国境措置、これは二〇〇四年末までに必要な措置をとるということになりますので、努力を続けます。私も中國に行ってゲームソフトを売つている現場を見ましたけれども、発売日もほとんど一緒ですし、中身も全く一緒なんで、これはやはり幾ら何でもとういう気がしました。これまたぜひ、民間からのヒアリングをして、本当に現場がどうなつて、いるかということをぜひやつていただきたいというふうに思っています。

もう時間が余りなくなつてしまつましたので、最後に、この知的財産基本法、推進本部設置といふことについて大臣の所見を伺いたいと思うんで

ております。特に、その製造国として一番多いのが中国、それから続いて韓国、台湾の順で、中国に至つては全体の三割以上ということでございま

す。それで、被害分野もあらゆる産業分野に及び始めているところで、平井先生おっしゃいましたように、もうあらゆる、例えば通商交渉の場などでこれを申し上げていく必要がありますし、あとは、WTOのTRIPS、これの对中国レピュートといったものも活用いたしまして既に我が国から申し上げているところでございます。

ちなみに、先月私はAPECの閣僚会合に行つたのですが、そのときにも、APEC全体で、万が一そういうことがあった場合、例えれば日本ビジネスマンが海外に行つてそういう事例を発見したときに、駆け込み寺となるようなセンターの設置など、全体の取り組みを日本側から提案したのですが、悔しいことに中国の抵抗によりまして全体的な合意は得られなかつたのですが、それでも二十一エコノミー参加のうち二十エコノミーまでが賛同していただきまして、何となく、国際社会全体としてやはりこの問題をとらえて解

決していくこうという機運は高まりつつありますので、今後もあらゆる場で申し入れをしていきたいと思います。

ただし、知的財産政策を集中的かつ計画的に推進していくためには、平井先生御指摘のとおり、本部を設置するだけでは十分だとは言えません。構成される知的財産戦略本部を設置することにいたしております。

○平沼國務大臣 平井先生御指摘の点は、非常に重要なことだと思っております。

我が国産業の国際競争力の強化に向けて、政府一体となつて知的財産政策を実施するため、すべての閣僚とすぐれた識見を有する民間有識者から構成される知的財産戦略本部を設置することにいたしております。

○平沼國務大臣 平井先生御指摘の点は、非常に重要なことだと思っております。

そのため、内閣官房に所要の人員を具備したしつかりとした事務局体制をつくることにいたしておりまして、十分に実効性を保ちながら知的財産戦略に取り組んでいかなければならぬ、このように思っております。

○平井委員 よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○平井委員 ぜひよろしくお願いします。私も中國に行ってゲームソフトを売つている現場を見ましたけれども、発売日もほとんど一緒ですし、中身も全く一緒なんで、これはやはり幾ら何でもとういう気がしました。これまたぜひ、民間からのヒアリングをして、本当に現場がどうなつて、いるか

ということをぜひやつていただきたいというふうに思っています。

もう時間が余りなくなつてしまつましたので、最後に、この知的財産基本法、推進本部設置といふことについて大臣の所見を伺いたいと思うんで

うに思います。

その大学ですが、よく日米比較がされますけれども、例えば大学発の特許だけを見ましても、日本で百倍の差がある、これは絶対量にしましても、一大学当たりにしましても、一研究者当たりにしましても、大きな差があると言われております。その理由には多分二つあるんだと思います。一つは、そういう研究開発活動そのものが、アメリカに比べておくれているのではないか、活発化していないのではないかという面と、それから、そういう研究活動の結果を財産化していく、知的財産化していく、その制度が整っていないのではないか、援助するシステムが整っていないのではないか、その改革が最もおくれているのが大学ではないか、そういう二面があるかと思いますが、また、知財そのものを生み出していく研究活動を活発化していくことが私は必要だと思います。

今の日本社会、改革が進んでいると言われておりますが、その改革が最もおくれているのが大学だという声も聞こえます。この大学の研究活動そのものをアメリカに負けないように活発化していくことが非常に重要な要素になってくると思います。けれども、その大学改革ということについて、文部科学省から決意を聞きたいと思います。

○工藤政府参考人 まさに先生のおっしゃるとおりでございまして、大学は、知の創造と継承の大いな役割を担っているわけでございまして、今おっしゃいましたような観点は大変重要なことと存するところでございます。

このため、ここ十年ほどいろいろな大学改革を進めてまいりまして、かつ、諸制度の改善も行つてまいりました。例えば、大学教員について、任期制や公募制の活用等による流動化の促進でござりますとか、競争的資金で、間接経費の導入を含めまして、より使い勝手のいい研究費の仕組みでございますとか、それから若手研究者の自立支援のためのリサーチアシスタントやボスドク等の支援でござりますとか、さらには兼職・兼業の弾力化を含めまして多様な産学連携の推進、さらには、研究論文だけに偏ることがなく、特許等の

知的財産の創出について研究者の適切な評価に含めるような体制の整備などを進めてきたわけですが、まだ進めなければいけないことがあります。まだ進めなければならないことがあります。

このため、私ども、国立大学につきましては法人化を予定しているわけでございますが、それを契機に、各大学の自立性をより一層拡大いたしまして、より戦略的かつ活発な教育研究活動が展開される組みを予定しております。

今後とも、そういう面で各大学のそれぞれの個性を生かしながら、教育面でも研究面でも、活力に富み、国際競争力のある大学づくりを私どもも支援してまいりたいと思っております。

○斎藤(鉄)委員 国立大学等の改革は随分進んで、研究の現場は活性化されてきているという声を聞きます。残されたのは大学。大学は、しかし、あくまでも学問の場ですから、国が強制的にああしる、こうしるということは言えませんけれども、しかしながら、若手研究者が本当にその能力を伸ばしてすばらしい研究ができるよう、そういう活性化をお願いしたいと思います。そのための大学改革、来年から始まるということでございますので、期待をしております。

それから次に、生み出した知的財産をどう活用していくかというところでございますが、その柱ですけれども、来年度の概算要求に大学知的財産本部整備事業、各大学に知的財産本部を置くその整備事業が盛られております。知財に対してこれまでほとんど関心を払つてこなかつたと言われる

いる大学、その大学に知財の意識を埋め込むというために大変定期的な事業であると評価をしておりますけれども、具体的にどのような事業をやるのか。現存のTLLO、テクノロジー・リエゾン、オフィス等との関係はどうなるのかということがありますとか、この大学の知的財産は、知的財産本部整備事業、これについてどういう計画なの

か、教えていただきたいと思います。

○石川政府参考人 大学における知的財産本部整備事業についてのお尋ねでございますけれども、ぜひ大学評価の重要な項目になるように御努力をいただきたいと思います。

先ほどの石川局長の御答弁の中に、この整備事

この事業は、大学における知的財産の原則個人帰

属から機関帰属への転換というような方向転換を行なって、例えは、大学ごとに最も効率的、効果的に知的財産を保護、活用するための機能を整えていくことがございます。

そのための機能を持つことを支援する事業でございまして、例えは、大学ごとに最も効率的、効果的に知的財産を保護、活用するための機能を整えていくことがございます。

もう少し具体的に申し上げますと、例えは、担当副学長のもとに全般的なマネジメント体制をまず整備していただきまして、その上で、知的財産に関する専門的な知識を有する、例えは企業の知

財部の経験者等、このような方々を外部から登用いたしまして、そして学内の方々とともに知的財産に関する専門的な方針や管理、活用のルールづけを行なつていただきまして、これにより迅速かつ効率的な知的財産の管理、活用を図るようになります。

ただいま先生からTLLOの関係についてもお尋ねがございました。

TLLOにつきましては、現状におきましては、TLLOを持つ大学、あるいはTLLOを持たない大学、それからTLLOが学内の組織になつていていますので、期待をしております。

TLLOを持つ大学、あるいはTLLOを持たない大学、それからTLLOが学内の組織になつていていますので、期待をしております。

TLLOにつきましては、現状におきましては、TLLOを持つ大学、あるいはTLLOを持たない大学、それからTLLOが学内の組織になつていていますので、期待をしております。

TLLOを持つ大学、あるいはTLLOを持たない大学、それからTLLOが学内の組織になつていていますので、期待をしております。

TLLOを持つ大学、あるいはTLLOを持たない大学、それからTLLOが学内の組織になつていていますので、期待をしております。

TLLOを持つ大学、あるいはTLLOを持たない大学、それからTLLOが学内の組織になつていていますので、期待をしております。

TLLOを持つ大学、あるいはTLLOを持たない大学、それからTLLOが学内の組織になつていていますので、期待をしております。

TLLOを持つ大学、あるいはTLLOを持たない大学、それからTLLOが学内の組織になつていていますので、期待をしております。

業については、これまで研究者個人に帰属して

いた知的財産権を、これから基本的には大学に帰属する、機関帰属にしていく、そういう方向性を出すんだという答弁でした。

私は、基本的には、生み出された知的財産をシステム化に、有效地に活用していくにはそういう方向性が望ましい、このように思っておりますが、逆に、個人帰属があるから一生懸命、研究者

が、逆に、個人帰属があるから一生懸命、研究者

転が一層促進されるというふうに私ども考えてございます。

また、先ほど先生が御懸念の、研究者個人の、どちらかといいましょうか、インセンティブのようないい面につきまして、その成果あるいはその利益の還元というようなことは、それぞれこういった仕組みの中でも維持できるものと考えておりますし、機関帰属にするようなことに伴いまして、大学が組織として扱うということになりますと、それに伴いまして研究者個人のさまざまな負担も軽減されるというふうに考えておりまして、こういった方向がむしろ研究者個人の研究活動にも大いにプラスになるのではないか、こんなふうに考えているところでございます。

○齊藤(鉄)委員 例の日亜化学の中村さんの例、これは企業ですから大学の今の場合と直接比較できませんけれども、あいう例もございました。機関帰属、しかし、それによつても利益が得られたとしたら、その利益の配分等についてはまた別途考えるという御答弁でしたのでよくわかりましたけれども、研究者個人のインセンティブを殺さない形での運用をぜひお願いしたいと思います。

それから、次に、知財に関する教育や人材育成について、文科省と法務省にちよつとお聞きしたいと思います。米国では、弁理士さんそれから知財に非常に強い弁護士さん等、特に訴訟が多い國柄ということもあって大変知財に強いローヤーがたくさんいる。それに対して日本は、知財に関する法曹、弁理士さんに対しても弁護士さんに対しても非常に少なすけれども、非常にこれから重要な面になつてくると思います。国際競争という面でも重要な面になつてくると思います。

今回、きのう衆議院を法科大学院の法律が通りましたけれども、この法科大学院での知財教育をどのように考えているのか。また、この法科大学院の設置認可それから大学評価、設置認可は文科

省がやり、大学評価は第三者がやるわけですから、この大学評価について文科省に答えてくださいというのもちょっと無理な質問かもしませんけれども、こういう設置認可や大学評価の際の基準に、知財に関する教育ということも非常に重要なものとして置くべきではないか、このように考えますけれども、いかがでしょうか。

また、法務省の方には、新しい司法試験、新司法試験の選択科目にこの知財を入れるべきだ、このようにも考えるわけですけれども、いかがでしょうか。

それから、文科省にもう一つ。法科大学院という専門職大学院ができたわけですけれども、将来的にはこの知財に特化した知財専門職大学院等については構想があるのかどうか、そういうことについてもお伺いします。

○工藤政府参考人 御審議賜りまして、昨日本会議で可決いただきました学校教育法改正を初めとするロースクール関係の法案がございます。

私どもは、今回の制度改止によりまして、高度の専門職業人を大学院レベルで養成できるよう専門職大学院という制度化を予定しているわけですが、これは、いろいろな分野の活用が考えられるところでございます。今、最後の方に御指摘ございましたように、知財に特化した専門職大学院というのも当然可能な制度設計になつてござりますし、各大学の意欲的な取り組みを期待するところでございます。

その中でも、法科大学院につきましては、昨年末のアンケート結果によりますと、法科大学院を開設予定して検討している大学の中で、そのほとんどどの大学で知財に関する科目を開設する予定と承知してございます。法科大学院そのものは、司法行政のために基本的な科目の教育が必要でございませんけれども、あわせてそれぞれの大学院が特色のある人材養成ができる仕組みになつてございまして、そういう意味で、知財に強い法曹の養成というものが大いに期待されるところでございます。

私どもも、各大学の自主的な判断によるところでございますけれども、それぞれの大学の積極的な取り組みを期待しながら、その支援に努めてまいりたいと思つております。

大学の設置認可は、およそ大学として必要最小限の基準に合致しているかどうかというのを見る審査の仕組みでございますけれども、そのため御指摘でございます。

大学の設置認可は、およそ大学として必要最小限の基準に合致しているかどうかというのを見るのは若干問題もあるのかなと思ってございますが、第三者評価によります大学評価につきましては、それぞれの第三者評価機関が自主的に評価項目をお決めになつて、それぞれの大学を教育研究の向上のためにパックアップしていくという仕組みでございます。

そのため、努めて大学や大学評価機関御自身の見識と努力あるいは御判断によるところでございますけれども、世のこういう知財に対する重要性の高まりを受けまして、それぞれの関係者が適切に判断されることを、私どもも機会を見つけて促してまいりたいと思つております。

○寺田政府参考人 司法試験についてお答え申し上げます。

新しい司法試験は、今文部科学省の方からも御説明がありましたとおり、法科大学院の教育、それから司法試験、司法研修所の修習というものを一体として法曹養成するという構想ででき上がつてゐるものでございます。

したがいまして、司法試験の科目は、論文式の試験の中には選択科目というのを設けることにござつておりますが、この科目は、実際に社会にどうなつてくる、日本戦略を世界戦略に広げていくという意味でも非常に重要な意味であります。これが、これに対するの協力が非常に重要な意味であります。日本との今後の知財に関する協力が非常に重要な戦略かと思います。

そういう意味では、まだこの知財の法制化が進んでいない途上国への協力といいましょうか、途上国との今後の知財に関する協力が非常に重要な意味であります。これが、これに対するの協力が非常に重要な意味であります。

○平沼国務大臣 御指摘のとおり、非常に大切なことだと思っております。

特に、我が国と緊密な経済関係を有するアジア太平洋地域の途上国におきましては、経済産業省といった人材育成協力につきましては、経済産業省といつたしまして、從来から積極的に問題意識を持つて取り組んでいるところでございます。特に平成八年度以降におきましては、WTO・TRIPS協定の着実な履行を支援する観点から、やはりレベルアップをしていかなければいけませんので、私どもとしては、延べ一千四百人以上の行政官、法律

家等を受け入れまして、そして、主に知的財産法でござりますとか特許等の審査能力向上、こういったことに対する研修等を積極的に行つてきました。そこでございます。

また、先ほど来御指摘がございますように、近年、模倣品被害、こういったことが拡大をし、これが深刻化をいたしておりますので、途上国において実効的な模倣品の取り締まりが行われるよう、各国の特許庁だけではなくて、警察でござりますとか、あるいは税関、あるいは裁判所などの取り締まり関係機関の人材育成協力にも重点的に取り組んでおります。

具体的に、簡単に申し上げますと、世界知的所権機関のジャパン・ファンドというのがございまして、これを活用しまして、平成十一年度には途上国の取り締まり職員を対象とした研修コースを開始しておりますほか、来年二月にはタイにおいて、取り締まり職員の能力向上を目的とするエンフォースメント・ワークショップを開催することといたしております。こういったことに加えて、さらに中国が非常に大きな問題になつておりますので、中国あるいはシンガポールにおいて、ASEAN諸国に対するセミナーを開催する、こういったことで途上国対策はしっかりとやつていいこう、このように思つております。

○齊藤(鉄)委員 終わります。ありがとうございます。

○村田委員長 井上喜一君。

私は、最初に平沼大臣にお聞きをしたいと思うのです。

最近、日本の産業の空洞化ということが言われておりますし、とりわけ製造業につきましてそれが大変顕著に出てきていると言われております。一説には、製造業の四〇%ぐらいが既に外国へ出ているというようなことです。あるいは、企業の設備投資にいたしましても、もう海外で投資をする

する方が日本国内の投資よりも多くなつてゐるというようなことが言われているわけですね。ある意味では、賃金の格差がありますとか、あるいは発展途上国が産業を発展させる場合に付加価値の低い分野から取り組んでいくということはこれまた当然のことだと思いますし、先進国もそれに対応していくかないと想つうんですね。

ところが、先進国におきましては、それとともに新しい製品をつくっていく、新しい産業を起しますと、知的財産をつくり出していく、あるいは強化していくということじやないかと思うのですが、それとも、その研究開発すら最近、空洞化が起つていて、そういうことが言われているわけです。

私は、財務省の主税局と話をいたしましたら、税の面からありますけれども、ITなんかはやはりかなりの投資があるようでありますけれども、例えばバイオでありますとかナノテクノロジーだととか環境という、これから日本が力を入れていくべき分野の研究開発投資というのには余りないらしいんですね。非常に問題だというような話でありますけれども。

私は、この際、やはり研究開発の空洞化を防ぐために抜本的な対策を講じないといけないのじゃないかと思うのです。そのためにこの基本法をつくったんだと言わればそれまでかもわかりませんけれども、もう少し具体的に、どうしていくのか。

現下の厳しい経済情勢の中でも、民間の研究開発投資を促進する研究開発税制の抜本的な強化をしていかなければいけないと私は思つております。例えば、試験研究費総額の一〇%程度を思い切つて削除する、こういう形でインセンティブを与えるというようなことも、思い切つたことをしなければいけないと私は思つております。

また、重点分野に対する研究開発資金の集中的な投入をしていかなければいけない。ですから、今言った四分野、こういったところに特化をして、重点的に資金の投入をする、そのためには国も適切な役割を果たしていく、こういう施策によつて、我が国の研究開発の拠点としての環境整備をいたしまして研究開発の空洞化を防いでいる必要がありますけれども、日本の場合はアウト

ソーシングする先が整備をされていない、この整備が必要じやないかという意見を言っておられたことがありますけれども、今、例えば地域なんかでは、地域の産業クラスターの中で産学官の連携も非常に顕著になつてきました。そういう中で、大学も二百以上参画し、企業も四千社、そこから新しい一つの研究開発が生まれてきています。そういう有機的な結びつきの中で、アウトソーシング、そういうものも懸念して効率を期していく、こういふことは事実でございまして、一九九〇年に六〇台だったものが、二〇〇〇年にはそれが一五%を超える、こういうような高い水準に相なつております。それについて、やはり研究開発の分野も空洞化の兆しが出でてきているわけであります。

日本といたしましては、やはり物づくりということが日本の活力の源泉でございますので、井上先生御承知のように、重点四分野というものに絞り込みをさせていただいて、一つは、御指摘のバイオ、これは将来、百兆、二百兆の市場が期待できる。さらには、一とんざをしているといえますけれども、ITなどと情報通信、さらには、おっしゃつたナノテクノロジーですとか材料、それからエネルギー・環境、こういう四つの分野の研究開発を一層促進していくかなければなりません。

次は、模倣品被害についてお伺いしたいのです。模倣品被害についてお伺いしたいのです。模倣品の被害といふのは大変大きくなつてきているということをこれまでとに言われているところであります。どだい、模倣品を売るというのは商業道德自身としても問題だと思うのでありますけれども、今やそれにとどまらず、日本の貿易なり日本の産業競争力にまで影響が出るほどに模倣品の被害が広まつてきている、こういうことが言われております。これはやはり日本政府も企業も大変頭を痛めておられるところだと思うんです。

それなりの対策を講じられてきたと思うのでありますけれども、こういった対策についてのこれまでの政府と民間企業の取り組みについてお伺いをいたします。

○太田政府参考人 お答えいたします。

模倣品に対する日本政府それから民間企業の取り組みについての御質問でございますが、まず、政府としては、これまで、WTOあるいは二国間協議等各種通商協議等の機会を利用して、中國を初めとする侵害国政府に対し権利保護強化の働きかけ等を行つてしまひました。

具体的に申しますと、九月のWTOのレビューの場におきまして、中国の知的財産制度及び運用の問題点を指摘するとともに、先月には、中国の石広生対外貿易経済合作部長の来日の際に、知的

財産権保護強化を平沼大臣から要請させていただきました。

また、民間企業におきましても、例えはヤマハ、これはオートバイの関係でございますが、商標権の侵害訴訟等を初めとして個別企業でもしっかりと取り組んでおります。それから、日本自動車工業会あるいは日本ベアリング工業会のミッショングを派遣して、業界団体レベルでも取り組みを行つてまいりました。

さらに、ことし四月、模倣品対策のための業種横断的な組織として国際知的財産保護フォーラムが設立されました。民間企業と政府との主要なハイブリッドとして活動を実施しております。九月には、WTOにおける中国、台湾のレビューに先立ちまして要請書を提出されました。こういう要請書も踏まえて、私ども、中国等に対してきちんと物を言つてきておるところでございます。

今後とも、官民一体となつた取り組みを進めていきたいと考えております。

○井上(喜)委員 私、ちょうど一年ぐらい前に北京に参りまして、日本の中国進出の主要企業、一二二、三社だったと思うんですが、話をしたのですね。やはりこの模倣品の被害の問題が出ました。これを現場を押さえて摘発する、そういう話になつたのでありますけれども、なかなか難しいと言ふんですね、非常に難しいと。こういうことで、民間だけではこれはなかなか手に負えないということで、その場合は、やはり大使館とか、それから政府だとかその他、あるいはジェトロですね、そういうような機関が中心になつてやつてもならないと、なかなか摘発というのは難しいんだというような話を聞いたのであります。私はそうだろうと思うんですね。中国のようないくつかの企業におきましても、例えはヤマハ、これはオートバイの関係でございますが、そういう体制が必要じゃないかと思うんですが、これについての見解をお伺いいたしたいというふうに思つてます。

これはきょうは御答弁を要求しませんが、その際、こうことを言つております。北京には日本商工会議所がありまして、商工関係の団体は一つしか認めないらしいんですよ。それで、大手企業で集まつて、例えはこの模倣品対策なんかを相談するというようなことが難しいと。だから、団体でもできれば、その団体の会合というこ

とで集まることができるんだけれども、今、こそ中国政府にもしていただきたいな、こんなふうに思います。

まず、前の方の御答弁をお願いいたします。

○太田政府参考人 お尋ねは、侵害国現地でどういう取り組みが可能かということかと思いま

す。

日本の企業におきましては、中国の場合ですと、中国現地の調査会社あるいは弁護士事務所等

を活用して摘発活動を実施しております。また、農業等の分野では、ヨーロッパやアメリカの企業

と共に組織も活用して侵害品の摘発を行つてい

るところ承知しております。

このような民間の取り組みを支援するため、現

地の大使館を通じて相手国政府に対する取り締まり強化の要請を行うとともに、お話しもありま

して、特に中国はWTOにも加盟し、今後自社

ブランド、自国ブランドも自分の国模倣品製造

あるいは相談の受け付け、さらには、企業と協力した模倣品の摘発などを行つてあるところでござります。

請あるいは海外での訴訟提起などの対策をより一層強化していくことが見込まれます。

ということで、井上先生御指摘のとおり、こうした現地における支援体制をさらに政府あるいは

ジェトロ等も応援していくことが必要かと

いうふうに考えております。

○井上(喜)委員 模倣品問題の解決、今のお話の

ように、中国自身もこれは努力をしないといけないと思うのですが、模倣品被害といふのは、日本だけではなく、アメリカとかヨーロッパの企業も同じような状況下に今あると思うんですね。

そういうことで、中国自身に自主的な取り組みを要請する、これはもちろん必要であります

が、あわせて、先進国が協力をいたしまして中国の模倣品問題に対処していくことも絶対必

要だと思うのであります。この点について、いつも日本が、恐らく被害は日本が一番大きいん

じゃないかと思うんですね、主導権を發揮して取り組むべきではないかと思うんですが、御見解を伺います。

○西川副大臣 井上先生から二つお尋ねがあつた

というふうに理解をいたしますが、まず一番目は、中国を中心とする侵害国政府が自助努力を

して、特に中国はWTOにも加盟し、今後自社

ブランド、自国ブランドも自分の国模倣品製造

者によつて侵害されるなんということすら考えら

れるわけでござりますから、中国政府も真剣にこ

の取り締まりをしていかなければいけない。

こういうことで、先ほど大臣がお答えを申し上げましたWTOの日本ファンドを中心とした研

修生制度とか、これはもう七年間で千四百人も中

国初めいろいろな国をやつておりますので、これからもう一つ、これはQ B P Cといふ、クオリティー・ブランド・プロテクション・コミッティー、こうのあります。例えばアメリカのジョンソン・アンド・ジョンソンとかマイクロソフトとかP & Gとか、こういう著名な企業、それから日本の松下、こうの全部で七十七の会社が、中国政府の下部機関としていわゆるQ B P Cという組織をつくつて、そこで模倣品の摘発などを、中国政府も、これを作れましたと、経済警察、公安も非常に熱心にやつてくれる、こうきましたが、通商協議等の場において、日本政府からも厳重に侵害国、主に中国、こうのところに対し取り締まりを強化することを依頼していく、こうのこともございますので、これらを活用して、欧米諸国と一緒に私どもは取り組んでいきたい。

特に、先ほども大臣からも御答弁をしていただきましたが、通商協議等の場において、日本政府からも厳重に侵害国、主に中国、こうのところに対して取り締まりを強化することを依頼していく、こうのことも当然でございますが、私どもも先進国同士で協議をして対応してまいりたい、このように考えております。

○井上(喜)委員 模倣品の被害関連をいたしまして、来月、官民合同の日本のミッショングが中国に派遣をされるようありますけれども、これは恐らく初めてじゃないかと思うんですね。やはり、中国のような国でありますから、上の方からきつと言つて下の方に徹底させていくということが必要だと思うのであります。大変意義のあることであると思いますが、平沼大臣の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○平沼国務大臣 官民合同ミッショングについてのお尋ねであります。

予定は既に確定しております、十二月一日から七日の予定で、民間の反模倣品団体である国際

知識的財産権問題の研究グループを組織しまして、お互いに模倣品対策に関するノウハウを交換、共有しようという試みを行つております。

いざれにしても、今後、我が国企業におきましては、侵害国政府に対する模倣品の取り締まり要

ります。

それからもう一つ、これはQ B P Cといふ、ク

オリティー・ブランド・プロテクション・コミッティー、こうのあります。例えばアメリ

カのジョンソン・アンド・ジョンソンとかマイク

ロソフットとかP & Gとか、こうの全部で七十七の会

社が、中国政府の下部機関としていわゆるQ B P

Cといふ組織をつくつて、そこで模倣品の摘発などを、中国の松下、こうの全部で七十七の会

社が、中国の下部機関としていわゆるQ B P

Cといふ組織をつくつて、そこで模倣品の摘発などを、中国の松下、こうの全部で七十七の会

また、これと並行しまして、中国政府と協力をしながら、当省の関係機関が、地方の模倣品取り締まり機関の職員や消費者を対象として、模倣品対策に関するセミナーも開催する、こういう予定であるわけであります。

本ミッションには、フォーラムの座長でござい
ます森下洋一松下電器産業代表取締役会長を初め
として、例えば、模倣品で大変被害を受けている
本田技研工業でございますとか資生堂、マイクロ
ソフトなどの幅広い業種の役員も参加をすること
になつております。

これは非常に重要なことでありますので、経済産業省といたしましても、このミッションに、国会の御承認がいただければ、副大臣クラスを派遣させていただきまして、模擬品問題解決に向けて、政府、業界一体となつた断固たる体制を組んで私どもとしては毅然とやっていきたい、このように忘っておりません。

いく、これは必要だと思うのでありますけれども、今の日本の風土から考えますと、どない研究開発に取り組むこと自身が非常にリスクがあるわけです、成功するかどうかわからないんですね。失敗したら責任を問われる、こういうようなはなかなか取り組めないわけですね。したがつて、私は、研究開発なんかをする企業というのには、本当に業績がいい企業に限られてくるんじゃないかと思うんですね。

そこで、私は、そういう政策減税も大事だけれども、法人税一般を、法人税そのものをやはり減税していくのもの、研究開発を進める上で大変大事じゃないかと思うんですが、何か所見があればお伺いしたいと思うんです。

○平沼国務大臣 非常に重要なポイントだと思思います。これは、経済財政諮問会議の中でも政府税調の中でもこの辺は議論されたところでございま

定のもとに研究開発投資の誘発効果について試算をしてきたところ、以下ののようなデータが出ていているところでございまして、仮に減税規模を五千七百億円、こういうふうに仮定をしますと、研究開発税率で出てくるのが約七千四百億、それから法人税率引き下げでは五百億、これは一つの仮定でございますけれども、そういういたデータもあります。確かに、私は、中長期的に見て、法人税率の引き下げということ是非常に必要なことだと思いますが、今こういう厳しい経済情勢の中で、短期的に経済効果を高めていくということは、やはり政策減税の研究開発投資減税がいいのではないか、このように思つてしているところでございます。

○井上(喜) 委員 終わります。

○村田委員長 川端達夫君。

○川端委員 よろしくお願ひします。

知財がこれから国を支える大変重要なものである、まさに財産であるということは申すまでもない、と思いまよ、こう思ふと、この二点が、

接的に利益を生まなくとも、基礎研究の分野といふもののはやはり国として非常に大切にしていくべきだ、そういうことで、そのことは十分考えてほしい、こういうような趣旨の御意見がありました。

また田中さんは、自分は研究者としてやってきたけれども、日本の場合には、非常にチームワークで自分の賞はそれたのではないか。ですから、チームワークというものが非常に自分の受賞の背景にあって、自分としては、そういう人たちの協力がついてできたことと、それから、それができた技術というものをやはりちゃんと評価をしてもらう、そういう方法があつたんだと、お二人はこういう特徴的な話をされていました。

総理が絶賛をされたように、お二人がノーベル賞を受賞されたということは、我が国の科学技術の水準は高い、私はそういうことを示すことだと思っております。

決するのでありますけれども、昨日の参考人の意見
と申しますと、最近の日本の企業経営
の問題は、ますます長期の問題に取り組むこと
ができないなってきていると言うんですね。特に
研究開発のような時間を要するものについてはそ
ういうのは、ますます長期の問題に取り組むこと
ができるなくなつてきていると言うんですね。特に
だと言うんですね。半期ごとに決算を出しても
全部チエックされる、そして経営者が責任を追
及されるというような時代になりますと、日先の
とでなく効果が上がるようなことはやつて
、なかなかじっくりと腰を落ちつかけてやるよう
な問題には取り組みにくいと言つんですね。私
は、これは困つたことで、何とかこういう風土は
直していかないといけないと思うんですね。この
点については、昔の方がやはりよかつたんじやな
かというふうに思ひます。
それはそれとしまして、との関連で申し上
るのでですが、税につきまして、平沼大臣、研究
発費の例えば一〇%を税額控除するというよう
お話をありましたが、それも必要だと思うんで
す。そういう特定の政策的に絞つて減税をして

企業の莫大な研究開発投資リスクを軽減するため、研究開発税制を抜本的に強化することが必要だ、私どもはこういうふうに考えて いるところでございます。

それで、もちろん、委員御指摘の法人税率そのものの引き下げについても、競争力強化の観点から検討すべき重要な課題だ、私どもはこのように認識しております。中長期的な観点を含めて、研究開発の活性化のためには、繰り返しになりますけれども、民間企業の研究開発に対する直接的なインセンティブを与えることが最も効果的な政策である、こういうふうに考えております。

仮ですけれども、波及効果についての試算をいたしますと、一定の仮定のもとに経済波及効果について計算をしてみますと、減税一単位当たり、研究開発税制でございますと二・〇五から三・一六、こういう効果がある。法人税率の引き下げは〇・九五である。それから公共事業が一・三七、これはよく出ている数字でございます。

また、日本経済団体連合会によると、一定の仮

ないと思いますが、その部分を支えるハックランドとしての、全部ではありませんが、大きなものとしていわゆる科学技術というのがあることは当然のことだと思います。

それで、本論の法律の議論に入る前に、先般、お二人がノーベル賞を受賞されたということで、ちょっととこれを先に、少しだけ大臣のお考えをお聞きしたいと思うのです。

総理も、今国会の所信の中で、日本人から三年連続、初めて二人の同時受賞、科学技術の振興に大きな弾みとなります、世代も活躍の場も異なるお二人の受賞は、我が国の研究水準の高さや層の厚さを世界に示した、我々に元気を与えてくれる、すばらしいことですと絶賛をされたわけですけれども、ノーベル賞受賞に対して、大臣の所感を少しお伺いしたいのですが。

○平沼国務大臣 今回受賞されましたお二人、私も、立場上、親しくお目にかかることができました。

お二人の感想というのは、やはり非常に特徴的だと思っています。小柴先生は、たとえそれが直

私どもの国を考えますと、明治維新以来、技術力を向上させ、産業競争力をつけるという形で技術導入というものを重視してきた結果、ある意味では、独創よりも、何といいますか、利用、調和というものを重んじる、そういう風土がありましたがので、最近は連続三年で四人、そういう実績が出てきましたけれども、今まで振り返ってみますと、歐米に比べてノーベル賞の受賞者を生み出さなかつた、そういうことがあつたのじやないかと思っています。

ですから、そういう中で、我々としては、ノーベル賞が出るような環境をつくることがやはり非常に重要だと思いまして、そういう意味では、小柴先生が言わされたそういう基礎研究の分野も、あるいは田中さんのような応用の分野も、やはりしっかりとできる、そしてそれが正當に評価される、そういうた体制をつくっていくことが非常に必要なんじやないかな、私はこういうふうに思つております。

○川端委員 私も、大変これはすばらしいことでありますということと、その中でも、とりわけ啓発卒業生

接的に利益を生まなくとも、基礎研究の分野とうものはやはり国として非常に大切にしていくべきだ、そういうことで、そのことは十分考えてほしい、こういうような趣旨の御意見がありました。

また田中さんは、自分は研究者としてやってきたけれども、日本の場合には、非常にチームワークで自分の賞はされたのではないか。ですから、チームワークというものが非常に自分の受賞の背景にあって、自分としては、そういう人たちの協力があつてできたことと、それから、それができた技術というものをやはりちゃんと評価をしてもらう、そういう方法があったんだと、お二人はこういう特徴的な話をされていました。

総理が絶賛をされたように、お二人がノーベル賞を受賞されたということは、我が国の科学技術の水準が高い、私はそういうことを示すことだと思っています。

私どもの国を考えますと、明治維新以来、技術力を向上させ、産業競争力をつけるという形で技術導入というものを重視してきた結果、ある意味では、独創よりも、何といいますか、利用、調和というものを重んじる、そういう風土がありましたので、最近は連続三年で四人、そういう実績が出ましたけれども、今まで振り返ってみると、歐米に比べてノーベル賞の受賞者を生み出さなかつた、そういうことがあったのじやないかと思っています。

ですから、そういう中で、我々としては、ノーベル賞が出るような環境をつくることがやはり非常に重要だと思って、そういう意味では、小柴先生が言われたそういう基礎研究の分野も、あるいは田中さんのような応用の分野も、やはりしっかりとできる、そしてそれが正に評価される、そういう体制をつくっていくことが非常に必要なんじゃないかな、私はこういうふうに思つております。

業に非常に関心を持つ者としては、この二つの受賞の背景に、それぞれ、島津製作所あるいは浜松ホトニクス、こういう、決して大企業とまで言えないけれども、非常に技術を大事にする、いわゆる物づくりをするという企業が支えてきたということが背景にあるというのは、本当に日本の大臣も言われたように、総合的な科学力・技術力というもののシンボルとして、私は、こういう企業、物づくりというものがあるというのは本当に誇らしいことだというふうに思っています。

ただ、いろいろな問題を、今もお二人のお話を引用されながらされましたけれども、実は大変大きな今の現代社会への問題を提起されているのではないか。例えば、一つはやはり教育研究の環境。今もし小柴先生が十三歳、四歳、今の時代に中学生としておられたら、五、六十年後に、小柴少年は小柴博士になり、ノーベル賞を受賞するよ

うな道を歩むことができるんだろうか。少年は小柴博士になり、ノーベル賞を受賞するよ

うな道を歩むことができるんだろうか。

いろいろな御本人のお話とかを引用してお友達のお話をしますと、例えば、中学生であつたといつたときに、友達が言つてゐるんですね。彼は悪魔鬼でした、夜間に町を歩き回つたり、外食したり、校則違反の常習犯だった、何かあると、また小柴かということがよくあつた、こう書いてあるんですね。という少年が、果たしていい内申書をつけてもらえたんだどうか。内申書が悪ければ、もう今はちゃんとした高校というか、内申書で全部分けられてしまうというときに、こういう行動をしている、もう本当に元気はつらつた少年は、どういう進学コースを歩めるのか、今の教育制度では。

そして、何か御本人も、大学では決して物すごく勉強ができたというわけではなかつたと、東京大学の物理の中とおつしやつてしまつたけれども、その彼が留学をしたいと言わされたときに、その当時の留学を審査する先生だつたんでしよう、朝永振一郎、これもノーベル賞をもらわされた博士が、米国ロチェスター大学留学の推薦状は、成績はよくないけれども、それほどばかじやないと自

分で書いて、にやにや笑う博士の署名をもらつたということで留学させていただいた。

しかし、今大学から留学するときに、教授に推薦状を書いてくださいと言つたら、こういう余裕はあるんだろうか。そして、先生が留学を終えて戻つてこられたときに、先生御自身が言つておられたけれども、そういう学生を母校東京大学は教師として迎え入れてくれた、今東京大学は迎えてくれるんだろうか、何年か後に、今の小柴少年がなつたときに。

そして、ニュートリノって何なのとよく、大臣も恐らく聞かれたと思うんです、何の役に立つのか

と、今おつしやつた基礎研究の部分で。成果やまさに目的のはつきりしない、何かよくわからないような基礎研究に、大学は、あるいは文科省は本当に予算をつけてくれるんだろうか。

私は、この予算をつけられた文科省、当時の文部省の背景は、やはりバブルのときであつたなど

思ふんですよ、ぶつちやけたことを言え。といふことでいうと、今の教育環境、子供からの部分で、それから大学あるいは文科省を含めて、今小柴少年がいたら、そういう人材は育つんだろうか

ということは、私は大変厳しい状況にあるんじやないかと。

もう一つは、田中耕一さん、民間企業でもらわれた。私も大学の民間企業の研究所におりましたので、ちょっとしまったかなと思つてゐるんですけども、企業というのは、特許は出させる、ばやつとしたものをできるだけ押さえていつてといふことだけでも、学会発表なんというのほんどうらないという世界を持つてしまつていて。だからノーベル賞なんて多分……。そうしたら、今までにノーベル賞に匹敵するものがなかつたのかといふと、私、そうではないと思うんですね。

さて、そういう非常にすごいことだけでもとくにノーベル賞に匹敵するものがなかつたのかといふと、私、そうではないと思うんですね。さて、大臣、お会いにもなられたと思うんですけども、これからまた民間企業から日本でノーベル賞の受賞者が出てくるんだろうか。私は物すごく難しいと思います。

これは、一つは、このノーベル賞は学会論文をベースにしているんですね。そして、学会の論文

というのは、特にこういう科学技術の分野でいえば、この物質とこの物質を、これぐらいの量で、

こういう条件でこういうふうにしたらこういうことになりますといったというのを発表するわけですね。

要するに、ほかの人があのままトレスしてもきっと検証できることでないと学会として価値がない。

特許も出しておられるんです。特許は、できるだけ一般化して書くんです。私も田中さんの特許を手に入れてみました。要するに、例えば、本当に具体的な、この物質とこの物質をこういう条件下に、この物質はこういうところに属するか。まだ売れないけれども、頑張ったというエンジニアをエンカレッジする仕組みが欲しい。そ

うすれば、日本のエンジニアはよく頑張るから、企業のあしたの飯はきちんとつくられるとか、企業研究者としては非難されるかもしれないが、今

や利益に余り貢献していませんね。

会社も会社

で、商売が下手なのでしょう、特許をいっぱい出

して技術を独占するような考え方がないんです。

ただし、研究者をもつと評価する仕組みはあっていいと思います。すぐには利益に貢献しなくて

は、長い目で企業のためになる研究をどう評価す

るか。まだ売れないけれども、頑張ったという工

程をしていてこうなんだというので、こういうものと

ができるから、こんな役に立つという書き方が

特許請求の範囲になるんです。ですから、トレーニングを許したという企業風土はやはりすごいこと

ができます。ですから、トレー

スのしようがない。なぜならば、余りわかれればノ

ウハウも全部ばらすということなんですね。

ですから、私は、よくぞ島津製作所は彼に学会

発表を許したという企業風土はやはりすごいこと

であると同時に、これは田中さんも言つておられ

るんですよ、後で述べますけれども。

だから、ノーベル賞が目的じゃないですけれど

も、企業というのは、特許は出させる、ばやつと

したものができるだけ押さえていつてといふこと

だけでも、学会発表なんというのほんどう

らないという世界を持つてしまつていて。だから

ノーベル賞なんて多分……。そうしたら、今まで

にノーベル賞に匹敵するものがなかつたのかといふと、私、そうではないと思うんですね。

さて、そういう非常にすごいことだけでもとくにノーベル賞に匹敵するものがなかつたのかといふと、私、そうではないと思うんですね。

さて、大臣、お会いにもなられたと思うんですね。

企業研究者からノーベル賞受賞者を輩出するに満足をしていると。

自分はかなり企業人としては珍しいということ

を言つておるわけですね。そして、企業がこうい

う人を許していいるというのは、許していいると言つ

たら変ですね。認めていいるという企業であること

がすごい。

企業研究者からノーベル賞受賞者を輩出するに満足をしていると。

はどうすればいいでしょうかという問い合わせに対し

て、製薬会社の場合、新しい成果が出ても長い間

マル秘扱いで対外に発表できない。この点を改善

できれば日本の研究が先進的なことを示せるだろ

う。製薬会社の研究者が、自分の成果を後から研

究した別の研究者に発表され、非常に歯がゆい思

いをしたという話を聞いたことがある。

要するに、企業は、その部分では、きょうの法

案の議論でもありますけれども、いわゆる権利化

とすることさえ、企業の中で、ブラックボックス

に入れて独占しようというものが働いている社会

の中で、しかし、そういうことをやつていると、

も、そういうこともしないというのが実態の中

で、ノーベル賞が全部いいとは思いませんが、果

たしてどういうふうにして日本の財産の知財を生

み出していくのかということに、私は大変大きな

問題を提起していただいているのではないかといふに思つております。そういう意味で、喜ばしいことは間違ひがないのですが、現実といふことも含めて、私は、かなり深刻な問題が提起をされている、我々もその部分を受けとめなければいけないと思つてゐるんですが、こういう状況を見て、大臣はいかがな御所感か。

それで、最後にまとめ的に、これもある報道で載つていたんですけども、田中氏のノーベル賞受賞は日本の企業内研究開発力の潜在力の高さを示した。企業内研究や研究者を正当に評価し、専門的力を高めることが日本の企業の将来の成長力につながる。だから、日本の企業はやはり潜在的には非常に高いレベルで力を持つてゐるし、そういう部分をうまくやれば日本の企業は本当にもつともっと強くなれるということを示唆していると同時に、しかし、現実にはそういうベクトルと逆に今全部置かれているという、教育環境も含めてあるという指摘だと思いますので、ぜひとも強く意識を当然お持ちだだときたいということなんですが、御所見を賜りたいと思います。

○平沼国務大臣 川端先生から大変含蓄のあるお話を承りました。田中さんの話でありますけれども、研究が好きだ、そういうことで、課長職にという話があつたときに、自分は課長になると余り好きな研究ができるないからと、こういうことで辞退されたというようなエピソードもあるようでありますし、また、お話を伺つたときに、非常に謙遜されて言つていたのかもしれません、日本にはまだまだ私はやはり、今までのそういう体制のあり方というものも見直すべき時期になつてゐるんじゃないのか。今回のこれを契機として、私は非常に大きな感か。

それで、最後にまとめ的に、これもある報道で載つていたんですけども、田中氏のノーベル賞受賞は日本の企業内研究開発力の潜在力の高さを示した。企業内研究や研究者を正当に評価し、専門的力を高めることが日本の企業の将来の成長力につながる。だから、日本の企業はやはり潜在的には非常に高いレベルで力を持つてゐるし、そういう部分をうまくやれば日本の企業は本当にもつともっと強くなれるということを示唆していると同時に、しかし、現実にはそういうベクトルと逆に今全部置かれているという、教育環境も含めてあるという指摘だと思いますので、ぜひとも強く意識を当然お持ちだだときたいということなんですが、御所見を賜りたいと思います。

○平沼国務大臣 川端先生から大変含蓄のあるお話を承りました。田中さんの話でありますけれども、研究が好きだ、そういうことで、課長職にという話があつたときに、自分は課長になると余り好きな研究ができるないからと、こういうことで辞退されたというようなエピソードもあるようでありますし、また、お話を伺つたときに、非常に謙遜されて言つていたのかもしれません、日本にはまだまだ私はやはり、今までのそういう体制のあり方というものも見直すべき時期になつてゐるんじゃないのか。今回のこれを契機として、私は非常に大きな感か。

形で目に見えないインパクトがあつたと思うんですね、企業サイドにも、それから研究者サイドにも、それから我々政治家サイドにも、学界サイドにも、あつたと思います。ですから、これはせっかくのいい一つの、出来事とおかしいですけれども、非常にこれはエボックメーリングなことだと私は思いますので、みんながそういう意識を持つて、今先生御指摘のように、日本にはそういうボテンシャルティーがあるんですから、それをやはり啓発するようなシステムづくり、体制づくり、こういうことをこれを契機にやつていかなければいけないのでないか、そんなような私は気持ちがしております。

○川端委員 ありがとうございます。

そういう部分を含めて今度の基本法について若干御質問したいんですけども、まさに今まで、日本は、資源がほとんどないわけですから、いわゆるよいものをたくさんつくって安く外国に売つて國力を蓄えるという、まさに貿易立国でやつてきたわけです。しかし今、安くできなくなつた。ですから、たくさんつくくる能力はあるけれども、たくさんつくつても輸出ができない。ぎりぎりよいものはつくれるのではないか。これは、今話のありましたが、簡単にその自覚と決意をお述べいただきたいと思います。

○平沼国務大臣 本年十月十八日、本法案決定の

閣議の場で、総理大臣から私に、国会対応については責任を持つて行え、こういうことがございました。いざれこの法律が成立後にいろいろな役割が正式に決定される、こういうふうに思つておりますけれども、私は、やはりこの知的財産戦略のはまだできる。しかし、研究開発にしても、大臣もお触れになりましたけれども、やや応用開発技術にシフトしていく。ところが、今は安くできない、だから売れないと、企業は体力が落ちてくる。そういう中で、企業もへとへとなり、そして何よりも、貿易立国を支えてきた優秀で勤勉な労働者が逆に路頭に迷うという事態を招いてしまつた。このままだと、肝心の技術、研究力、技術力、そして技能さえなくなつてしまふのではないかという危機的状況に來ているのではないかというふうに私は思っています。

○川端委員 ゼひともよろしくお願ひします。

この日本が危機的な状況にあるとき、要するに

の認識のものに、経済産業大臣として責務を全うして、そして責任を負つてやつていただきたい、このように思つております。

そういう中で、この中の仕組みとして、これら細部とかはいろいろ、体制としては、メンバーは大体法律で書かれておりますけれども、という

ことで、これから日本の生きる道はまさに別に製造業だけではないですけれども、著作権も含めていろいろなことでの、要するに知的な財産をベースにしてすべてを考えていくことは、私は高く評価をさせていただきたいと思います。

そこで、この法律の体制としては、本部長は内閣総理大臣である、そして副にというか、大臣が並んでおられるんですけど、パラレルといえばパラレルなんですが、ここは、国会の整理といえば整理ですけれども、平沼経済産業大臣が提案理由を説明され、当委員会で質疑をしているということ 자체、私は、実質上のこの一番の中心におられる大臣、一番の責任の大きい大臣としては平沼大臣がその任にあるんだろうというふうに思いますが、簡単にその自覚と決意をお述べいただきました。余り時間がないので、もう一言で結構です。

○平沼国務大臣 本年十月十八日、本法案決定の

閣議の場で、総理大臣から私は、国会対応については責任を持つて行え、こういうことがございました。いざれこの法律が成立後にいろいろな役割が正式に決定される、こういうふうに思つておりますけれども、私は、やはりこの知的財産戦略の中核を担う組織でござります。

○平沼国務大臣 特許庁というのは、特許審査の迅速化でござりますとか審判制度等の改革に向けては責任を持つて行え、こういうことがございました。いざれこの法律が成立後にいろいろな役割が正式に決定される、こういうふうに思つておりますけれども、私は、やはりこの知的財産戦略の中核を担う組織でござります。

こうした観点から、特許庁には、知的創造サイクルの確立と、我が国におけるプロパティ政策の推進を図る上で、中心的な役割を担つていくことが求められている。このように思つております。でも、私も、知的財産基本法の成立と同時に、そういう自覚のもとに、特許庁がやはり国民の期待にこたえる役割を果たしていく、こういうことが必要だ、このように思つております。

○川端委員 実施官庁だけではなくて、政策官庁として大きな責務を果たしていただきたいと心から期待をしております。

それで、そういう中で、報道でも時々、日本の企業と外国の企業が特許の係争をやりというか、後で訴えられて莫大な賠償金を取られるという報道が間々あります。私は、企業が、ある種の悪意

みたいなもので、インチキしてでも何とかばれなきやということは本當にないと思うんですね。対特許には抵触しない、正当なものとしてやつて、結果として訴えられて、係争して負けて何十億、何百億取られる。

これは、これから知的財産の中の非常に大きいわゆる訴訟という部分において、その力、訴訟力という、これは、事前の審査の部分での、係争が起り得るときに関する備えと、実際に起つたときの訴訟力、これが実は非常に大きな生命線を担っているんじゃないかというふうに思っています。

そういう中で、訴訟全般ということですと、弁理士法の改正がことしの委員会でありました。それは、いわゆる訴訟代理権といいうものが、一つは弁護士が受任した事件に限定をされている。それから、先ほど中村先生のお話がありましたけれども、訴訟代理権は、著作権とか発明者の権利には関係がないんだというふうになつております。だから実際は、そういう部分では、今までずっと過去にあつた弁理士による訴訟補佐の制度とそんなに実態は変わらないのではないかという指摘もあります。

そして、国際的なGATsなんかでいうのが、いわゆる相互の資格を認定し合おうという資格相互承認なんかでいうと、余りにもアンバランスに合わないということになつていて、数も全く違います。こういう部分でいうと、訴訟の大手さというものはもつと大きく踏み込むべきではないか。

同時に、前回の弁理士法の改正のいわゆる訴訟代理権の問題は、日本全体の司法制度改革の中で論じられてきた背景があるわけです。これは、弁護士が業務をするときに、弁護士のあり方というものの枠内において、その弁護士と隣接の法律専門職との関係というものにおいて論じられ、弁理士はこういう部分を代理権として持つべきだという議論で一定の結論が得られた。

しかし、今議論しているのは、日本を支える根幹として、知的財産をつくっていくと同時に守つていこう、もっとふやしていこうと同時に守つていろいろと、この部分の訴訟、紛争とかに対する備えと、それから交渉力、訴訟力というものをいかに強化するかというときに、弁理士の能力をどう活用するかというのは私は違う次元だと思います。もっと大きな話だ。だから、そういう観点で、一度これはこの法律を機に見直すべきである。

これは、いや、司法制度改革だから法務省がメインになつて、弁護士さんが中心といいうのではなくて、申し上げているように、経済産業大臣が、これをやる限りは、ほかの、それぞれ本部におられるわけですが、この部分で一度ちょっと整理をし直そうということをやられるべきだと私は思います。

同時に、この件に関しては、前国会でもこれは附帯決議もされております。そういう部分でこれは非常に大きな問題で、知財の部分で権利をふやそうとか育成しようとかいうときにやついたら全部ばろ負けしていくと言つたんだけれども、言えばアウトの話なんですね。そういう部分で、このことは非常に大きな、いわゆる限定解除に取り組むということは大事だと思いますが、姿勢と方向をお聞かせいただきたいと思います。

○太田政府参考人

お答えいたします。

本年の弁理士法改正では、弁理士に信頼性の高い能力担保措置を講じた上で特許権等の侵害訴訟代理権を付与することとしたしました。

現在のその後の状況を御説明しますと、この規定に基づきまして、日本弁理士会は能力担保研修

試験を行いまして、この試験に合格した弁理士は、特許権等侵害訴訟代理業務を行うこ

とができることとなります。

○平沼国務大臣

それは非常に大切なポイントでございまして、これからますます国際条約でそ

範な論議を進めること。」という決議をいただい

ております。当省といたしましては、本附帯決議の趣旨も十分踏まえまして、平成十六年以降、具体的に訴訟代理権の業務が始まります。その業務

の中で弁理士が侵害訴訟への関与をいろいろしておられます。専門知識を有する者として、その実績を見きわめつつ、訴訟をめぐる環境及び利用者からの要請等も勘案し、必要に応じまして、関係省庁とともに制度の

いくとしますが、その実績を見きわめつつ、訴訟をめぐる環境及び利用者からの要請等も勘案し、必要に応じまして、関係省庁とともに制度の

中で弁理士が侵害訴訟への関与をいろいろしておられます。

○小沢(銳)委員 民主党の小沢銳仁でございま

す。

法案のベースになりました知的財産戦略大綱を読ませていただきました。なかなかよくできています。

○川端委員 日本を救う知的財産チームのキャッ

チヤーがそんなことはだめですよ。それでは

ピッチャーボを全く受けられない、そういうこ

とをやついたら。

今、だから申し上げたでしよう。司法制度改革

の中で弁理士に訴訟代理権を付与しよう、しかし

限定があるという部分をというときに、そういう

中で弁理士の皆さん、みずから研修をし、レベルを上げようというので今生懸命たくさんの人

がやつていて。そういう姿勢、そういう意欲があり、能力を上げようという努力をしているといいうのが実績なんですよ、既に。

だから、それを受け、しかも、訴訟の弁護士

さんを中心とした部分でどうあるかという枠よ

りもつと大きな枠、これも大きくなないと云いま

せんよ、日本の社会の中で法律がどう国民のため

に生きていくのかということは大事なことだけれども、もう一度、国力を確保しやしていくとい

う部分に関しての訴訟、私が申し上げた部分

に関してどう対応するかということの、二年間、動き出していくから、しばらくそれがどう動くかを見て

かねと困る。

大臣、いかがですかと決意をお伺いして、終わ

いた問題が激化していく中で、私どもは、できるだけ早くそういう整合性を求めてびしつとやつていかなければいかぬと思つています。

○川端委員 終わります。ありがとうございます。

○村田委員長 小沢銳仁君。

○小沢(銳)委員 民主党の小沢銳仁でございま

す。

法案のベースになりました知的財産戦略大綱を読ませていただきました。なかなかよくできています。

○川端委員 終わります。ありがとうございます。

○小沢(銳)委員 民主党の小沢銳仁でございま

す。

す。
そういう中で一つだけ、ちょっと横道にそれますが、ここの中にもあるのですけれども、産業競争力ということを考えたときに、まさに私が今言うような、創造性を持つて、付加価値をつくつて、そして競争力をを持つ、これがまさに先進国型の、当たり前ではありますけれども、基本的なスタンスでなければいけない、こう思っています。

例えば、昨今、円安政策というのがありますね。これは輸出入に関係しますから若干触れるところは、日本というのは、これからアジアと中長期的にどうやっていつたらいのかというものが最大の、いい関係をつくっていくというのが最大の戦略でなければいけない。そのときに、世界第二位の経済大国で、なおかつ、今は依然として黒字国です。その黒字国が、政府が例えば円安誘導とか、政治家が少なくとも自国の通貨を円安に持っていくとか、アジアの人たちのことも考え、また自分たちの役割を考えれば、それはあつてはいけない、こう思っています。

そういう意味では、そいつた形での競争力の回復は、ここにあるように、創造性を持つて、まさにそこでやつしていくのが王道だ、こう思つていて、ぜひそうした意識で経産省も頑張つていただきたいと改めて思うところであります。
そつはいつたつて、なかなか先端的なことは難しいよと言つかもされませんが、しかし、考えてみれば、金を稼ぐ産業というのはすべてではなくていいわけでありまして、そついた意味では、現在の経済もそうですねけれども、それぞれの経済には今最先端で動いてるそれそれの現実があるわけですから、そのところの最先端で動いている現実のところをさらに半歩、一歩進めていく施策を政治がしつかり打つていけば、日本人の勤勉さと優秀性を考えれば、そつ簡単に負けるはずはない、そつ大変なことでもないといふうに思つてゐるという所感を一言冒頭申し上げさせていただきました。それも、大綱が割と刺激的だったの

で、そんなことを思いました。

質問に入らせていただきます。
法案の中で、産学連携、こういう話が重要になります。私自身、その産学連携といったことの側が大手中心主義になつてゐるのではないかと、いう話をいわゆるベンチャー・中小の皆さんから聞きました。

そこで、まず最初、質問なんですが、基本的なところですが、大学の企業に対する特許ライセンス、私の手元には、一九九四年以降、米国は約一万五千件、日本が二百二十三件、残念ながらこれは少ないなどづくづく思つながら見ていました。が、きょうの質問の趣旨はその内訳ですね。
この特許ライセンスが、大手といわゆるベンチャー・中小と、どんな内訳になつてゐるか、データがありましたら教えていただきたいと思います。

○西川大臣政務官 今、大手と中小の問い合わせがありました。確かに数字の上では、今先生が御指摘になりましたように、アメリカは一九九四年から一九九九年まで累積一万五千四百八十件あります。日本は残念ながら、九八年から始まつておられますので、おくれて始まりましたので、それにしても数字が少なくて二百二十三件。なぜなんだというのを私も皆さんに尋ねてみましたが、やはり始まつたばかりというのが一つあるし、前にあります。日本は残念ながら、九八年から始まつておられますので、おくれて始まりましたので、それに

新規事業を出せば満足されておる、こういうことも影響してゐるのではないか、こう私どもは分析をいたしました。

以上です。

それで、その数字は先生が今御指摘のとおりで、日本のTLO、技術移転活動は、実施許諾件数は二百二十三件、十三年九月時点であります。

○小沢(鉢)委員 政務官、その内訳はおっしゃつていただけましたが、大手と中小、大と小の。

○西川大臣政務官 私どもも調べてみましたら、

大企業と中小企業、件数でいきますと、大企業は三三%になりますと、中小企業は六七%、こういいう数字になつています。

○小沢(鉢)委員 私が予想していたより意外と中企業のパーセンテージは多いなということで、それはそれで、私の思いからすればよかつたなと思うのですが。

やはり企業の皆さんのお話を聞いていますと、いろいろな大学、あるいはまた、経産省は、産総研というのですか、そういう関係のシンクタンクをお持ちですが、そういつたところの研究者も、当たり前でありますけれども、例えば企業化していくときは、ある意味では名前が通つていて大きな企業にどうしても行きがちになる。

しかし、これから日本の日本のことを考えると、生きのいい、元気のいい、まさにベンチャーとかそういういつたところにどんどん道を開いていくような話が、まさに知的財産みたいな話をベースにしてそういうふうなところを開いていくというのが大事になるのじやないかと思うのですが、そういうふた施策をお考えになつていて、どういった施

策をお考えになつていて、どういった施

聞いているんですね。しかし、いわゆるそれだけ世界トップの出願がどうも生かされていないんじやないか、せつかくそれだけ特許があつても生かされていないんじゃないかという気がしますが、そこはどんなふうにお考えですか。

○高市副大臣 小沢先生おっしゃいましたとおり、出願件数、平成十三年で四十四万件、アメリカが二十九万件という形でございます。

今、特許の保有件数で申し上げますと、これは平成十一年のW I P O の統計なんですが、それでは、経済産業省の方では、この開放特許でございます。この中で三十四万件は実施されていると。そうすると、残る六十六万件のうち約三十二万件は、他社にライセンスを行う意思がない、いわゆる防衛特許でござりますから、六十六万件から三十二万件を引いて、その残る三十四万件ですね、これは開放特許でございます。だから、利用されない開放特許といふことになります。

アメリカが百二十四万件、日本は約百万件でございます。この中で三十四万件は実施されていると。そうすると、残る六十六万件のうち約三十二万件は、他社にライセンスを行つておらず、企業で技術移転とか新規事業の創出を促進しないで、経済産業省の方では、この開放特許の流通を通じて技術移転とか規範事業の創出を促進しなければいけないと、いうことで、特許流通促進事業というものを展開しております。

具体的には、独立行政法人の工業所有権総合情報館というところが主体で特許の提供や導入の仲介を行つて特許流通アドバイザーの派遣、これは、地方自治体とかそれからT L O に派遣をいたしております。それから、特許流通データベースの整備、こういつた事業を行つております。今後とも努力をしてまいりたいと思います。

○小沢(鉢)委員 今の特許流通促進事業ですか、おられます。それから、特許流通データベースの整備、こういつた事業を行つております。今後ともいろな皆さんの話を聞くと、要するに、事業化するのに金がないという話になるんですね。ですから、せつかく特許としてあるものも、それを企業化していくのに生かせない、ここがやはり一つのネックになつてゐるわけですね。

それで、米国というのは、御承知のように、直接金融と間接金融、直接金融のマーケットが大変大きく、そういうものを応援するファンドが

もう山のようにあるわけですね。日本は、そういった直接金融が極めて弱い、そしてまさに間に接金融は、ある意味では今大変危機的な状況にある、こういうことですですから、そういう意味では、せっかくのいいものを持つているところもなかなかだめなんです。

それで、さらにもうと言ふと、いろいろな制度があつても、これはまた中小企業金融の話になつちゃいますが、一つ一つの枠の中には足りて、プロジェクト金融的にはうまくいって、トータルで見ると、その規模に対ししてこの企業はえらく与信額が大きいねという話で、信用保証ができるとかいう話になつてしまふ。だから、一つのすごく生きのいい企業が、こつちのA事業、B事業、両方やりたい、こう言つても、合わせるとえらく融資額が多くなつちやつて、ちょっととなかなか融資できませんねみたいな話でとまつちやつて、いる例が幾つかあるんですね。

ですから、元気がない、倒れそうな企業を起すのも大事なんだけれども、本当に元気で、やろうとしている企業にちょっと手を差し伸べれば、まだ幾らでもやれる部分が残っていると思うんですけれども、そういうことをぜひこの基本法案をベースに考えもらいたい、そういうファイナンス機能をですね。ファイナンス、財政上の措置というのが一行あるだけなんですね、この法案は。金目の話が基本法に入るわけじやありませんから、別にそれで文句を言うわけじやありませんが、一文字あるだけなんです。そこをもうちょっとと考えて、現実的な話にしてもらいたいと思いますが、いかがでしようか。

○西川大臣政務官 確かに、御指摘のように、今までのように、土地を担保にお金を貸す、こういうことであれば今でも大丈夫な企業はたくさんあります。金が借りられない、こういう状況の中でどうするか、こういうことになるわけありますけれども、政府系の中小企業の金融機関でやつて

いるということがありますが、先生からいえば額が小さい、こういうことになるんだと思うんであります。

その中で、一つだけ、中小企業金融公庫がやつております問題で、土地担保を微求せずにやろ

う、こういうことで十二年に制度が発足した、こういうことになつて、いるわけです。それで、どういう仕組みだと。今、保証をつけてくれといつておられます。問題で、土地担保を微求せずにやろ

う、こういうことになつて、いるわけです。それで、どう業の問題については、本人の保証はとするけれども第三者はどちらない、こういうことでありますから、この額がしっかりと使えるようになればある程度応援ができる、こういうことになるんだろうと思つてます。

それから、リスクのあるベンチャーリ投資する人はなかなかいません。それは事実だと思います。投資をするときも、投資組合をつくつてやるわけですから、有限であれば出してくれる人もいるんですけども、今までのように無限責任

も挑戦支援法の中で有限でいこう、こういう話になつてしまつたので、これらも使っていきました。

いい、こう思つておりますで、まだまだ制度上は十分でないところもあるかと思いますが、私ども、そういうことで取り組んでいきたい、こう思つています。

○小沢(銳)委員

ぜひ、今の方向を本当に肉づけをしていただきたいと思います。

續り返しになりますが、米国は御承知のようにそういうのがもう山のようにあるわけでありまして、なかなかそれを日本が制度金融だけで全部補うというのは無理だとは思いますが、少なくともそういう方向をしっかりと政府が示すことによつて、民間の方もそういう意識が出てまいります。

こう思うものですから。実際にはもう本当に、恐らくその金額がけた違いに違うはずですか、この知的財産を生かして企業化していくとい

う話に関しては。どうか、そのベースをできるだけ膨らませる、そのとき、特に資金力が不足している中小のところにも目を向けて、そういうところを育てるんだ、こういう話でお願いをしたいと思います。

それから、では視点を変えまして、対外関係、一点御質問をさせていただきます。

この知的財産戦略大綱の中にもあるんですが、

高橋是清さんが米国へ行って、知的財産を大事に

していることに感銘したとか、いろいろな、また先輩の皆さん方の話の中にも、どうも米国がすごく知的財産先進的なイメージで話をされている

やに受けとめたんですが、いろいろ何か調べてみると、どうもそれは、確かにそういう部分もあるけれども、例えば特許は先発明主義で、一国だけですね。これも、ハーモナイゼーションと

いうことで考えれば、何とかしてもらわなきゃいけぬのじやないか、こう思う。

それから著作権の方も、インターネットを含めて、そういうものの保護というのはどうも薄い。だから、知的財産を大事にするというよりも、自分たちの国にとって都合のいい話は一生懸命しているというふうに何か私は受けとめるんで

す。

だから、そういうことに対する、経産省とし

て、あるいは著作権の方は文科省でしょうか、逆に言うべきことはしっかりと「う」という話が必要だと思うんですが、その対応はちゃんとできているんでしょうか。

○小沢(銳)委員

ゼ

お尋ねでございました。

先生御指摘のとおり、米国の著作権法は、保護水準の高い日本やEU諸国と比較をいたします

と、実演家の権利を含む著作隣接権の保護が不十分であつて、一部には、著作権関係条約上の義務を果たしているのかということについても疑問が

あるとの指摘もあるわけでございます。

ちよつと具体的に申し上げますと、米国の著作権法は、インターネットへの対応あるいは実演家の権利、著作人格権など、必ずしも保護が十分でない点があると私ども認識をいたしております。

では、ほかの国は先願主義、要は、出願した順番です、それが早い方が権利者となるということですので、結局、アメリカの先発明主義のもとでは、特許権者として事業を行う場合でも、後で真の権利者が存在したということで権利が逆転しまつて、結果、高額なライセンス料を払わなければいけないとか、それから、安定的に事業活動ができないといった弊害が出てきております。

このハイモナイゼーションに向けての動きです

IPOの特許法常設委員会で、特許制度のハイモナイゼーションということを実現するための条約策定が検討されております。ところが、これはまだ数年かかると見込まれております。

日本二国間で、例えば日米フレームワーク協議ですか日米規制緩和対話などの場を通じて、これは一貫して先願主義への移行を訴え続けております。

アメリカは、もうお亡くなりになつてしまいましたけれども、ブラウン商務長官が、一九九四年の一月の時点では、とにかく先発明主義を堅持するというようなことをおつしやつて、WIPOの中での話し合についても応じない、この動きがとまつておりますけれども、最近はちょっとと改善されてきたのかな。

二〇〇二年六月二十五日の日米規制イニシアチブ、日米両首脳への第一回報告書というの中では、アメリカ政府は、先願主義への移行という

日本政府の要望を引き続き検討するということです、少しやわらかくなつてきたかなという感じはいたしております。

○錢谷政府参考人 米国の著作権制度についての

お尋ねでございました。

先生御指摘のとおり、米国の著作権法は、保護水準の高い日本やEU諸国と比較をいたしますと、実演家の権利を含む著作隣接権の保護が不十分であつて、一部には、著作権関係条約上の義務を果たしているのかということについても疑問があ

るとの指摘もあるわけでございます。

ちよつと具体的に申し上げますと、米国の著作権法は、インターネットへの対応あるいは実演家の権利、著作人格権など、必ずしも保護が十分でない点があると私ども認識をいたしております。

では、我が国は米国と、日米規制改革・競争政策イ

ニシアチブの枠組みのもとで二国間経済協議が行われているわけでございますけれども、この中で

米国に対してこのような点を提起しているというところでございます。

我が国としては、このような二国間の協議あるいは国際条約の審議の中で、途上国、先進国における著作権制度の国際的なハーモナイゼーションに努めてまいりたいと考えております。

○小沢(鉢)委員 米国は最大の友好国ではありますけれども、ぜひ言うべきことは言つていただかないと、日本のまさに国益が守れない、こういうことがありますので。そういう意味ではかなりしたたかにこういつた点では向こうはやつてくるわけですから、そこは本当に我が国としてもしっかりと対応して、そしてフェアな土俵で闘うという話にぜひ努めていただきたいと御要望を申し上げます。

最後に、研究開発環境の整備という観点でお尋ねをしたいと思います。

ちょっとこれも話の視点を変えて、こどしの夏、たまたま私はアイルランドに行かせてもらいました。金融特区がありまして、アイルランドに行きましたところ、いわゆる日本からの研究開発のための会社が何社か、数多く出ておりました。製薬会社の方が多かつたように思いますが、いわゆるバイオの研究なんでしょうか。

アイルランドという国は、イギリスの西の方にあつて地味な国であります。金融に関しては、金融特区を設けて、いわゆるロンドンの金融センターの一部を肩がわりするというような話だと、今回、そこの、ある意味では研究開発型の町づくり、地域づくりというのはどこまでかというのではなくて、そんなに詳しく見られたわけではないんですけども、例えばそういう話をしているだけが、なかなかユニークで、発展をここ十年遂げている国であります。

また、生活環境も、緑に覆わっていてすばらしい環境で、特にゴルフはリンクスがあつて、これまた大変すばらしい、こういうことですね。

それで、要は何を言いたいかというと、研究開発環境といったときに、いろいろなことがあるんでしようが、経産省として、今の日本の経済を考えたときに、少しダイナミックな構想を持つても

らいたい。それはどういうことかといふと、やはり研究拠点、ハブとかそういう形でいわゆる大きな地域開発、それを少し打ち出したらどうか。

このデフレの時代であります。みんな外へ出よう、空洞化の時代であります。みんな外へ出でいく、こういう話ばかり心配している。そこでなくして、アイルランドというあの小さな国でも、そういうたったある意味では知恵を使って呼び込んでいるんですね。金融セクターを呼び込んでいる。そういう研究開発型の企業を呼び込んでいい。常日ごろからそういう環境をつくつていないとやれないからということでやっている。

ですから、知的財産というのは、ただ単に我が国の経済をよくするだけではなくて、外から呼び込む機能もあるんだ、こういう観点に立てば、まさに拠点、ハブというような発想で、世の中をぱつと明るくするなどビジョンを描くべきだ、私はこう思つていています。

アメリカなんかも、例えば医療をベースにして、メデイカルコンプレックスという話がある。意で、メデイカルコンプレックスという話がある。よ。だから、やはりそういう観点でぜひ取り組んだらどうか、こう御提案申し上げますが、いかがでしようか。

○平沼国務大臣 私、そのとおりだと思っております。

一つは、今、小泉内閣のもとで、経済特区といふのも、それは一つのそういう方向を目指したものだと思っておりまして、経済産業省といたしましては、地方や民間企業から出てきたものに対する規制の緩和については、私どもは満額回答で対応する、こういう基本姿勢を持つています。

それから、委員も御承知のように、一九九八年に制定されました新事業創出促進法に基づきまして、私どもは、高度研究機能集積地区、こういうものを設けて、これは地域振興整備公団によつていま

インキュベーター整備等の幅広い施策が展開をしております。

また、これはもう小沢先生もよく御承知のとおり、地域産業クラスター計画というのも、そういう意味では一種のコンプレックス、クラスターでありますから、そういう意味で、これは全国十九拠点の中で二百以上の大学、四千社の企業、そういうものの固まりができております。

ですから、おっしゃるとおり、空洞化ということもばかり言わないで、やはりそういうものをぴしっと整備して、呼び込んで、そして産業競争避けて通れない大切な課題だと思つておりますので、私どもとしても、力いっぱい取り組んでいきたい、こういうふうに思つています。

○小沢(鉢)委員 ゼひ今の方針で、同時に、具体的に絵もかきながらやつていくと元気が出るんですね。

やはり、デフレの時代というのは、倒産と失業と自殺の時代で、暗い時代ですよ。本当に恐慌一歩手前だ、私はこう思つているんだけれども、これを切り開いていくのに、昔は、アメリカのルーズベルトがニューディール政策をやりましたよ。

ね。日本が今、日本版ニューディール政策をやるんだつたらば何を使ってやるのかという発想ですね。まさに、こういう知的財産権みたいなものを使つて、そして、需要を起こし、土地を動かし、そして海外からも、特にアジアから人を呼び込むというビジョンをぜひつくついていただきたい。

私のところには資料がいっぱいありますから、もし必要でしたら彼らでも御提供申し上げますので、御要望して、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○村田委員長 後藤茂之君。

○後藤(茂)委員 後藤茂之です。

それでは、経済金融政策が最近迷走しているようには思っていますので、まず経済政策について伺いたいというふうに思います。

不良債権の処理、資産査定の厳格化というの

は、これはもう重要なことは言うまでもありません。これをいかないと金融の仲介機能を回復するということはできませんし、また、資本が過少になつたり、体質の悪い金融機関は、例えば追い貸しをしたり、いろいろな適切な対応ができるとかいう意味で、リスクをやはり管理できなさい。そういう意味では、資産査定の厳格化ということは、これは推進すべきだと思います。

しかし、私は思うんですが、金融機関の資本の健全性確保の問題と、金融機関と取引先との間の負債権、不良債権の償却の問題を、もしこれを同時に解決を強行すると、そうして不良債権の直接償却を強制的に追い込んでいくというような金融政策をとつたならば、私は、日本の経済というの死んでしまうというふうに思つております。

特に、不良債権の内容を考えてみると、六割は中小企業の債権でありますから、そういう債権といふのは、大企業のように再生をしたりリストラをしたりというようなわけにはなかなかかないませんのであります。そういう意味では、税効果会計の縮減の問題とか、最近少しビーンボールが過ぎるのではないかというふうに私は思うわけあります。

もちろん、最終的に資本の健全性確保の問題はありますけれども、しかし、今どういう事態であるのか。それから、例えばその過程で、アメリカと単純に比較して、一〇%の資産に対する制限がついているかついていないかとか、そういうことはなくて、例えば無税債権がどのくらい認められるのか。それから、例えはその過程で、アメリカのところには資料がいっぱいありますから、もしく必要でしたら彼らでも御提供申し上げますので、御要望して、終わらせていただきます。ありがとうございました。

そして、何といつてもやはり投資と消費を回復させるということが大事であつて、そのためには、構造改革というのはやはり進めていかなければいけないというふうに思います。しかし、デフ

レ経済のもとで投資と消費を回復させるということは、これは非常に難しいです。例えば今一%ぐらいいのデフレですけれども、十年であれば一〇%になります。そうなると、資産デフレ効果を考えても、例えば十年後までの売り上げの予測や収益の予測を見ても、消費や投資が出てくるような元気は出でこない。ですから、そういう意味では、デフレ対策と構造改革政策をあわせてやらなければいけない。

失われた十年の経済政策のいろいろな失敗や反省もあるわけですから、はつきり言つて、財政政策や金融政策は従来型の政策がきかない状況になってしまいます、流動性のわなというか。しかし、そういうときに、では、どうやってデフレ対策をやるかということですが、私は、通常のときであればそういうことは好ましくないと思われるような政策であつても、例えば資産市場にアプローチするようなそういう政策をやはり今ある程度とらなければいけないのでないか。

それで、これまで一年間ぐらい、例えば日銀のETFの購入だとか不動産への資金の供与だとか株式取得だとか、あるいは政府系金融機関についても、二年とか三年期限を限つて、政治決断である程度焦げつきを認めるというようなそういう対応をとる。この心は、要は、無審査無担保で金を貸し続けるというような特別保証というのはやはりよくない、ある程度きちんととしたスクリーニングをかけながら、しかしリスクのあるところにもう少し、中小企業に対して応分の負担をしてもらひながら金を供給していくためには、この短期間にそもそも論の理論を言つていたのではだめなのです。いかというふうに申し上げてきた。

例えば、円安・ドル高に向けてやはり誘導すべきだというときに、構造的に円がオーバーバリューになることの一つの理由として、公的部門に集まつた金が国内にとどまる。日本の国債の購入に当たつては、為替変動リスクとかいろいろ言つたけれども、やはりそこは、外債の購入だとか、もう少し積極的な円安誘導政策をやるべき

ではないか、そんなようなことをこれまでに申し上げてきたわけですから、その必要性はますます私は高まつてきているというふうに思います。

それで、大臣に伺いたいと思うのですが、私は、構造政策とともに、金融の正常化とともに、デフレ対策のパッケージはやはりどうしても必要だと思います。今私が最後に言つた奇手奇策はちょっと忘れていたくとも、デフレ対策が重要である。そのデフレ対策について、経済産業大臣として、これからもっと大きな声を出して発言すべきではないかというふうに思つておりますが、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣　お耳に達したかどうかはともかくとして、私も随分主張をさせていただいたところであります。

私も先生と同じように、不良債権というものはやはり処理をしていかなければならぬ、これはやはり処理をすることは必要なことだと思つております。しかし、やはり車の両輪でございまして、不良債権の処理だけでは、さなきだに今デフレこういう状況ですけれども、それをさらに加圧することになるわけであります。

そういう中で、一つのいわゆる不良債権処理問題が出たときに、私は、経済財政諮問会議の場ですとか関係閣僚会議の場ですとか、あるいは一部の閣僚が集まつた場等で発言をさせていただいたのは、御指摘のとおりのことです。そこで、私は、経済財政諮問会議の場で発言をさせていただいたのは、御指摘のとおりのことです。そこで、私は、経済財政諮問会議の場で発言をさせていただきました。

例えば税効果会計に関しましても、これを、例えばアメリカの会計基準や税制を、全く整合性を持たないで一律一〇%以下なんというようなことを導入したときに、これは我が省の試算でも四十七兆ぐらいの貸しはがしが起こる可能性がある。

そこで、デフレ対策というのは当然必要なことだと思います。そして、その規模としても、いつでございまして、私は、一つは、やはりセーフティーネットをしっかりと構築することだと思つています。そういう意味では、特に中小企業は非常に今厳しい状況にありますから、この不良債権処理に伴つて環境的には中小企業はますます厳しい

ます。

それからまた、従来型の公共事業とかそういうことではなくて、同時に、ある意味ではマクロ的な政策も、車の両輪ですからやはりやつていかなければいけません。その中で、私が今回の緊急の対応策の中でも我が省として主張して盛り込んできたところは、効果が上がる政策減税、そういうべきだ、そういうことによって、逆にそういう企業の投資意欲だとか研究開発意欲だとかを高めていく。

それと同時に、御指摘のように、今資産デフレでござりますから、土地だと株が下がつておりますから、これを、土地を流動化して、さらに株を与える税制もあわせて、やはりマクロ的な観点でやつていかなければいけない。

ですからおっしゃるとおり、私は、そういう考え方を今まで相当声を大にして主張してまいりました。それからもつとお耳に届くような形で頑張つていただきたい、このように思つております。

○後藤(茂)委員　今、大変心強い御発言であります。そこで、そのことについては安心しましたが、

ということは、私も、セーフティーネット政策はどんどんやらなければいかぬと思いますし、それから新産業創出の関係のいろいろな政策もどんどん打つていくべきだと思いますし、税制の問題もあると思いますし、それからいろいろな、都市再開発の問題だとか、非常に効果的な政策もあると思います。

ということは、やはり補正は早くやるべきではないか。そして、その規模としても、いろいろ、三十兆円の国債枠というの、もちろん、ばらまき型のいわゆる従来型の景気対策ができないということを国民にアピールするという意味ではこれまで効果的だったかもしれません、ここへ来て、今おっしゃったようなさまざまな政策について、やはり補正を早くやるべきではないか、私はそういうふうに思つております。

私は一つ提言しますが、総理は割合に要求べス、希望ベースの話をどんどんされます。ですからこの際、経済産業大臣も要求ベース、希望ベースの発言をどんどんしていただけた方がいいのではないかというふうに思つておりますけれども、補正予算を早く実現すべきではないかということに対応して、大臣の御発言をいただきたいと思います。

○平沼国務大臣　改革を加速させるための総合対応策、これを取りまとめました。当面は、これの実現に向けて全力を挙げていくことだと思っております。

小泉総理御自身は、今開かれております臨時国会の中では補正予算は組まないということを明言されておりまして、閣内にいる私としては、その方針に従つて全力を挙げていくことだ、このように思つていています。

ただ、やはり事態は非常に緊迫の度を加えておるわけでございまして、ある意味では政治家としての発言として、通常国会、一月に召集されますけれども、その冒頭にやはり思い切つたそういう補正予算を組むべきではないか、こういうことを記者会見等でも私は実は発言をさせていただいて

そういう中で、小泉総理も、状況を見て柔軟かつ大胆に対応する、こういうことを明言されておりますので、今、後藤先生御指摘のよう、そういう状況の中でそういう局面が出てくるのではないか、そういう基本的な考え方を持っています。

○後藤(茂)委員 ますます声を大にして、それではよろしくお願ひします。本当に、中小企業が年度末を越える、あるいは日本の経済が何とかつがなく年度末を越えていくためには早い弾込めが必要だ、そういうふうな事態に今急速に、最近になってやはり陥ってきているというふうに私は思っております。

さて 知的財産基本法についてでありますけれども、御承知のように、基本法は理念や基本的枠組みを定めるものでありますから、具体的な法制度改革は通常国会以降やっていくということになりますけれども、法改正やいろいろな制度見直しをともかくなるべく早く、そして広範に実現していく必要があるだろうというふうに思っております。

まず第一に、国際競争力の強化の観点からひとが国の競争力を確保していくためには、技術力を向上させること、そして製品やサービスの付加価値を高めていくことが必要で、特に先端技術の産業分野では、アメリカやヨーロッパその他との異常に激しい競争をやっています。

一方、技術が成熟した産業や、あるいはそういう時代になつてくると、例えばブランドなどデザイナードとか、そういう無形の資産の価値を高めて、そこから収益をきつちり確保していくということでも大切になると思います。それで、企業のあらゆる活動の中で、技術にても、ブランドにしても、デザインにても、ノウハウにしても、そういうありとあらゆる無形の価値を収益の源泉として保護する、そして我が国の競争力を確保していくということは、国家的な戦略の基盤になつて

いるというふうに思います。

前、特許法の改正のときに、通常国会のときに、も大分お話をさせていただきましたけれども、米国では、一九七〇年代の終わりから八〇年代にかけて、産業競争力強化政策としてのプロパテントの流れがあつて、メダー委員会を出発点とするCAFECの設立や、特許の保護の範囲の拡大とか、という司法省や裁判所の動きと、カーター大統領のときの産業技術革新政策に関する教書を初めとした特許法の関係、特許庁を中心としたいろいろな動きと、それからヤング・レポートを出発点とする知的財産政策と通商政策のリンクageを図るというUSTRの動きとか、さまざまあつたと思います。

私は、こういうアメリカにおけるプロパテント政策というのは、非常に国家戦略性を持って機動的に推進されてきて、これは非常に参考になるというふうに思っているわけであります。日本も、基本法をつくって、そういう考えに従つて進もうと、いうことで今始まっているわけでありますけれども、今後、具体的に本当に個別制度についてどうしていくのか、法改正についてどういうふうにしていくのかということは、これは非常に重要な問題になります。

そういう意味では、大臣に、今後の個別制度の見直しや法改正に対してどういう覚悟と決意で臨んでいかれるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○平沼国務大臣 大変重要な御指摘だと思います。本法案は、我が国における知的財産の創造、そして保護及びその活用に関する基本理念等を明らかにするとともに、内閣に知的財産戦略本部を設置いたしまして、本部が知的財産政策に関する推進計画を定めることを規定しているわけであります。

ただ、知的財産立国の実現を図るために、この基本法を制定するだけでは当然のことながら十

分ではございませんで、個別制度、これは議員御指摘のとおり、個別の制度の見直しというのではなくことがあります。

そのため、今後、本部は、具体的な目標や達成時期を付した上で、関係府省の知的財産関連施設から成る推進計画を作成することにいたしておられます。その中で、個別制度の見直しを含めまして、関係府省が集中的かつ計画的に取り組む事項をしっかりと盛り込んでいかなければいけない。

また、個別法の改定についてでございますけれども、これは、次期通常国会に、特許法、当然でありますけれども、著作権法、さらには不正競争防止法、民事訴訟法などの改正を行つて、今そのための準備を鋭意取り進めている、こういうことでございます。

○後藤(茂)委員 そういう意味で、しっかりと工事管理をしていただいて推進をしていく必要があります」というふうに思います。

知識的財産権に関連して、ちょっと一般的な話になりますけれども、私は、常日ごろ大変思つてゐることがあるので伺いたいと思うのですが、物づくりの競争力の確保という観点からいようと、現在企業がとっている経営戦略には非常に大きな問題があるというふうに私は思っています。

例えば、具体的にちょっと挙げると、短期的な視点から、例えばコア技術を中国に持つていつてどんどん流出させるというか、ぶちまけてきてしまふ。本来だったら、技術供与戦略というのをきちんと確立するべきだ、それがなされていなかつたりする。

あるいは、今こういう非常に競争の激しい時代、それも国際競争の激しい時代になつたときに、競争力のある分野で企業といふのはもつとたくさんしつかりもつけて、そのもつけた利益を新しい技術開発や新しい産業の展開に使つていく必要があるわけですが、どうも日本の場合は、不効率部門や不採算部門を放置して、それですべての日本の企業がそこへ、仕事をいろいろなところでやつているわけで、例えばリードタイム

でもうかるようなそういう分野にもみんなで寄つてたかつて入つていて、まず収益のバイを小さくする。収益のバイを小さくした後、その小さくなつた収益を、今度は自分の会社へ持つてくると、不効率部門や不採算部門で使つて、こうしたことでは、本当にしっかりと競争ができるんだろうか。

私は、総合電機メーカーが、じや日本以外の先進工業国の一體どこにあるだろうか。昔はあったんですね。しかし今、日本にしか恐らく総合電機メーカーというカテゴリーはなくなつてしまつたのではないかと思います。私は、別に電機業界がサボつているとかと言つてはいるんぢやありません。一番中国との間で厳しい目に遭つて、一番企業努力をしている、そういう業界だとは思いますが、それでも、しかし、それでもそういう状況です。

あるいは、模倣品製造企業へのいろいろな対応のおくれとか、私は、そういう意味では、大変経営戦略というものをもつと持つていかなきゃいけない。知的財産を核とした企業戦略の確立ということをやつていかない、国際化の中で十分な競争ができないというふうに思います。

それで、大臣に、これは政治家としての大目に伺うわけですが、一般的に言って、日本のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 我が国のお企業におきましては、一九八〇年代までのいわゆる右肩上がりでどんどん経済が成長した、そういう成長期におきまします。製造業を始めとして、売り上げ規模を最も重視する量的拡大志向型の経営が満遍なく行き渡りましたし、利益率は相対的に軽視されてきたという側面があります。

しかし、九〇年代に入つて、国内市場の期待成長率が頭打ちとなる一方、グローバルな競争が激化するなど、御指摘のように、企業を取り巻く環境は大きく変化をしてきました。

したがいまして、今申し上げたようなそういう

土壤の中でもそういうことがあつたと思つております。特に、日本の中でも「とんざ」をした。その中でも半導体というものが、そういうIT産業 자체も非常に具体的に挙げますと、NECに至ってもあるいは富士通に至っても、半導体から最終製品まで一貫してやる、そういう中で分散をしてしまつて、気がついたら、半導体を集中的につくる韓国のメーカーやアメリカのメーカーにおくれをとつてしまつた。

ですから、やはりこれからは選択と集中をしなければいかぬ、こういう発想の転換を、政府もしましたし、企業自身もしてまいりまして、一つの例では、半導体に関しては、やはり製品化にとつて、次世代の半導体で、もう各社がそれぞれやるんじやなくて、そういういいものをつくるためには、四つひとつ合わせてその部分を集中してやる、そのためには、国もそれに対してはしっかりと支援をしていく、こういう選択と集中ということをやつていかなければならぬわけですが、いまして、今申し上げたように、そういう戦後の右肩上がりの体質の中で、そして日本はその中にどつぶりとつかつてしまつて、そして選択と集中といふものに対しておくれをとつた、こういう背景があつたんじゃない。だから、その反省の上に立つて、これから選択と集中というものをしっかりとやつて、それぞれ競争力をつけていく。

○後藤茂委員 私も日本の復活は信じておりますし、そういう意味で、選択と集中というのを一

体どうやつて実際の企業経営やあるいはそういう

発想としてまとめていくかということは、これは大きな現下の産業政策でもあり、国家戦略だといふふうに思います。そういう意味では、資本の論

理を復活させるということが非常に大事だというふうに思つております。

せつから来ていただいたので、大学機能の強化

の問題についてちょっと伺いたいと思います。

私は、例えば知的財産戦略の問題にしても、こ

のことについてはきょうは何いませんが、あるい

は地域クラスターの問題にしても、大学の機能の

問題というものは非常に重要な問題だというふうに思つております。

大学の経営のあり方や意識改革が私は

非常に強く望まれていると思います。

また、特に今回の知的財産との関係において

おります。大学においてはTJLの制度も構築されてい

ます。大學においてはTJLの制度も構築されてい

することによりまして、大学の研究成果の適切な

管理及び事業者への円滑な移転など、知的財産の

有効活用を一層推進したい、このように考えてお

ります。

また、このような考え方のもとに、平成十五年

度概算要求におきましても、全国数十の国公私立

大学を対象といたしまして、大学における知的財

産の管理、活用を行なうような組織体制の

整備、機能を強化するというようなことを目的と

いたしまして、外部人材の活用等も含めました大

学の知的財産本部整備事業といったようなものな

どを積極的に盛り込んでいるところでございま

す。

文部科学省といたしましては、今後とも、大学

において知的財産が戦略的に管理、活用されて、

社会への還元が適切に行われますように積極的

に取り組んでいきたい、このように考えておりま

す。

○後藤茂委員 ゼひ積極的に取り組んでもらい

たいと本当に思います。

さて、時間がないので次へ行きますが、知財の

問題というのは、ネットワーク社会における課題

とか、大学における知的財産の機関帰属の問

題、そういった問題をきつちりやついていく必要が

あるだろうというふうに思つております。

知的財産の分野における大学の戦略性確保のた

めに知財制度で何が必要と考えているのか、文部

科学省に伺いたいと思います。

○石川政府参考人 大学における知的財産戦略

といいましょうか、これに関するお尋ねでござい

ますけれども、我が国が知的財産戦略を考える上

では、やはり知の源泉たる大学におきまして、研

究者個人の取り組みはもとよりでございますけれ

ども、各大学がその重要性を十分認識して、大学

として組織的な取り組みによつて知的財産の管

理、活用を行つていくことがます大変必要

であると私ども考えております。

このため、今後予定されております国立大学の

評価されるのか、あるいは裁判管轄は一体どう

なつてゐるのか、その執行の問題は一体どうなつ

てゐるのか、これは非常に大きな問題だというふ

うに思つております。

我が国として、この問題に具体的にどういうふ

うに対応していくつもりなのか、その対応方針

と、それから、具体的には国際的協調がないとこ

の問題は解決できないと思いますけれども、どの

よな国際的協調に向けて貢献を、我が国とし

てイニシアチブをとつてやつていこうというお考

えなのか、その点について大臣に伺いたいと思

います。

○平沼國務大臣 御指摘のような事例を一つ具体

的に申し上げますと、例えば、海外に設置されま

したサーバーに我が国特許権侵害に当たるソフ

トウェアが登載をされまして、そして日本の消費

者がそのソフトウェアをダウンロードするに

よりまして権利者の製品が売れないなどの損害が

生じた場合、こういった具体的なケースがあると思

います。これは、我が国知的財産権の侵害に當たると私どもは考えております。

この場合、我が国裁判所が管轄を有するために

は、一般的には、被告の居所や不法行為地が国内

に存在することが要件となるわけですけれども、

不法行為地に当たるのが、侵害情報をサーバーに

向けて送信した地なのか、あるいはアップロード

されたサーバーの所在地なのか、あるいはダウン

ロードされ侵害が発生した地なのか、その判断基

準というものはまだ確立をしていないわけでありま

す。

さらに、我が国の法律を準拠法として我が国

裁判所が管轄を持つ場合には、その判決を国外にお

いて執行することが可能か否か、これについても

国際条約等の統一的なルールがないのが現状でござります。

その執行を求める国によりその可

否、要件に相違が見られるとしても事実なわけであ

ります。

いずれにいたしましても、インターネット上の

知的財産権侵害に係る準拠法の決定、裁判管轄の

決定及び判決の承認、執行については、国により

発生しております。そもそもこうしたとき

に、日本の法律上こういう行為というのも今後どんどん発生し

てくるだろうというふうに思つております。

このため、今後予定されております国立大学の

評価されるのか、あるいは裁判管轄は一体どう

なつてゐるのか、その執行の問題は一体どうなつ

てゐるのか、これは非常に大きな問題だというふ

うに思つております。

なつてゐるのか、その執行の問題は一体どうなつ

てゐるのか、これは非常に大きな問題だというふ

うに思つております。

相違が生じる可能性があることから、ネットワークを利用した事業活動の法的安定性を確保するためにも、これらについて国際的なルールを策定することが重要である、このようないくつかの認識を持つています。

現在は、ハーグ国際私法会議あるいは世界知的所有権機構、これはW I P Oでございますけれども、そういうたところの国際議論の場において、国際ルール策定に向けた議論が今鋭意進められているところでございます。

我が国としては、今後もこうした国際的な動きに対応して、我が国の知的財産権が十分保護されるようなルールづくりに積極的に参画をしなければならないと思っています。

いずれにいたしましても、ルール策定に当たっては、ユーバーのニーズを踏まえまして、日本の裁判所の管轄が不当に制約されることのないよう私どもはやつていかなければならない、こんなふうに思つておるところでございます。

○後藤(茂)委員 問題点はそういうふうに認識しておりますし、今、いろいろ進行しているわけですけれども、やはりe-Japan計画とかいろいろ日本としては旗を掲げているわけで、こういふうに思つておられます。そこで、この問題点は非常に重要だというふうに思つております。

最後に、法案十四条にあるとおり、今、特許審査の迅速化というのは非常に重要、最大の課題だというふうに思いますが、そのためには、審査官の確保とか先行技術調査の充実とか、あるいは審査補助職員の積極的な活用など、人的体制の整備が必要だというふうに考えております。そういう意味で、ぜひこういった問題にしつかりと取り組んでいただこうと御意見を申し上げまして、時間がなりましたので、質問を終わらせていただきたいと思います。

○村田委員長 鈴木康友君。
○鈴木(康)委員 民主党の鈴木康友です。よろしくお願いします。

今、後藤議員の方から最後に特許の審査の問題が提起されました。今、日本の特許審査の時間が非常に長いことが指摘をされておりまして、これから日本が知財立国を目指すとするならば、こういうところを改善していかなければいけないという問題があるわけあります。

そうした中で、産業構造審議会の方で、特許にかかる料金を改定して、審査の流れを変えていきます。今ある出願料あるいは特許料を値下げして、審査手数料を値上げするという方針が出ているようですが、これによって不必要的な審査請求を入れてシャットアウトして審査の迅速化を図るということですが、私は、これは、

入り口でいろいろな要求というものをシャットアウトする、プロパテントというよりもむしろアンチパテントの政策のような気がしてならないんですね。

特に、大手さんはいいとしても、中小企業とかあるいは個人とか、そうした人たちにとって、審査手数料が大幅に値上げされるというのは非常に大きなことでありまして、私は、むしろ特許申請に対する大きなハードルをつくるような気がしてなりません。今進めようとしているこのプロパテント政策に逆行することだろうと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

知識的財産立国実現のためには、すぐれた技術を事業化のタイミングを逃さずに権利化して、これを保護、活用するプロパテント政策が不可欠だと私も思っております。法案第十四条でもそういう趣旨が規定されているところでございます。

また、本年七月に取りまとめられた知的財産戦略大綱において示されているように、特許審査の迅速化等のための具体的な行動計画として、必要な審査官の確保、アウトソーシングの積極的な活用等による審査体制の整備、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革、また早期審査制度の活用等の総合的な施策を講ずることとさ

れておるところでございます。

これらを踏まえまして、先ほど鈴木先生がおっしゃられましたように、経済産業省といたしましては、迅速かつ的確な特許審査の実現に向けた取り組みとして、これらの諸施策につきまして、この九月から産業構造審議会知的財産政策部会に特許制度小委員会を設けまして、総合的な視点に立つて鋭意検討を進めていたところでございます。

特許関連料金の見直し、それから審査請求制度のあり方につきましても、我が国の出願・審査請求構造の改革のための施策の一環として議論をしていただいているところでございます。

今後、我が国の知識的財産の創造、保護及び活用をさらに推進するという、我々はまさにプロパテント政策を進めていかなければいかぬと思っております。その観点に立ちまして、必要な施策を講ずるべく、十分な議論を行いまして、できるだけ早く、早期に結論を得たいと考えております。

なお、料金の見直しをした場合に、中小企業等についての影響、こういうことも十分考慮に入れながら議論を進めたいというふうに考えているところでございます。

○鈴木(康)委員 今、審査時間の短縮に向けての幾つか諸施策のお話をございました。私は、やはりキーポイントとしては、審査官の大増員にあると思うんですね。

○太田政府参考人 先ほど申しましたように、総合的な施策を講じていかなければいかぬ、あらゆる施策を動員することが必要だと思っております。

審査官の増員につきましても、二〇〇三年度四十二名と、経済産業省全体の定員が減っている中で特許庁の審査官はふえている状況でございます。またアウトソーシングも予算も大幅にふやしていっているところでございます。そういう中で、審査請求構造の改革ということで、私ども、先ほど申しましたように、料金体系の見直しということを議論いただいています。

その中で、今、審査の前の調査というお話をございました。特許庁の対応がそれによって可能かどうか。逆にむしろ、調査と審査を両方やらなければいかぬということに伴う滞貨がたまつていくという可能性も十分あります。私どもはここは慎重に検討しなければいかぬと思いますが、いずれにしても、産構審で現在検討しておりますので、議論を尽くしまして、できる限り早く結論を出したいというふうに思つておるところでございます。

○鈴木(康)委員 確かに今度、増員を四十二名といふ、それなりの数を出していただいているが、これではまだ本当に少ないんですね。やはり選択と集中ですから、大幅増員というものをぜひやつていただきたいと思います。

先ほど大臣も選択と集中とおつしやられましたけれども、今、確かにこういう時代の流れの中でも人員をふやすというのはきついこともありますから、これは圧倒的に審査官の数が足りないということだろうと思うのです。ですから、私は、まずもつてやるべきは審査官の大増員である。

ここでいただいた資料を見ても、審査官一人当たりの処理件数が、今、日本が百八十八件、アメリカが八十六件、そして欧州が五十九件となっておりますから、これは圧倒的に審査官の数が足りないということだろうと思うのです。ですから、私は、まずもつてやるべきは審査官の大増員である。

○鈴木(康)委員 確かに今度、増員を四十二名といふ、それなりの数を出していただいているが、これではまだ本当に少ないんですね。やはり選択と集中ですから、大幅増員というものをぜひやつていただきたいと思います。

ソーシングも大胆に行つていくということあります。

あるいは、弁理士協会の方から提案をされている調査前置制度というのもあるんですね。審査の手数料の一部を先行技術調査に充当して、調査請求が所定期間内にない場合は出願取り消しとみなされます。つまり、前段階できちつとそういう案もあるわけですね。

それを、前さばきを行う、こういう案もあるわけですね。

ありますから、むしろ料金の問題よりもこうして、これまで日本が知財立国を目指すとするなら

が非常に長いということが指摘をされておりまして、これから日本が知財立国を目指すとするならば、こういうところを改善していかなければいけないという問題があるわけあります。

そうした中で、産業構造審議会の方で、特許にかかる料金を改定して、審査の流れを変えていきます。今ある出願料あるいは特許料を値下げして、審査手数料を値上げするという方針が出ているようですが、これによって不必要な審査請求入り口でシャットアウトして審査の迅速化を図るということですが、私は、これは、

入り口でいろいろな要求というものをシャットアウトする、プロパテントというよりもむしろアンチパテントの政策のような気がしてならないんですね。

特に、大手さんはいいとしても、中小企業とかあるいは個人とか、そうした人たちにとって、審査手数料が大幅に値上げされるというのは非常に大きなことでありまして、私は、むしろ特許申請に対する大きなハードルをつくるような気がしてなりません。今進めようとしているこのプロパテント政策に逆行することだろうと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

知識的財産立国実現のためには、すぐれた技術を事業化のタイミングを逃さずに権利化して、これを保護、活用するプロパテント政策が不可欠だと私も思っております。法案第十四条でもそう

いう趣旨が規定されているところでございます。

また、本年七月に取りまとめられた知的財産戦略大綱において示されているように、特許審査の手数料の迅速化等のための具体的な行動計画として、必要な審査官の確保、アウトソーシングの積極的な活用等による審査体制の整備、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革、また早期審査制度の活用等の総合的な施策を講ずることとさ

さて、続いて、先ほどちょっと小沢議員が御質問したことに関連をしてですが、ハーモナイゼーションの問題であります。

私は、これは非常に重要なことであろうと思うんですね。やはり特許は、今はもう本当に国内だけの問題ではなくて、むしろ海外との関係が非常に重要であります。

その中で、よく言われる日米欧の協調ということであります。日米欧というこの三極、やはり核となつて国際的なルールもつくつていかなきやいけないと思つますが、その中で、やはりどうしてもひつかかるのがアメリカであります。日本と歐州は同じ先駆主義で、特許の公開制というのも取り入れていますが、アメリカだけが独特的の特許体質を持っているわけですね、先駆主義をいまだに堅持しているし、サブマリン特許みたいなものもござりますし。ですから、アメリカのこの体質をどう変えていくかということが、私はやはりこの日米欧のきちっとした協調体制をつくるかぎだと思うんですね。

先ほど、W I P O の場であるいは日米間の協議でいうことがありました。私は、日本と欧州がちゃんと運動して、そしてアメリカに対して物を申していくことが必要だろうと思うんですが、その点、大臣の御所見をお願いします。

○平沼国務大臣 先ほど、この件についても議論がございました。我が国といたしましては、やはり二国間協議というものは強力にやつていかなければいけない。そういう意味では、日米規制緩和対話とそれから日米規制イニシアチブ、こういう場で、これまでやつていますけれども、さらに強化していかなければいかぬと私は思つています。

また、御指摘のように、日本とEUの協力はぜひ必要だと思います。アメリカも從来に比べては、先ほどの御議論の中でも出でおりましたけれども、少しずつ変わつてきている、こういうふうに思つておりますので、日本のそういう対話の場でやることも必要ですけれども、やはり国際的な

そういう大きな場に持ち込んで、そしてその中で特異なアメリカのその体制を変えていく、そういう努力は私どもは一生懸命やつていかなければいけない、そのことで努力をしていきたい、このように思います。

○鈴木(康)委員 大臣のお人柄と交渉能力に期待をしておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

さて、続いて、産学官の連携について御質問したいと思います。

今、いろいろな時代の流れの中で、産学連携の必要というものが言われていることは皆様御承知のとおりだらうと思うんですね。今回のこの基本法の中でも、大学の研究開発の促進でありますとか、大学から事業者への知的財産の移転の円滑化等が指摘をされています。よく引き合いに出されるのが、いわゆるアメリカの産学連携の成功であります。アメリカが、これは国家的戦略として産学連携を行つて競争力を強化したことによつて、シリコンバレーのようなものが生まれ、アメリカの産業が立ち直つたということであります。

よくよく考えてみると、では、日本が今までそれをやつてこなかつたのかというと、決してそんなことはないんですね。ちょうど同じ一九八〇年代の前半に、日本でもテクノポリス構想というのがありました。私も大学を出てしばらくのころなのでよく記憶をしておりますが、産業と官とそれから学が三位一体となつて、そして新産業をつくつていくんだという、非常にいい理念だなと思つたのを覚えています。それによつて、各地にかかる理由はまだほかにあるとは思つんだけれども、その点はまだ後ほど触れていただきたいといたしまして、そういう中で、今度、経済産業省が、産業クラスター計画というものを今進められております。これは地域における産学官の新しい連携の仕組みだと私は思つんでけれども、これについて、この中身あるいは目的についてまずお伺いをしたいと思います。

○鈴木(康)委員 産学官の連携がうまくいかない具体的には、地域経済産業局みずからが結節点となり、産学官の広域的な個人的ネットワークを構築し、経営資源が相互に補完される環境を形成するとともに、このネットワークの中で、企業等のニーズを踏まえた最適な地域連携施策を提供して、技術開発などの取り組みを積極的に、効果的に支援していくよう考えております。

また、経済産業省といたしましては、今後とも、産業クラスター計画を強力に推進し、地域における新事業の創出を通じた地域経済の再生に全

○桜田大臣政務官 地域の企業が技術開発を行なう事務法に基づいて、地方自治体による地域技術の高度化を支援するための施策を初め、地域の産学官連携の促進に取り組んできたところでございま

す。

しかしながら、地域における産学官連携につましては、十分とは言えないかもしませんが、地域企業の大宗は、大企業との下請関係があり、安定的な取引がある中では、大学との連携により新事業を積極的に展開していくという必要性が相対的に低かったのではないだろうかと考えております。

また、それに加え、テクノポリス等の施策が地方自治体の区域の範囲内で行われたため、大学のシーズと企業のニーズがマッチしにくく点があつたということであります。そのような原因が認められるわけであります。

しかし、近年では、地域においては大企業との系列関係が崩壊しつつあります。多くの地域企業にとって、従来からの取引関係にとらわれず、かつ、地方自治体の区域を超えて広域的に大学や他企業との連携を進めて新事業を開拓する必要性が格段に増していると考えているところであります。

○鈴木(康)委員 産学官の連携がうまくいかない理由はまだほかにあるとは思つんだけれども、その点はまだ後ほど触れていただきたいといたしまして、そういう中で、今度、経済産業省が、産業クラスター計画というものを今進められております。これは地域における産学官の新しい連携の仕組みだと私は思つんでけれども、これについて、この中身あるいは目的についてまずお伺いをしたいと思います。

○桜田大臣政務官 我が国経済が当面の不況から脱し、中長期的に発展していくためには、地域経

済の再生が喫緊の課題となつているところでございます。地域経済の再生に当たつては、地域の中堅・中小企業が、技術開発などを通じて、世界に通用する新事業を次々と展開していく必要がござります。

他方、今後、新事業の創出が期待できるよう

な新事業分野へ展開していくためには、地域の中堅・中小企業が、技術開発などを通じて、世界に通用する新事業を次々と展開していく必要があります。地域の産業が、一社独力で必要な技術、人材、資金等を集め、このようなリスクの高い分野に事業展開していくことは極めて困難な側面があります。したがつて、産学官の広域的な個人的ネットワークを形成することにより、産学官の間で流通する情報の質、量を格段に高め、このネットワークを活用して、技術、経営情報、販路等の経営資源を補完していくことだと考えているところであります。

さらに、地域における新事業の創出のためには、こうした産学官の広域的な個人的ネットワークの中での、地域の特性を生かした中堅・中小企業の実用化技術開発と、これによる新事業の創出を支援するための施策を強力に展開する必要があると考えておるところであります。

このため、経済産業省では、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積、いわゆる産業クラスターの形成を目指して産業クラスター計画を推進しているところであります。

具体的には、地域経済産業局みずからが結節点となり、産学官の広域的な個人的ネットワークを構築し、経営資源が相互に補完される環境を形成するとともに、このネットワークの中で、企業等のニーズを踏まえた最適な地域連携施策を提供して、技術開発などの取り組みを積極的に、効果的に支援していくよう考えております。

また、経済産業省といたしましては、今後とも、産業クラスター計画を強力に推進し、地域における新事業の創出を通じた地域経済の再生に全

力で取り組む覚悟でございます。

○鈴木(康)委員 今、丁寧な御説明がございました。一言で言えば、産学官の広域ネットワークを利用して新しい技術を創造し、新しい産業をつくりていく、こういうことであると思います。これが地域の活性化あるいは地域経済の活性化、そして日本の経済の再生につながる、こういうことであります。

文部科学省が知的クラスター計画を推進されておりました。そこで、今度、文科省の方に、この知的クラスター計画の目的あるいは内容についてお伺いをしたいと思います。

○山元政府参考人 御説明いたします。
先生御指摘の知的クラスター創成事業でござりますが、今年度からスタートさせていただきました。

これにつきましても、最終的な目的は、もちろん、各地域におきます新事業、新産業の創出を目指しておるわけでございますが、それを、私どもは、制度といたしましては大学、こういうものを核といたしまして、特定の非常にレベルの高い技術分野、そういうものに着目いたしまして、一つの研究開発の拠点、知的なクラスター、こういうものをつくっていこうということでスタートさせていただいておるところでございます。

したがいまして、その際、私どもは、やはり單なる大学に対してお金を出すということじやだめだと思ってございまして、地方自治体の方に主体的に計画をつくっていただきたいことにいたしました。

そして、昨年度、競争的な形で選ばうということで、三十の県あるいは市、そういうところにファイジビリティースタディーをやっていただきました。その中から、ことし、十のクラスター、地域といったしましては十二ござりますけれども、それを厳選させていただいたわけでございます。そして、この七月から事業を開始しておるところ

でござります。

以上でございます。
○鈴木(康)委員 今御説明がございましたけれども、もう一度ちょっと、産業クラスターとの端的でいこうということだと思いますが、一方で、今まで、それが地元の経済産業省が強力に後押しをしております。

○鈴木(康)委員

そこで、今度、文科省の方に、この知的クラスター計画の目的あるいは内容についてお伺いをしたいと思います。

○山元政府参考人 御説明いたします。
先生御指摘の知的クラスター創成事業でござりますが、今年度からスタートさせていただきました。

これにつきましても、最終的な目的は、もちろん、各地域におきます新事業、新産業の創出を目指しておるわけでございますが、それを、私どもは、制度といたしましては大学、こういうものを核といたしまして、特定の非常にレベルの高い技術分野、そういうものに着目いたしまして、一つの研究開発の拠点、知的なクラスター、こういうものをつくっていこうということでスタートさせていただいておるところでございます。

したがいまして、その際、私どもは、やはり單なる大学に対してお金を出すということじやだめだと思ってございまして、地方自治体の方に主体的に計画をつくっていただきたいことにいたしました。

そして、昨年度、競争的な形で選ばうということで、三十の県あるいは市、そういうところにファイジビリティースタディーをやっていただきました。その中から、ことし、十のクラスター、地域といったしましては十二ござりますけれども、それを厳選させていただいたわけでございます。そして、この七月から事業を開始しておるところ

実用化技術開発などを中心とした産学官連携を進めおり、文部科学省では、大学等公的研究機関を中心とした基礎的研究分野における産学官提携を進めておる、いわゆる新技術シーズの創出を図ることによって、両省の事業の成果に関する

合同成果発表会を年一回程度開催したり、関係事業の参加者の間で情報交換を行うなどして、重複を避けるような体制をとっているところでございます。

このような提携体制の構築により、知的クラスターからの市場ニーズのフィードバックが行われるとのことです。そこで、具体的な提携が図られ、むだや重複を避けることができるというふうに考えております。

○鈴木(康)委員 平たく言えども、経済産業省はどちらかといえども企業の技術に注目をし、文科省の方が大学の技術に注目をしてということだらうと思いますが、私のおります浜松の地域は光技術のクラスターの指定地域になっていますね。実

際には、この光技術の中心的な技術的役割をしているのではないかという指摘もされる中で、小泉総理もこの点を、連携をちゃんとしなさいよということ

で、重複部分を解消していく。あるいは今度、年末までに複数地域に地域クラスター推進協議会といふものがでかけるというふうに聞いておりますが、これの役割は何なのか、何をする、どういう調整をするところなのか、お伺いをしたいと思ひます。

○桜田大臣政務官 経済産業省と文部科学省は、それぞれ産業クラスター計画と知的クラスター事業を進めておりますけれども、両省は、総合科学技術会議など内閣の要請も踏まえて、関係自治体と経済産業省、文部科学省の両方が参加する地域クラスター推進協議会を地域ごとに設置しているところであります。

その中で、経済産業省では、企業を中心とした

いかという気がしてならないんです。

先ほど大臣も選択と集中と申されましたけれども、私は、アメリカが成功したのは、やはり国家戦略として産学連携を強力に進めてきたことだと思ひます。いや、文部科学省の方に。

経済産業省の方につきましては、地域の経済産業を通じてやつておられます。しかし、基本的には企業を中心とした実用化技術開発、ここにポイントがあろうかと思つてございますが、私どもは、各大学におきます技術的なシーザー、そこを中核として、そして発展させていくふうに思つておるところでございます。

○鈴木(康)委員 今、大学に注目をしてということがあります。どうしますが、産業クラスターも、産学官の連携の中で、これは企業の技術というよりも、やはり学が生み出した新しい技術を産業に結びつけていくというところが大きな目的だと思うんですね。そうしますと、結局のところ、ねらつている

ねらいは、大きな意味では産業クラスターも知的クラスターも同じだと思います。

そうした中で、かなりそこが重複をしているのではないかという指摘もされる中で、小泉総理もこの点を、連携をちゃんとしなさいよということです。その後部分を解消していく。あるいは今度、年末までに複数地域に地域クラスター推進協議会といふものがでかけるというふうに聞いておりますが、これの役割は何なのか、何をする、どういう調整をするところなのか、お伺いをしたいと思ひます。

ですから、私は、別に揚げ足をとるつもりはありませんが、要は、このクラスター構想というのには、産学官がきちっと連携をとつて、大学だろうが企業だろうがいいわけですよ、そういう新しい技術を育てて、日本に産業を新しく起こそうというのが国家的戦略としてあるべき姿だと私は思うのですね。今見ていると、どうもこれが、国家的戦略ではなくて、各省の戦略になつているような気がしてならない。そうしますと、私は、またぞろテクノボリスと同じような失敗をするのではないか

る。私は、やはり大臣の役割は大きいなと思うわ

けです。
それと、もう一つ指摘をしておきたいのは、この産業クラスターも、今指定地域が十九あると聞いています。これが地方の経済局と同じような間隔、地域にばらまかれているということでありまして、やはり僕は数が多いなと思うんですね。テクノポリスも、乱立をしていたということで特徴が出せなかつたというのが失敗の最大の原因だと思いますので、先ほど来何度も繰り返してしつこいようですが、大臣がおつしやるよう選択と集中。

私は、今回の特区の問題もそうですけれども、やはり特定地域にきちんと選択と集中であらゆる資源を投下して、今、日本に成功事例をつくることが大事だと思うんですね。横並びでばらばら資源をばらまいても、やはり前のテクノポリスと同じような結果になるような懸念をしてならないので、非常に私はこの計画に期待をしておりますので、ぜひそのリーダーシップを發揮していただきまして、これをぜひとも成功させさせていただきますことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

では、大臣に最後に一言、決意をお願いしたいと思います。

○平沼国務大臣 御指摘の点が一つあると思いますけれども、全国、非常に御希望があります。そして、十九の今の拠点 多過ぎるというお話をされども、しかし、おかげさまで二百を超える大学がそこに参画をし、そして四千を超える企業がそこに参画をして、そこから新しいベンチャー企業も生まれてきておりますし、新しい技術がどんどん育つてきておりますし、また特許もできております。

したがつて、私どもは、育ちつつあるこの十九を、御指摘の点を踏まえながらしっかりと育てていく、このことに全力を尽くしたいと思いますし、今九つある経済産業局も、総勢で五百人の人員をここに張りつけて、そして国としてしっかりとおります。

と担保をしてやつていこう、こういうことでござりますので、引き続きいろいろな面で御支援をお願いしたい、このように思っております。

○鈴木(康)委員 どうもありがとうございました。と少し、この際、休憩いたします。

午後零時二十分休憩

○村田委員長 午後一時二分開議
午後一時二分開議を開きます。

質疑を続行いたします。山田敏雅君。

○山田(敏)委員 山田敏雅でございます。質問に先立ちまして、ちょっと、緊急で重要な問題があると思います。大臣の御意見をお聞きしたいと思います。

今、不良債権処理で中小企業のセーフティネットをやつていただいているんですが、先般より個人保証の問題をずっと取り上げさせていただきました。

御存じのように、三万三千人を超える方がみずから命を絶たれた。今、経済的な理由で一万五千人程度と言われておりますけれども、これも統計上の数字で、もっと多くの中小企業の経営者の方が命を絶たれているということを、去年からずっと私やつております。この議論は、破産法の改正ということで、ぜひ大臣に、閣議あるいはいろいろな場で、経済産業省として、これは重要な問題であると言つていただきたいということでやつてまいりました。

ここに破産法の中間試案というのができまして、早速これを読んだのですが、大変残念なことに、私たちが從来、大臣も賛成していただいたところですが、無理やりに個人保証、連帯保証をつけられるわけですね。やらないと貸してくれない。そして、何か事故が起こった場合には倒

産する。そのときには身ぐるみはがされて、次日から生活できない。家族も生活できません。そして、みずから命を絶たれて、生命保険で家族の生活費を出す、こういうケースを私も実際に何件か見たんですけれども。

これを救う——この法律というのは非常に残酷になつてゐるんですね。日本では、御存じのように、もうほとんど身ぐるみはがされる。それで、必ずその方が再起できるように、こういうことになつてゐるんですね。日本では、御存じのようないい方で、ドイツでもこういうことはやつてない。アメリカでも、自由財産を四百万円残さない。

か見たんですけれども。

これを救う——この法律というのは非常に残酷なやり方で、ドイツでもこういうことはやつてない。

うに、もうほとんど身ぐるみはがされる。それで、必ずその方が再起できるように、こういうことになつてゐるんですね。日本では、御存じのようないい方で、ドイツでもこういうことはやつてない。

こういうことで、せつかく中小企業の活力を、あるいは、新しい企業を起こしたいという人が、周りにこういうふうに、事業を起こして失敗する人がまた成功して立派になつたという統計もございます。日本の場合は、もうほとんどない。これは、ちょっと質問に先立ちまして、ぜひ大臣、やはり経済産業省として、中小企業、あるいは人道的な問題も大きいことなんですが、ぜひ閣議でしっかり議論していただいて、法務省の議論は、法務省の破産法だけの議論になつてしまつて、いますから、中小企業対策というまた別の視点と、それから大臣がいつもおつしやつて、新しい企業をどんどんつくろうというのは、それは人間の意欲の問題ですから、意欲が出ないような制度をぜひ改める、これをぜひお願ひしたいんですけれども、最初にお願いします。

○平沼国務大臣 山田先生御指摘のとおり、中小企業の倒産に伴い破産に追い込まれた経営者が新しい企業をつくっていることは、非常に私は大切だと思っていています。

○平沼国務大臣 今アメリカの例も御指摘になられましたけれども、日本の統計でも、実は、全く新しく起業をする人と、それから再チャレンジで新しく業を起こす人と、じゃ、企業の存続率はどうかというと、再チャレンジの人たちの成功率が高いという事例もあります。今の日本は個人保証というのが非常に過重になつておりまして、自殺者の例もお示しになりました。したがつて、そういう意味では、経済産業省としましては、いわゆる自由財産の範囲を拡大しろ、こういうことで主張していく

そういった形で、私どもとしては、この自由財産の範囲の拡大については、やはり中小企業をお預かりする役所の立場からその辺はよく主張をしていきたいと思っておりますし、また、そういうた閣議の場等を通じて、私、機会があつたらそういったことはアピールをしていきたい、こういうふうに思っております。

○山田(敏)委員 今、この部会の場に中小企業の代表が出ていらっしゃるとおっしゃったのです。が、実は中小企業団体の事務局の人が出ていると、いうことで、中小企業の経営者らが、本当に血を流してやつた経験のある人がもつとしっかり意見を言わればまた変わると思いますので、その辺をちょっとひとつ気にとっていただけれどと思ひます。

さて、デフレ対策、景気対策なんですけれども、これは、不良債権の処理をどんどん進めるという竹中さんのアイデアで、非常にますます萎縮をしている。そこで、今のところ緊縮予算というので、予算を余り、補正予算も立てないと、いうことでござりますので、これは、経済の経験的な法則からいと、景気が悪いときに緊縮をして、さらに不良債権処理をやるというと、一気に景気が悪くなると思うのですけれども、大臣はいかがお考えでしようか。

○平沼国務大臣 今、緊縮経済政策、こういうことですけれども、私は、一般論として申し上げれば、経済が非常に縮小しているときにそういう一面で緊縮的な経済政策をとれば、それはますます加速をする、こういうふうに思っています。

ただ、小泉総理は、常に主張されていることはよく御存じだと思いますが、税収が非常に厳しい中で三十兆もの国債を発行しているんだから、自分の認識としては決して緊縮財政じゃないし、また、めり張りをつけてそれぞの予算というものを、経済がアップするような形で努力をしています。こういうこともあります。しかし、御指摘のように、一般論として言えばそういうことだと私は思っています。

○山田(敏)委員 そこで、今度小泉内閣も、改造内閣で不良債権処理を一気に力強くやろうということなんですね。これは社会的ににも株価にも大きな影響を与えたわけですから、一体全体、不良債権を処理する目的というのは何だろうかといふことをちょっと簡単に。

○平沼国務大臣 午前中の御議論の中でもございました。不良債権問題には、デフレの悪影響でその処理が進まない一方、資金が経済の隅々まで行き渡る上での障害となりまして、景気低迷を長期化させ、デフレをさらに悪化させるなどの側面があるわけでございます。その抜本解決が不可欠だと思っています。

不良債権の抜本処理によって、金融機関の収益力の改善とか貸出先企業の経営資源の有効利用などを通じて、設備資金も含めた新たな成長分野への資金、あるいは資源の移動を促進することも、この不良債権処理をすることによって期待できると私は思っています。

しかし、冒頭申し上げたように、やはりこれをきれいにしないと本体が回復しない、そういう意味で、ところにがんができるで、やはりこれを處理していくかなければいかぬ。こういうことだと思います。

○山田(敏)委員 一般的にはそういう理屈だと思いますが、実は、非常に長期間にわたってデフレがずっと進行してまいりましたので、今おっしゃったことを一言で言えば、不良債権処理を進め、それが何のためにやるか、景気を回復させるためにやる。景気回復というのは、主なものは個人消費と企業の設備投資。今のように不良債権処理が進むためにやる、それは何のためにやるか、景気を回復させるためにやる。景気回復というのには、主なものは資金を投入することは景気対策につながらないということも、今、日本の長期にわたるデフレ経済の異様な状況が続いているということを認識していただきたいと思って申し上げました。

さて、知的財産基本法についていたします。

実は私、自分で実用新案を申請したことがござります。ビリヤードピンポンですけれども、表が多いと設備投資が進まない。これは、景気回復の目的でやっている、不良債権処理をやるためにやっているんじゃなくて、景気対策をやるためにやっているわけですね。

では、その不良債権処理をやれば今おっしゃつたように企業が設備投資をするのか、そこにつな

がっているというのが今までの一般的な理論なんですが、ちょっとお手元に今配りましたこのデータは、財務省の資料にあるエコノミストがつくられたんですが、非常にデフレが長期にわたりたつて進んでくると、企業のビヘービアは、借りた資金はできるだけ返すようにしよう、できるだけ企業の貯蓄に回していこうという、これは大企業だけじゃなくて中小企業も含めたものですね。

そして、この表を見ていただくと、二〇〇二年にいきますと、営業のキャッシュフローが設備投資をするかに上回る。その結果、貯蓄超過が非常に起こってきているんですね。これが非常に長きにわたってデフレが進行してきた日本経済の特徴なんですね。

したがいまして、不良債権処理をどんどん

どんどんやつたから、では、銀行からお金を借りて設備投資をするという傾向がつながらなくなってきたやつたんですね。もし設備投資をやる場合、貯蓄、自分の中からつくってやれば、もうお金を借りてやる理由もない、もちろん設備投資自体の需要も少ないんですけどね。

ですから、ここで私が一言申し上げたかったのは、不良債権処理に全力を挙げて、公的資金を大量に使って、三兆円も五兆円も使つてやることの本当の意味は何かということをもう一回ちょっとよく考えていただいて、余り不良債権処理に国の資金を投入することは景気対策につながらないといふことも、今、日本の長期にわたるデフレ経済の異様な状況が続いているということを認識していただきたいと思って申し上げました。

それで、もちろんヨーロッパでやろうと思ったところが、一件だけ出す特許とか実用新案というのは余りございませんよ。そのアイデアなり技術を守ろうとする、大体十件ぐらい出さなきやいけない。そうすると、アメリカに出すだけで一千五百万円キャッシュを持つていないとできない。

そこで、もちろんヨーロッパでやろうと思ったら、あるいは台湾に、あるいは中国にと、よく見ると、ああ、そうか、これは大企業でないところではできない。個人だと中小企業の人たちは、この特許を守ろうという意欲はもともとないんだな。もうできないですね、一千万とか二千万という、特許だけの費用で。

また、先日、岡山大学の医学部の先生が糖尿病の治療の技術を開発されました。これは非常に多くの命を救えるので私も一生懸命やつたんですけど、アメリカに特許を出そうとしたときに同じことが起きました。個人で一千五百万出してそれを守るということは、もう本当に事实上不可能ですね。意欲はもうなくなつてくるわけですね。糖尿病というのは世界じゅうで一億五千万人の方が適用されますから、日本だけのマーケットだと、あと技術開発ができないわけです

ね。これはよく言われていることなんですが。

そこで、これはどうしたらいいかということについて、何か考えていらっしゃることがありますからお答えいただきたいんですけれども。

○太田政府参考人 今、山田先生がおっしゃられたように、外国において特許を取得する際には、出願料等の外国特許庁に対する費用に加えまして、各国において、弁護士等の代理人に要する費用、それから各國語への翻訳料が必要となるということで、国内のみへの出願に比して高額な費用がかかる場合が多いということは承知しております。

外国出願を行う企業に対する支援でございますが、現在、ジエトロの海外事務所の活動の一環といたしまして、ニューヨーク、デュッセルドルフ、それからアジアの三カ所ぐらいの各地に工業所有権制度専門の担当者を配置しております。日本企業に対して、もちろんこちらから、中小企業とかなんとかから問い合わせがあればそういうのに答えるということで、現地の工業所有権行政・制度に関する情報提供、それから権利を取得する際のアドバイス、相談に当たるとともに、これら海外事務所を通じて取得した情報を国内においても提供しているところでございます。

我が国企業の活動のグローバル化に伴って、海外における知的財産権の取得はますます重要な役にもなってくると思います。今後とも、ジエトロの海外事務所等の活用も含めて環境整備に努めたいというふうに考えているところでございます。

○山田(敏)委員 今の御答弁は、ジエトロで情報提供したり便宜を図っているということなんですね。そんなものは何の役にも、へにもならない。僕が言つてるのは、今お金がたくさんかかりますと、それに対して、情報を上げますからと言わざつたって何にもならない。

アメリカは、今議論がありましたように、スマートエンティティーすなわち中小企業の方や個人の方には出願料を半額にします、こういう制

度がありますね。日本にはないわけですけれども。それでやつても、今の御答弁にありましたように、百五十万円の費用のうちの十数万円が政府に対する費用ですね。残りが、数十万円が翻訳の費用、それからアメリカの弁護士の費用、四十万とか五十万とか非常にかかるわけですね。これを合わせて百五十万、こういうことなんですね。

ですから、私は、今度、あしたまたジエトロの行政改革の議論をいたしましたけれども、貿易振興協会という名前が今から四十年前にできて、日本が貿易を振興しようと。ところが、十何年たないうちにこの貿易振興という役目はほぼ終わっちゃつて、今さら輸出を振興するとか輸入を振興するとか、もうなくなつたわけですね。しかし、世界じゅうにジエトロの事務所はたくさんあるんですね。この間ワインに行つてきましたが、ワインにもありました。ワインの貿易をどういうふうに振興するのかちょっとよくわからなかつたんですが。

せつかくジエトロの資源がございますので、私は、知的財産センターというものを世界じゅうにつくつて集約をすればいいと思うんですね。一件一件頼むと高い。しかし、そのセンターで、中小企業の方あるいは個人の方が一緒になつて共同でやると経費もそんなに高い経費を払わなくて済むし、あるいは日本人の方でアメリカで弁護士の資格を取つている人がいるかもしれない、そういう人を専任で雇うとか、大幅に経費を削減する方法があるんじゃないかということをちょっと検討していただきたいんですが、大臣、いかがでしようか。

○平沼国務大臣 今の御意見というのは傾聴に値する御意見だと思つております。やはり時々いろいろな状況が変化する中で、そういったことも検討事項の一つとして検討に十分値する、私はこういうふうに思います。

○山田(敏)委員 もう一つの考え方は、出世払いという考え方があるんですね。今言いましたように、せつかくいい発明をして、世界じゅうのマー

ケットがないとこれはできないというときに、一千萬とか二千万、お金がない場合は、成功したときに払つてくださいという助成制度、これはある意味で出世払いですね、こういう考え方もあります。

しかし、私が最初に指摘したとおり、非常に今行政改革の議論をいたしましたけれども、貿易振興協会という名前が今から四十年前にできて、日本は、ぜひ今の出世払い、すなわち政府が、ジエトロの費用を転用してもいいんですが、ある程度ないと認められた場合には、出世したとき、成功したときに返してくださいと、こういう制度もできただけませんか。

○太田政府参考人 今先生がおっしゃられた出世払いというのは、なかなか今すぐ前向きな御返事もできないと思いますが、別途、先生御案内だと思つては、まとめて出しますと、四ヵ国とか五ヵ国になると非常に安くなる制度がもうスタートしております。最近、非常にその活用も広がっております。

そういうことも含めて、やはり日本の発明者が世界に向かつて知的財産権を取得していく方向で、いろいろな形で支援はしていきたいと思っております。

○山田(敏)委員 今おっしゃった制度はもう広く知られておりまして、私も知つてやつたんですけど、それでも、その費用のことを言つてはいるんですね、それが一百五十万ぐらいかかるということです。

○山田(敏)委員 もう一つの考え方、出世払いに承認し合う制度ですね。この制度がございますけれども、政府としてもぜひこれを強力に進めて

いただきたいと思いますけれども、大臣いかがですか。

○平沼国務大臣 こういう非常に競争が激化している国際場面の中では、各国が共通の問題として意識しているそういう事項に関しては、やはりWTO、そういういった場で各国が整合性を持って議論をして、そして一つの解決策を見出していくということは必要ですから、そのGATSの場でも我々は各国と協力をしてそういう体制を構築するよう努力をしていかなければならぬ、このよう

に思つています。

○山田(敏)委員 私の問題提起をやはり真剣に取り組んでいただいて、ちまたの方々、ほとんどの方が中小企業あるいは個人の方、その方たちが、特許、実用新案をあきらめているからわかるということが日本には非常に多いと思います。ぜひ前向きにお願いいたします。

○村田委員長 中山義活君。私の質問は以上です。終わります。

○中山(義)委員 中山でございます。

大臣、「はばだけ 知的冒険者たち」これ、御存じですか。これは、民主党で民主党版ヤング・レポートとしてつくり上げたわけですが、前も大臣にお話をしたと思うんです。

十五年ぐらい前に、ジャパン・アズ・ナンバーワンと言われた時代がありましたね。しかし今は、ある意味ではジャパン・アズ・オンラインと呼ばれておりました。つまり時代が、そういう時代だと思うんですね。商売をやつていてる方もちも、実は、よそのうちとうちはどこか違うといふふうに思つています。

○山田(敏)委員 今おっしゃった制度はもう広く

できるだけ高額な負担を和らげようという、相互に承認し合う制度ですね。この制度がございますけれども、政府としてもぜひこれを強力に進めて

大臣のところにも手ぬぐいで宮本武蔵のをお送りしたと思うんですが、これは、こういう技術があるよということでお送りしたのでございまして、実は、浅草の手ぬぐい屋さんが、ふじ屋さんというやはり技術を継承していくことは極めて大事なんですね。ところが、一代で終わつたらそれでおしまいなんですね。だから、こういう技術を長く継続させていく、一つ一つくつしていくんです。そういうやはり技術を継承していくことは極めて大事なんですね。

そういう面では、この日本の社会の中でも、中小企業に対しても、これからいろいろな指導をする機関があります。恐らく区とか都の方でもいやる商業相談みたいなところがあるんですね。そういうところで、どういう差別化をするか、どうがよそのうどと自分のところが違うのか、こういふところに目を向けていくことがお金を使わせる一つの法論だと思います。このオンラインをしていただきたいと思うんですね。アナウンスをしてもこの間からお話ししているように、どうも小泉さんの、景気回復をしつかりやつてから不良債権の処理をする、こういのならわかるんですけど、初めから不良債権の処理をする、そういうことと一点でいえば、国民は、あつ、これは景気はよくならないんだなと思つちやうんですね。

だから、今ここで知財法のことをしつかり戦略をつくつてやつていくことはどういうことないんだなと思つちやうんですね。だから、今ここで知財法のことをしつかり守つていくといふことは、知財といふものに対してしつかりとします。

○平沼国務大臣 やはり、伝統工芸ですとか伝統的な技術、そういうものをしっかりとしていくといふことは、知財といふものに対してしつかりとします。そういう体制を構築することだと思っていま

したがつて、先ほどのお話を中にもありましたけれども、今、どの家庭を見てもテレビの二、三台はあるし、車も行き渡つてゐるし、魅力的な商品がない。しかし、その中で、いいものであれば、やはり個人の資産というものはたくさんあるわけですから、そういうものはどんどん売れているということもあります。

ですから、そういう観点からも、いわゆる知的財産というものをしっかりと保護し、さらに創造

させて、保護して、それを活用する、こういうことがますます必要な世の中になつてくる、そういう観点からこの基本法もまずお願いをしているところでございます。

○中山(義)委員 思い返せば、一九七〇年代は、アメリカのある基礎特許みたいなものを日本は

買って、それを大量生産して、そして売つていつた。さらに、そういうことばかりやつたので、中には、勝手にうまく使つてしまおうという業者も出てきて、例えばケルビー特許みたいに、集積回路で日本も相当な賠償金を払つたりなんかしてい

るんですね。まだまだ日本の場合は何千万ですかれども、外国ではもう約五十倍から百倍ぐらいの賠償金を払つていますね。こういうような実情を日本人もよく知らないわけですね。

よく池田勇人総理大臣はトランジスタラジオの

営業マンだと言われたくらい、諸外国へいろいろな新しい商品を持つていつたと。その時代は終わつてしまつた。というのは、やはりヤング・レポートに大きな原因があつたと思うんですね。一

九八五年、これはプラザ合意のときも一緒です

よ。それから保護貿易と、新しい知財を徹底的に利用したそのヤング・レポートによつてアメリカの景気は立ち直つたわけですね。日本もある意味

では、まあ大変だというところだと思つんです

が、この三年ぐらい見ていて、流れが、弁理士法の改正にしても何にして、まだまだ全然進

んでいないというふうに感じるんですね。

今回の知財戦略本部、これは本部長はわかりましたけれども、やはり大事なのは、このくらいの

予算をつけたよという裏づけだと思うんですよ。

私が見た限りにおいては、何か、予算のない、ま

いなかがでしようか。

○西川副大臣 知的財産立国を実現するためには、すぐれたアイデアや技術に対し、タイミングを外さずに、独占的な権利である特許権を付与する、こういうことが大事でございまして、そのためには、私ども、このプロパテント政策が不可欠であると。

そこで、今先生御指摘のよう、これを審査するマンパワーが減つていくようではしようがない、増員もできないようではしようがない、こういう御意見でございます。私どもといたしましては、二〇一〇年度までに、御案内のとおり、国家公務員の定数を二五%計画的に削減するという方針が政府としてあるわけでございますが、こういう環境のもとで、ただいまの御指摘のようことは極めて重要でございますので、特許審査官の増員に努めなければいけない、ということは十分承知をいたしております。

そのため、いわゆる先行技術調査というのがこれからいろいろな指導をしたり、または水際作戦をやることでも、侵害されているものを訴えに外

ワードですよ、最終的には、速く審査をしたり、それが本當の行政改革だと思うのですが、行政改革というのをやることでも、侵害されているものを訴えに外

す。いかに国民のニーズにこたえるかということが行政改革の一一番大事なところで、どこに人が

すごく大事だと思うんですが、行政改革というのをやくにしても、これ、人だと思うんですね。やはり人件費をどう考えていくかということが

あるんですね、特許を付与する前の調査段階、この調査段階には民間の技術者を活用させていた

いただく、または特許庁のOBを使わせていた

だく、こういうようなこともしなければいけない

わけであります。

今後とも、国際的に見て遜色のない、しかも、ただいまお話にありますように、タイミングをずらさないように迅速かつ確に特許審査ができる

ようにしてまいるために、全体の定員というも

の状況もしつかり踏まえ、関係府省とも相談しながら、必要な特許審査官の確保に努めるということを総合的に努力してまいりたいと思っております。

○中山(義)委員 今話しているのはまず量の点で

事だということは御認識があるようでございます

ので、その人数をふやすというのは、さつきお話

がありましたとおり、行政改革という名のもと

に、少ない人数で効率よくやる、これは確かに大事なことですけれども、やはり必要なところに人を持っていくということも大切なことでございま

す。
どの程度人をふやせば外国と同じくらいの一

番大切なのは、今ちょうど目標であるアメリカと比べて日本がどの程度の認識なのか、今アメリカと比べて遜色ないのか、またはアメリカより上なかの下なのか、ちょっとこの辺、まず御答弁ください。

○太田政府参考人 アメリカと比べてという御質問でございますが、いわゆる審査待ち期間は、日本の場合、現在二十二ヵ月、アメリカが十四ヵ月ないし十五ヵ月ということで、やや日本の場合は劣っている。審査官の数は、アメリカの場合は三千名近くおります。日本の場合が、特許、実用新案関係で一千人というところでございます。

そういう中で、我々の審査官は、一人当たり年間百八十八件、アメリカ、ヨーロッパに比べて二倍から三倍の審査の件数をこなしているところでございます。

○中山(義)委員 これは確かに人数だけの問題でもないんでしょうけれども、やはり基本的にはマンパワーが少ないので時間的にも大変だと考えるのがまず一つですね。

もう一つは、やはりその審査をしたりまたは裁判をしたりいろいろなときに、一元的に、本當は、こういう資格を持つた人を使えばすぐできるというじやなくて、今言つた調査の方は委託するとかアウトソーシングしちゃうとかいろいろ思つております。

○太田政府参考人 おっしゃるとおりだと思つております。
アウトソーシングの徹底的な活用を進めまして、いわゆる先行事例調査というのを、我々、予

算をかなりふやしてやつております。

それから、審査補助職員ということでおBあるいはポストドクター等の方にも手伝つていただいておる。もちろん、訴訟になつた場合に、御案内のように、ことしの弁理士法改正で、弁理士の方々も弁護士と一緒に活躍できる場ができた。

要すれば、知財の保護について、本当に国を挙げて取り組んでいく体制ができるあると思いますが、まだまだ不十分なところはこれから努力して補つていかなくてはいかぬというふうに考えているところでございます。

○中山(義)委員 そこで、審査官なんですが、先ほど西川副大臣のお話のように、公務員法であるとかまたはそういう目標であるとかいろいろなものに制約を受けますね。しかし、逆に考えてみると、審査官を七年やつていると自然に弁理士さんの免許が取れるというのは、だとすれば、弁理士さんは審査官より上だと考えることもできるわけですよ。だったら弁理士さんを、何も公務員としてじゃなく、活用する方法はないんですか。

○太田政府参考人 上、下というふうに考えていたつもりは全くありません。それぞれ役割分担があると思います。

やはり弁理士の方々、当然、代理業務ということで御活躍されておられますけれども、例えば、審査請求に当たつていろいろ調査をして、審査請求の適正化なんかについていろいろな形で御活躍いただけるという余地は十分あるかと思つておりますし、そういう努力もされているというふうに承知しているところでございます。

○中山(義)委員 とにかく時間がかかり過ぎるということですから、我々、この戦略本部を設けてやることが大事だと思うんですね。それは質も量も両方だと思うんですね。今のお話をすると、考えてみますとかなんとかじやなくて、ここではつきり、もうあしたのこととしてとらえなければいけないと僕は思うんですよ、本当に。これは大変大事なことですから、私は、約束してもらいたいと

思つうんですよ。

ですから、きょうは大臣にちょっと、知的戦略の意味から、やはりここは、公務員だけじゃなく、お内のように、ことしの弁理士法改正で、弁理士の方々も弁護士と一緒に活躍できる場ができた。

これは何とかアメリカ並みになりますかね。それじゃなきややつた意味ないんじゃないですかね。はつきり、よし、おれはあなたの言うとおりアメリカ並みには必ずする、あと二年たつたらアメリカの倍ぐらいい速くやるとか、こういう約束をしてもらわないと、ここで質問に立つていても、何かペーパーでお互いに言い合つて、いるだけの話で何の意味もないと思うんですよ。

○平沼国務大臣 知的財産というものの重要性は、日本の場合にはちょっと遅きに失した感がござりますけれども、これを一番大切にしなければならないということで、御承知のよう、ことしの三月に立ち上げまして、そして七月に大綱がまとまり、その中で、基本法を早急に整備すべきだ

ということでお願いをしています。私もこの戦略会議の中の議論にも参考させていただき、その迅速化、あるいは人員の増、こういったことも強くその戦略会議の中で出たことは承知をしておりまして、ですから、その戦略会議としても非常に大きな問題意識を持つております。

これからよいよこの戦略本部が立ち上がり、総理大臣の主導のもとにこれから事務局もしつかり整備してやっていくわけでありまして、その中で、私は、そういう人のパワーの面あるいは審査期間の短縮の面、そういうことを第義的に取り上げて、こここのところの競争力をつけていく、

このことは重要なことですので、これから私

も、そのメンバーの一員でござりますから、そういつたことはしっかりと主張をしていき、また、

やはりこういうものには、先ほど山田さんが言つたように、中小企業はなかなか大変な思いをしている。だったらもつと安くしようじゃないか

というのが政策だと私は思いますよ。プロパテント政策というのはそういうところから始まらない

と、いや、パテントを取るには相当金が必要だ

いう先入観じやまざいと思うんですよ。それはもう大臣が、パテントを取ることはこの国の勢いをつけるためだ、国の競争力をつけるためだ、お國

は、やるといふうに私は考えてよろしいわけですか。いや、これは本当に大事な問題で、ここをやらない限り、マンパワーの問題なんです。もうほかにないんですよ。審査を少しでも速くする、もうこれしかないですから、もう一度ちょつ

と。

○平沼国務大臣 今御答弁でも申し上げましたけれども、私もその重要性は認識をしておりますので、これからよいよ本格的に立ち上がりますから、その中で最大限努力をさせていただきたい、このように思います。

○中山(義)委員 私は田中筆頭理事からも、はつきりと、数と、いつまでにやるということをちゃんと聞けと先ほど命令されまして、大分とつちめられたのですから、ぜひ、今言つたことは、速くやる、または人数もふやす、こういうふうにとらえておりますので、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

もう一つ、先ほど料金の問題がありましたね。山田君が質問しておきました。この料金の問題。例えば、審査手数料なんかも何か今度は上がるやうに聞いています。私は、知財、いわゆるプロパテント政策をとつていくのに、ここで審査の手数料を上げるというのはアンチパテントじゃないですか。こういうものはやはり金額ではつきりわかりますから、何だ、あんなこと言つたつてちつともやらないじやないかと。だから、先ほど言つたように、予算が全然ついていないんじやありませんかと。

やはりこういうものには、先ほど山田さんが言つたように、中小企業はなかなか大変な思いをしている。だつたらもつと安くしようじゃないか

というのが政策だと私は思いますよ。プロパテント政策というのはそういうところから始まらない

と、いや、パテントを取るには相当金が必要だ

いう先入観じやまざいと思うんですよ。それはもう

大臣が、パテントを取ることはこの国の勢いをつけるためだ、国の競争力をつけるためだ、お國

らないといけないわけで、その辺、いかがでしょ
うか。

○太田政府参考人 迅速的確な審査を本当にやらなければいかぬことは、私どもの使命でございま
す。知的財産戦略大綱でも、総合的な対策をきち
と検討しろという宿題をいただいております。

先ほども御答弁いたしましたが、そういうこと
で、ことしの九月から、アウトソーシングの徹
底、必要な審査官の確保、あるいは審査基準の見
直し等々を検討しているところであります。その一環と
して、審査請求構造の改革ということで、料金体
系の見直しをしております。今、出願料、審査請
求料、特許料という形で私ども収入を得ております
が、この料金体系について、審査請求料を値上
げて、むしろ特許料と出願料を下げるべきじや
ないかということで、我々、委員会のところで議
論をしております。

私どもとしては、プロパテント政策というのは
最も重要で、いい特許はどんどん出していただき
たいというふうに思いますが、今、二十万件の審
査請求のうち、実はその二割、四万件について
は、私どもの審査官が審査して、先行事例がある
とか、あるいは、先行事例がなくとも、進歩性が
全くないということ拒絶の通知を出させていた
だきますと全く応答がないという状況がございま
す。これは、審査官にとっては同じ手間暇がかか
るわけでございます。こういうことを続けている
限り、やはり滞貨がたまってしまう。これは企業
の方の協力もいたしかねなければいけません
が、やはり料金体系を見直していく必要もある
料金体系の方のコストでございますが、今、審
査請求料というのは大体十万円ぐらいが平均でござ
いますが、実際、私ども、監査法人で調べさせ
たところ、二十五万円ぐらいかかっている。そ
ういうことで、審査請求をされる方の間の不公平も
あるんじゃないかということで、全体、プロパテ
ントの方向に向かって、より適正な審査請求をさ
れる方の負担が軽くなる方向で考えていくとい
い、特許料と出願料はむしろ下げていくということで
おります。

議論をしているところでございます。

○中山(義)委員 だから、わかるんですが、審査
の手数料が高くなると、当然、さつきちょっと
言つたように、ちょっと出すのやめようかなん
て思う人が出てくると、特許を出す人が少なくなる
から審査が楽になるなんて、まさかそんなふうに
は思つていないです。その辺、あつたら大変
ですよ。どんどんやはり審査をしてもらつて、パ
テントを早く取りたいという熱意が伝わつてくる
ようじゃないと困るわけですよ。それを、いや、
ちょっとちゅうちょしようかな、その方が審査官
が楽だなんて、こんなふうに思つていいでし
ょうね。その辺、ちょっとはつきりしてください
いね。

○太田政府参考人 出願料はむしろ下げていきた
いと思います。出願はどんどん出していくだく。
審査請求制度というのは、昭和四十六年に、これ
が特許となり得るかどうかということを一度立ち
どまって考えていただきて、審査請求をしていた
だくシステムでございます。我々は、特許となり
得る可能性の高いものについてどんどん出して
いだくというのは、全く大歓迎でございます。
ただ、先ほど申しましたような形で、約四万件
のものがそういうことになつてるとすれば、そ
れは、審査システム、これはまさに公的なインフ
ラだと私も思つております。その効率的な使用
という意味でもやや問題があるんじやないかとい
う問題意識は持つてゐるわけでございます。

○中山(義)委員 では、もう一つ。調査請求前置

制度というのをつくると、それはどうなります
か。

○太田政府参考人 審査請求の前に調査を私ども
にしてくれと言つて、審査官あるいはアウト
ソーシングをしているところの団体を使ってやつ
た場合に、そこで調査をする手間暇がかかるで
かつ、その上で審査請求が出てくるとすれば、こ
れは厳密に分析しなければわかりませんが、恐ら
くさらに滞貨がたまつていく可能性が強いと思つ
ております。

いずれにしても、そこも含めて議論をしていき
たいと思っております。

○中山(義)委員 私が聞いた話では、その調査前
置というものは、先ほどアウトソーシングしたり
何かすると言つていましたね。調査というのは大
事だと思うんですよ。いろいろ形で特許の審査
にこういう発明とか、または、あなたの発明
やった方がかえつて審査は楽なんじゃないで
すか。ちょっとその辺議論が分かれるんですが、ど
うですか。

○太田政府参考人 お答えいたします。

恐らく、調査前置といふことで、特許庁の方に
これが先行事例があるかないかとかということで
請求された場合に、私どもの審査官が、あるいは
そのアウトソーシングをやつている工業所有権
センターのところにお願いすることになるかと
思います。そうした場合に、当然その負担がか
かるて、今までに審査官とアウトソーシングをし
てゐる工業所有権センターが、もう本当に火
力センターのところにお願いする事になるかと
思います。そのための本部かわからぬです
よ。だつて総理大臣が本部長をやろうといふんで
すからね。いや、僕は平沼大臣が総理大臣になつ
た方がいいと思いますよ。

だけれども、ここではつきり言つてください
よ。何人とはつきり言つてくれないと、さつきか
ら言つているように、この戦略本部はやはりうま
く機能しないと思いますよ。私は意気込みを示
してもらいたいと言つてるので、はつきり、せめ
てアメリカと同じくらいの人数はふやしますと
言つてくださいよ。それは、後で人数は出でくる
んですか。

○中山(義)委員 話しているうちにわかりました
けれども、やはり人間的なマンパワーが少ないん
です。よもどもが、だからこういう、今、何だ
かんだ、やはり時間がかかるとか結果的にはた
まつてしまつとかいろいろな話になるんですけど、
のようになつてますが、大臣、どのくらい審査官
だから審査官をやはりふやす必要がある、私はこ
そいつたことも含めまして、今アメリカが十
四ヵ月であり、日本が二十ヵ月を超えてい、こ
ういうことですから、私どもは、少なくともアメ
リカ並みになる、こういう形で努力をしていきた
い、こう思います。

○平沼国務大臣

先ほど特許庁長官からもお答え

をいたしましたけれども、人數的にはアメリカは
三倍近い人數でございまして、そして日本はその
三分の一程度の人數、千人ぐらいの人數でやつて
おりまして、さらに一人当たり一・八倍ぐらいの
ものをこなしている、こういうことでございま
す。

そういうところから想定しますと、私は相当程
度ふやさなければならない、そういうふうに思う
わけであります。

○中山(義)委員 具体的に何人ということを、い
や、これ、アメリカと伍してやつて頑張つてい
うというやはり勢いが見えないんですよ。そういう
うアナンスが伝わつてこないので、ここは、ア
メリカ並みに人数をふやすとか、アメリカに絶対
負けない審査機関でやるとか、この辺は言つて
ただかないと、何のための本部かわからぬです
よ。だつて総理大臣が本部長をやろうといふんで
すからね。いや、僕は平沼大臣が総理大臣になつ
た方がいいと思いますよ。

だけれども、ここではつきり言つてください
よ。何人とはつきり言つてくれないと、さつきか
ら言つているように、この戦略本部はやはりうま
く機能しないと思いますよ。私は意気込みを示
してもらいたいと言つてるので、はつきり、せめ
てアメリカと同じくらいの人数はふやしますと
言つてくださいよ。それは、後で人数は出でくる
んですか。

れたんでしょうから、その人数は必ず埋めてもらいたいと要求いたします。

それから、もう一つは、最近の経済会議を見ていますと、中国が主導権をとっていますよ。そういう事例だつてあるわけですね。しかしながら、やはり中国が主導権をとっている。

しかしここは、日本がアジアのいわゆる特許庁だ、弁理士さんもうんと抱えて、アジアからいろいろな人たちが来て、この日本の特許庁がアジアの特許庁だ、そういうような形で、日本に申請をしてきて出願してきてそれを審査する、そのくらいのことは考えませんか。戦略本部ですからね。そのくらい考えていただかない、いつまでたつても中国に主導権をとられて、どんな経済会議だつて日本が主導権をとれませんよ。その辺はいかがでしょうか。

○平沼国務大臣 私も、立場上いろいろ国際会議に出させていただいておりますけれども、必ずしも中国が主導権をとっているということは言えないと私は思います。最近は、例えばAPECの中でも、そのAPECとの自由貿易協定、地域連携協定を十年以内に結ぶ、こんなことを日本より先駆けて言つたことは事実です。しかし、この知的財産の件に関しては、やはり日本が、これは中国の模倣品だと海賊版を見てもわかるとおり、日本の方が体制がしっかりと整備しています。

そういう意味では、そういう原点に立つて私も、やはりアジアの中心としてこの知的財産のこの問題に関しては日本がイニシアチブをとる、こういう形で努力をしていかなければいかぬと思つておりますし、その一環として、午前中の答弁でも申し上げましたように、既に、人的ないわゆるトレーニング、こういった形で日本がイニシアチブをとつて共通の基盤に立つためのセミナーをやつたり、あるいは人的な交流で日本に来ていただいて研修をする、こういった形で我々も努力

をしておりますから、さらにそういうところを高めて、今御指摘の点、やはりしっかりとやつていかなければいかぬと思っております。

○中山(義)委員 とにかく、アジアで日本が、特許に関してはお伺い立てなきや何もできないよというぐらいの権威を持つてやっていかなきゃいけないと思うんですよ。

知識的財産権と我々よく言うんですが、そういうものをつくってもらつて、せめて省に格上げをして、せっかくですから、アジアでやはり日本が……(発言する者あり) 庁じやなくて省に、特許庁が省になつてもらいたいということを私は言つているので、西川先生、その辺ちょっとおわかりいただきたいと思うんですが、格上げをして、やはりアジアで、確固たる、省ぐらいいの権限を持つてやらないとこの戦略はうまくいかないと思います。

先ほど来、数字の面やそれからスピードアップの面や、または法律改正の面もお話ししました。ぜひ前向きの姿勢でやっていただきたいと思いますので、先ほどの数字や何か、それからまた、弁理士さんも毎年五百人も最近は国家試験に受かっていくというんだつたらば、アウトソーシング的なものを、審査なんかも何かそういうことをうまく利用しながら、公務員法だけじゃなくて、それにとられない方法をつくつて、とにかく一年ぐらいでやつくださいよ、一年ぐらいで。そのくらいじゃなきや、絶対、世界に冠たる知的財産を大事にしている国家、プロパテント国家にはなれない、こう思いますので、頑張つていただきたいと思います。もちろん、この法律には賛成でございますが。よろしくお願ひします。

○村田委員長 生方幸夫君。

どうも御苦労さまでござります。

まず最初に、質問通告にはなかつたことなんですが、きょうの新聞にも書いてござりますように、産業再生戦略本部が発足をした。大臣ももちろん御出席なさつて議論が始まつたというところですけれども、産業再生機構というのとなんですか

きて、RCCと産業再生機構ができる、基本的に見て、産業再生機構回つたものは再生させる、RCCに回つた方は整理をするという区分けという

のが一つ大きな原則としてございますよね。

もう一つの大きな原則としては、産業再生機構に買取らせる債権の方は、基本的には、メーン

に買取らせる債権の方は、基本的には、メーン

二七

せていただいて、また議論させていただきますから、その中でも私は今の御意見をしつかり踏まえていきたい、こういうふうに思います。

○生方委員 ゼひとも、中小企業がやはり日本の力の源泉でございますので、これが力が弱くなつたのでは、大企業だけ幾ら再生したって、そのふもとが全然なくなつたのでは頂だけが高さを保つてはいるわけないわけでございまして、ゼひともその辺は頑張つていただきて、お願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきますが、きょうの新聞を見ておりましたら、世界競争力ランキンで、日本が意外に健闘して十三位になつた。私は下がつたということを質問しようと思つていただんすけれども、ここで、躍進十三位といふうになつております。こういう新聞記事が出ております。

一般的には、IMDで調査をしているところによれば、九六年から急激に日本の国際競争力といふのが低下をしている。これは、私も不勉強で申しあげないんですが、どういう基準で、どういうふうに調査をしているのかよくわからんんですね。されども、これほどまでに競争力が下がつてゐる、そしたら何でこんなに貿易黒字が多いのかというような気もするんすけれども、いずれにせよ、ある程度の客観的な基準がある中で、日本の国際競争力といふのが急激に九六年から低下しました。それまでは一位、二位とかといふところにいたわけですから、何でこんな急激に低下をしてしまつたのか。大臣はその原因をどのように分析をなさつておられますか。

○平沼国務大臣 我が国の産業を個々に見ますと、依然として高い競争力を有するものもあることは、これはもう事実でございます。總体としては、これは、欧米に比しておくれをとつてゐる、こういう見方もありますけれども、私はまだボテンチャリティーは持つてゐると思います。

いろいろな調査機関がありますけれども、IMDでは依然として二〇〇二年は三十位といふよう

なことで低迷しております。たしか四十九カ国の中三十位というようなこと。今委員がお示しいただいたものはWEFのデータで、昨年は二十一位であつたものが十三位になつた、こういうことが一つ大きいと思います。公的セクターによるさまざまな規制でございますとか、あるいは高コスト構造によりまして我が國の潜在的な活力が十分引き出されていない、そのことに要因があると思います。それはやはり反省しなければなりませんが、焼け跡経済というようなそういう表現を使つておられます。

コスモスは技術革新をしつかりし、そして物づくりにいそしんできて競争力をつけてきました。しかし、私は、バブルに象徴されているようになります。それまでずつとやつてきただとういう意味では思ひ上がりがあつて、そしてそこで小休止をしてしまつたんじやないか。その結果、從来やつてたころは、日本はずつとトップでいて、やはりそれが誇りになつて、物づくりに一生懸命頑張ろうというふうになつたんすけれども、この数字だけ見ると、こういう数値が出るといふうに思ひます。それはやはり純化をしてしまつたんじやないか。これがやはり純化をしてしまつたんじやないか。その後、從来非常に資産が集積をしました。

そういう意味で、努力を怠つて高コスト構造、国際競争力といふのが急激に九六年から低下しました。それまでは一位、二位とかといふところにいたわけですから、何でこんな急激に低下をしてしまつたのか。大臣はその原因をどのように分析をなさつておられますか。

○生方委員 戦後、日本経済がここまで大きく伸びてきた一つに、改良技術を磨きに磨いて、やはりお客様を大事にして、品質のいいものをつくりお客さんを大事にして、品質のいいものをつくりおきました。これが、何でこんなに高めの自信を持つたといふことがあります。總体としては、これはそれなりの非常に厚い蓄積があるはずで、わずかこの十年でトップレベルにあつたものが四十カ国中の三十位といふうにまで下がるものでないと思つんですね。

何かよほど大きな原因でもない限り、日本の産業が破綻したというならこれはいいんですけども、依然として非常に強い競争力はあるんですよ。強い競争力がないとこれだけの貿易黒字にはないわけですから。

私は、競争力低下の原因としては、技術革新でとか事業革新が活発に生み出せていない、そのことが一つ大きいと思います。公的セクターによるさまざまな規制でございますとか、あるいは高コスト構造によりまして我が國の潜在的な活力が十分引き出されていない、そのことに要因があると思います。それはやはり反省しなければなりませんが、焼け跡経済というようなそういう表現を使つておられます。

コスモスは技術革新をしつかりし、そして物づくりにいそしんてきて競争力をつけてきました。しかし、私は、バブルに象徴されているようになります。それまでずつとやつてきただとういう意味では思ひ上がりがあつて、そしてそこで小休止をしてしまつたんじやないか。その結果、從来やつてたころは、日本はずつとトップでいて、やはりそれが誇りになつて、物づくりに一生懸命頑張ろうというふうになつたんじやないか。これがやはり純化をしてしまつたんじやないか。これがやはり純化をしてしまつたんじやないか。その後、從来非常に資産が集積をしました。

そういう意味で、努力を怠つて高コスト構造、国際競争力といふのが急激に九六年から低下しました。それまでは一位、二位とかといふところにいたわけですから、何でこんな急激に低下をしてしまつたのか。大臣はその原因をどのように分析をなさつておられますか。

○生方委員 戦後、日本経済がここまで大きく伸びてきた一つに、改良技術を磨きに磨いて、やはりお客様を大事にして、品質のいいものをつくりおきました。これが、何でこんなに高めの自信を持つたといふことがあります。總体としては、これはそれなりの非常に厚い蓄積があるはずで、わずかこの十年でトップレベルにあつたものが四十カ国中の三十位といふうにまで下がるものでないと思つんですね。

何かよほど大きな原因でもない限り、日本の産業が破綻したというならこれはいいんですけども、依然として非常に強い競争力はあるんですよ。強い競争力がないとこれだけの貿易黒字にはないわけですから。

私は、競争力低下の原因としては、技術革新でとか事業革新が活発に生み出せていない、そのことが一つ大きいと思います。公的セクターによるさまざまな規制でございますとか、あるいは高コスト構造によりまして我が國の潜在的な活力が十分引き出されていない、そのことに要因があると思います。それはやはり反省しなければなりませんが、焼け跡経済というようなそういう表現を使つておられます。

コスモスは技術革新をしつかりし、そして物づくりにいそしんてきて競争力をつけてきました。しかし、私は、バブルに象徴されているようになります。それまでずつとやつてきただとういう意味では思ひ上がりがあつて、そしてそこで小休止をしてしまつたんじやないか。その後、從来やつてたころは、日本はずつとトップでいて、やはりそれが誇りになつて、物づくりに一生懸命頑張ろうというふうになつたんじやないか。これがやはり純化をしてしまつたんじやないか。これがやはり純化をしてしまつたんじやないか。その後、從来非常に資産が集積をしました。

そういう意味で、努力を怠つて高コスト構造、国際競争力といふのが急激に九六年から低下しました。それまでは一位、二位とかといふところにいたわけですから、何でこんな急激に低下をしてしまつたのか。大臣はその原因をどのように分析をなさつておられますか。

○生方委員 戦後、日本経済がここまで大きく伸びてきた一つに、改良技術を磨きに磨いて、やはりお客様を大事にして、品質のいいものをつくりおきました。これが、何でこんなに高めの自信を持つたといふことがあります。總体としては、これはそれなりの非常に厚い蓄積があるはずで、わずかこの十年でトップレベルにあつたものが四十カ国中の三十位といふうにまで下がるものでないと思つんですね。

何かよほど大きな原因でもない限り、日本の産業が破綻したというならこれはいいんですけども、依然として非常に強い競争力はあるんですよ。強い競争力がないとこれだけの貿易黒字にはないわけですから。

私は、競争力低下の原因としては、技術革新でとか事業革新が活発に生み出せていない、そのことが一つ大きいと思います。公的セクターによるさまざまな規制でございますとか、あるいは高コスト構造によりまして我が國の潜在的な活力が十分引き出されていない、そのことに要因があると思います。それはやはり反省しなければなりませんが、焼け跡経済というようなそういう表現を使つておられます。

コスモスは技術革新をしつかりし、そして物づくりにいそしんてきて競争力をつけてきました。しかし、私は、バブルに象徴されているようになります。それまでずつとやつてきただとういう意味では思ひ上がりがあつて、そしてそこで小休止をしてしまつたんじやないか。その後、從来やつてたころは、日本はずつとトップでいて、やはりそれが誇りになつて、物づくりに一生懸命頑張ろうというふうになつたんじやないか。これがやはり純化をしてしまつたんじやないか。これがやはり純化をしてしまつたんじやないか。その後、從来非常に資産が集積をしました。

そういう意味で、努力を怠つて高コスト構造、国際競争力といふのが急激に九六年から低下しました。それまでは一位、二位とかといふところにいたわけですから、何でこんな急激に低下をしてしまつたのか。大臣はその原因をどのように分析をなさつておられますか。

○生方委員 戦後、日本経済がここまで大きく伸びてきた一つに、改良技術を磨きに磨いて、やはりお客様を大事にして、品質のいいものをつくりおきました。これが、何でこんなに高めの自信を持つたといふことがあります。總体としては、これはそれなりの非常に厚い蓄積があるはずで、わずかこの十年でトップレベルにあつたものが四十カ国中の三十位といふうにまで下がるものでないと思つんですね。

何かよほど大きな原因でもない限り、日本の産業が破綻したというならこれはいいんですけども、依然として非常に強い競争力はあるんですよ。強い競争力がないとこれだけの貿易黒字にはないわけですから。

私は、競争力低下の原因としては、技術革新でとか事業革新が活発に生み出せていない、そのことが一つ大きいと思います。公的セクターによるさまざまな規制でございますとか、あるいは高コスト構造によりまして我が國の潜在的な活力が十分引き出されていない、そのことに要因があると思います。それはやはり反省しなければなりませんが、焼け跡経済というようなそういう表現を使つておられます。

コスモスは技術革新をしつかりし、そして物づくりにいそしんてきて競争力をつけてきました。しかし、私は、バブルに象徴されているようになります。それまでずつとやつてきただとういう意味では思ひ上がりがあつて、そしてそこで小休止をしてしまつたんじやないか。その後、從来やつてたころは、日本はずつとトップでいて、やはりそれが誇りになつて、物づくりに一生懸命頑張ろうというふうになつたんじやないか。これがやはり純化をしてしまつたんじやないか。これがやはり純化をしてしまつたんじやないか。その後、從来非常に資産が集積をしました。

そういう意味で、努力を怠つて高コスト構造、国際競争力といふのが急激に九六年から低下しました。それまでは一位、二位とかといふところにいたわけですから、何でこんな急激に低下をしてしまつたのか。大臣はその原因をどのように分析をなさつておられますか。

○生方委員 戦後、日本経済がここまで大きく伸びてきた一つに、改良技術を磨きに磨いて、やはりお客様を大事にして、品質のいいものをつくりおきました。これが、何でこんなに高めの自信を持つたといふことがあります。總体としては、これはそれなりの非常に厚い蓄積があるはずで、わずかこの十年でトップレベルにあつたものが四十カ国中の三十位といふうにまで下がるものでないと思つんですね。

と。

競争力だつて、この数値だけ見て本当に、我々はよく知つてゐるからこんなはずはないだらうと。大臣もよく、今おつしやいましたように、技術革新力が一番だなんというのがわかつていればいんですかけれども、一般的の国民は、これが新聞に出れば、日本はもうだめなんだ、韓国よりも低いし、もう何よりも低いんだという、国債の格付もうこんな低くなつちやつたんだ、もう日本はだめなんだという、みんな日本人全体が自信を失つちやうようになりますので、それを報道するなど言つことはできないわけですから、そういう報道が出た場合、いや、そうじやない、こういうプラスの数字もあるんだというのを瞬時に経済産業省がぱつと出すというようなことも必要だ。

ぜひ、自信をなくす必要はないわけで、厚い蓄積があるのは間違いないわけで、さつき申し上げましたように、日本の貿易黒字を見れば、国際競争力が弱い国が何で、普通で言えば貿易赤字になるのに決まつているのに、これだけ世界一の貿易黒字を抱えているのかということを見つて、客観的な評価かどうかというのを疑わしいといふうに思はざるを得ないので、その辺はお願いをいたしております。

それでは、知的所有権の問題についてお伺いしたいと思いま

す。

これはアメリカとかドイツとか、ここに書いてござりますよう、職務発明は原始的に従業員に所属をさせる、日本も基本的にはこの立場に立つてゐることでござりますが、これは、訴訟が起こつたり、ノーベル賞をとつた方が一万円でいいというふうに言つたり、なかなか個人の社内に置かれた立場とか個人の考え方とか、それから会社の方針とか雇用契約にどう書き込まれているのかということで、いろいろ職務発明について位置づけが違つてしまふと思うんですね。これは、気の強い人、気の弱い人、それから、自分が置かれている経済環境等を含めて、主張しづらい人、主張しやすい人、いろいろあると思うの

で、私は、やはりある程度の客観的な指針というのを国が示す方がいいんじやないかと。

特許法三十五条の規定は、もう随分前に規定されたものでございますから、どういうやり方がいいのかわかりませんが、例えばドイツでは従業員

のをわかりませんが、例えれば、ドイツの特許法といふのをつくつて詳細に決められている

といふことなので、そこまで詳細に決めるのがい

いかどうかわかりませんけれども、ある程度の客

観的な基準を、特許法三十五条だけではなくて、

もう示す時期に来ているのではないかなどいうふうに思つてますが、大臣、いかがでございましょうか。

○太田政府参考人 お答えいたします。

現行特許法三十五条の職務発明規定ですが、今先生言われたとおり、発明は発明者の財産であるという原則のもと、発明者を保護し、発明意欲を刺激する、エンカレッジする。同時に、その給与その他の資金的援助をなした使用者との間の利益を調整するための規定といふうに我々は理解しております。

昨年五月にいわゆるオリンパス光学事件の高裁判決が出ました。使用者が支払った対価が相当額に満たない場合は、従業者は事後的に相当額を請求し得るという判決でござります。これをきつかけに産業界からは、一度定めた対価の額の安定性を損なう可能性があるということで見直しの議論が提起されました。一方で、現行の規定を改定いたしますと、発明者である従業者に不利に働くという議論ももちろんござります。

それで、今先生言われたドイツの従業者発明法につきましては、法律に基づいて補償金の具体的

算定基準のガイドラインが定められております。相当な対価の額の予見可能性が高められていると、いう積極的な意見がある一方で、このガイドラインが算定の手続をかなり詳細に規定しているために、かえつて手続が煩雑になつて管理のためのコストが増大しているとの指摘もござります。実際

にドイツでは、補償金の算定結果をめぐる紛争も少くないと聞いております。

私ども経済産業省といいたしましては、二〇〇二年度中に、企業における実態、従業者の意識、そ

れから、ドイツとかアメリカを初めとする各国の

制度、実態等の調査を行います。その結果を踏まえて、産業構造審議会の小委員会において、三十

五条の職務発明規定の改正の是非、それを改正す

る場合は、その方向性について検討を行いまし

て、二〇〇三年度中に結論を出したいといふう

に考へておきたいといふうに思つておきます。

○生方委員 これは、やはり研究者のやる気とい

うのもござりますので、大体どうなんだろうとい

うがわかるような形で出していただければありがた

いなといとなかなか難しい問題があると思いま

す。

○生方委員 これまで、二〇〇三年度にあれば、そ

うまでの

うの

よね。早稲田なんかは、それこそ門を開いて道のところを通りますが、あそこを通るのは商店街のおじさんぐらいで、普通の企業の方が通るというふうにはなっておりませんのでね。

だから、あいう環境というのをやはりつくることが、シリコンバレーの中で非常に新しい企業が出てくるし、それをまた気軽に大学に行って話をしてくるし、大学の中で何かこういう話はどうだらうかというのがまた企業にすぐ結びつくような、こういう雰囲気ができることがシリコンバレーは非常に恵まれていたと私は思うのですね。

これは、即、埠を取れば済むという話ではもちろんののですが、大学と民間との関係をやはりもうちょっと深めていくというんですか、言葉だけで深めるのじゃなくて、もっと気軽に大学に入つていつつ大学から出てくるような、いろいろな規制ももちろんあるんでしようけれども、そういうものを取り扱っていくことが必要なのじゃないかなと。

いつかアメリカのユタ大学が何かに行つたときには、大学の中に研究棟じゃない建物を設けていて、そこへ何かアイデアがある人がやつてきて、そこへ大学の研究者や大学生も行つていろいろな話をすると、それで何かうまくいけばそこで企業を立ち上げてもいいよというような、そういうスペースと建物があつたのを見たことがあるんですね。

だから、こういうものが、まあ建物をつくればそこで何かできるというわけじゃないんでしょうけれども、そこへ自由に両方が出入りができるような空間というか建物をつくるというのも、ある意味では一つ意味があることじやないかなといふうに思つんすけれども、そういうのは文部科学省の管轄だとかいうようなしゃつちよこばつたことを言わずに、これは両方で協力しながらやつていくという必要があるのじやないかと思うのですが、いかがございましょうか。

○中村政府参考人 委員御指摘のように、やはり日本の問題というのは、産業と大学とが離れてい

たという点に問題があつたわけで、ここ数年間、急速に産学の連携を強めようということでやっております。

現時点においては、一応、大学においても、TSHをつくるときにおいては大学の中につくつていいということになつていますし、そこに経済省もいろいろ形での支援を行つております。

それから、今般、財務省とも折衝して、大学の中に大学発ベンチャーをつくるときには国有財産の貸し付けなり使用を認めていいよというように告示も直されました。したがいまして、今十七のTSHが国立大学の中にもありますけれども、そういう形での産学連携ということを文部科技省それから経済産業省あわせてやつていただきたいというふうに考えております。

それから、他方、国立の研究所も産学官の連携に努めておりまして、例えば産業総合研究所においても、今十三年度実績で、大学とか民間の研究者が延べ八百七十三名常駐しているわけですね。そういう形で大学においてもやるし、国立研究所においてもやるということで、今生懸命そういう意味で国際的な技術力をつけようというふうに努力しておるところでございます。

○生方委員

もちろん、努力をされていて徐々に開かれつたのはわかるんですけども、もつともつとやはりこれは広めていかなければいけないのではないかということだけお願いをいたしておきます。

最後に、今度、知的財産基本法ができるわけですよね。これは、知的財産であるのかどうかという判断というのが非常に難しいのではないか。

今度の委員会では弁理士さんなんかからたくさん御意見を聞かせていただき、弁理士という言葉をようやつと我々も知るようになつたということでおどろいておられますから参画をして、そういう問題意識を持ってやらせていただきたい、このように思つておいます。

○生方委員 弁理士さんが、弁理士の免許を取つて事務所を開くと特許事務所になるとかというふうになつちゃうので、弁護士は事務所を開けば弁護士事務所になるので、そこら辺がちょっととか具体的で、僕は現実的だと思つておるんで

称にする。

例えば、不動産鑑定士なら不動産鑑定士で、不動産を鑑定する方なんだなと。知的財産なら知的財産鑑定士というようなものをつくれば、その人が知的財産については客観的な判断をしてくれるんだなというような形の、名称も含めながら、知的財産を客観的に評価できる人というのを育成していくといふことも、弁理士さんがそれに相当するのであれば、弁理士という呼び名をある程度変えることによって国民の理解というのもまた違つてくるでしようから、せっかく基本法をつくるんですからそういうことを含めて少し考えてみたらどうかなというのが私の考えなんですかとも、大臣、いかがございましょうか。

○平沼国務大臣 弁理士という呼称でございますけれども、ある意味では日本の社会で、特許でございますとか知的な財産権に関して専門職として社会的機能を果たすというそのこと自体は定着をしているのではないか、こういうことを私は思つております。御党の菅さんも弁理士として活躍をされた時期があるわけでありまして。

いずれにいたしましても、三月に会議を立ち上げて七月に大綱がまとまり、そして本部が設置され、これからさらに中身を充実させていく、こういうことでござりますから、やはり知的財産をいかに創造して、そしてこれを保護して活用するか、この中において、弁理士の皆さん方の活躍の場、こういうものもしっかりと、やはりどんどん働いていただいて協力をしていたら、そういうふう場をつくっていくことは当然だと思っておりま

すよ。これは、知的財産であるのかどうかといふ判断というのが非常に難しいのではないか。

そこで、たくさんいろいろな質問が出ましたので重複もあるかもしれません、私自身が考えている大事だと思うところを幾つか質問させてもらいたいと思います。

まず最初は、こういった、国の産業として国を挙げて取り組むという姿勢を示すのはいいんですが、戦略本部の本部長を総理大臣にしたのはいただけないなと私は思つてます。全閣僚が出席をして、その本部長を総理がやって、実際に今内閣でこういった議論ができるのかどうか、時間的に可能なのかどうか。そういうパフォーマンス的に感じるようなことはやらないで、例えば経済産業省の副大臣がその本部長に当たるとか、西川副大臣が当たるとか、そういう方がむしろ

ますので。名称は、もちろん弁理士さんも長い歴史があるわけですから、すぐ変えろといってそれを変えるようなものでもないかもしませんが、新たに知的財産の基本法ができるわけですから、そういう客観的な評価ができるようなものができますのであれば、そういう呼び名も考えてもいいのではないか。

そういうことを含めて、国民全体に知的財産がいかに大事であるのかというのを広めていただいだて、我が國が知的立国になるように努力をしていくのであれば、そういう呼び名も考えてもいいのではないかな。

そういうことを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○村田委員長 土田龍司君。

○土田委員 今回、知的財産基本法がやつと日の目を見たといいますか、出てきたわけでございま

すが、深刻な不景気になつて十年以上たとうとしている。国内的にもいろいろな分野で景気対策が行われ、あるいは最近は、デフレスバイラルから脱出をどうするかということで努力をされてい

る。知的財産について、こういった頭脳労働的な国家をつくり上げるということは非常に立派なことだと思いますし、早くしてほしかったなという感じがしてます。

そこで、たくさんいろいろな質問が出来ましたので重複もあるかもしれません、私自身が考えている大事だと思うところを幾つか質問させてもらいたいと思います。

まず最初は、こういった、国の産業として国を挙げて取り組むという姿勢を示すのはいいんです

が、戦略本部の本部長を総理大臣にしたのはいただけないなと私は思つてます。全閣僚が出席をして、その本部長を総理がやって、実際に今内閣でこういった議論ができるのかどうか、時

間的に可能なのかどうか。そういうパフォーマンス的に感じるようなことはやらないで、例えば経済産業省の副大臣がその本部長に当たるとか、西川副大臣が当たるとか、そういう方がむしろ

今のはシステムでやりますと、どうしてもまた内閣官房副長官補がこれを所管するわけですね。また役人が全部やるんじやないか、政治主導じやなくて、あくまで役人の管理のもとにこれを進めていくというイメージが出てならないんです。実は、自由党の部会でも、この法案について議論したときに、このことが一番時間を割いて議論したことろでして、しょせんは役人主導じやないか、あるいは、もつたつけているんじやないかといふイメージが出てきてしまうがないんですが、大臣、この点はどうでしょうか。

○平沼国務大臣 本法案によりまして内閣に設置される知的財産戦略本部というのは、御指摘のように、全閣僚と有識者から構成されるわけでござります。全閣僚がなりますのは、知的財産に関する重要な政策課題は、もう御承知のように、全省導していかなければいかぬ、こういう背景があると私は思います。

総理が本部長の会というのは、御指摘のように幾つもございまして、ITもそうでございますし、総合科学技術会議等もそうです。それは、確かに御指摘のよつに、役人主導というようなそういう弊害が起こる可能性があるという形で、これに関しては、やはりそれぞれ有識者が入り、分科会等を開きながら、そして総合的に本部の場に持つてくる、こういうシステムがあるわけでございまして、必ずしも、役人が全部それを仕切る、こういうことではございません。

今回の場合は、それぞれの大蔵が所管に對して責任を持つ、そういう形になつておりますので、私は、そういうワーキングチームを活用する、その中で専門的な議論を行つていく、そういうことで御懸念の点というものを排除して、そして、しっかりとした成果が出るよう運営をしていかなければならぬ、こういうふうに思つております。

確かに、御注意の点は、そういうこともあると

思いますので、私も、経済産業省というものは知的財産に関しては相当部分を受け持たなければいけない役所でございますので、そういう問題意識を持つて、そういう弊害が起きないように私は努力をしていきたい、このように思います。

○土田委員 今回の法案の第三条及び第四条に基づいた的な理念が規定されているわけでございますが、この関連施策の推進によって、いわゆる知的創造サイクルの構築について述べたものと考えられるわけでございますが、この法案の基本的な理念について、改めてお尋ねしたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

我が国産業の国際競争力を強化いたしまして活力ある経済社会を実現するためには、すぐれた発明、あるいはデザイン、さらにはブランド、そしてコンテンツなどの知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸に据えていかなければならぬ、このように思つています。

そのためには、付加価値の高い知的財産を生み出す仕組みを整えまして、国内及び海外においてその知的財産が迅速かつ適正な保護を図る、そして、そのためには、付加価値の高い知的財産を生み出されるこことによつて、再投資が行われてさらに新規の活用による付加価値の創出を基軸に据えていくことによって、その切磋琢磨が新たなエネルギーを生んでいくと思つんですね。ですから、この保護とそれがから供用と、これの兼ね合いといいますかバランスといいますか、これについてはどう考えておられますか。

○平沼国務大臣 それは非常に大切な点だと思います。

その権利を保護するということはやはり経済インセンティブを与えることにつながるわけでありまして、その効用が出てくるわけあります。ですから、そういう中で、私どもは、知的財産というものをしっかりと守り、そしてこれを活用し、そして好循環のサイクルを起こすということ是非常に大事だと思います。

そして、その権利者に対しては、やはりその権利というものを一定期間保護をするという形によつて、その発明者なり創造者というものの権利を守つていく、こういうことが大切でございました

○平沼国務大臣 これは、今の御答弁でも申し上げましたけれども、そういう知的財産をやはり創造しやすくする、そして、その生まれた知的財産を確立して、そしてその活用が完全に行われるようになるということが基本だと思います。

そういうわゆる知的創造サイクルが生まれますと、これは、そういう知的付加価値のついた製品、あるいはデザイン、あるいはコンテンツ、それがでございますが、この法案の基本的な理念について、改めてお尋ねしたいと思います。

○土田委員 今回の法案の第三条及び第四条に基づいた的な理念が規定されているわけでございますが、この関連施策の推進によって、いわゆる知的創造サイクルの構築について述べたものと考えられるわけでございますが、この法案の基本的な理念について、改めてお尋ねしたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

我が国産業の国際競争力を強化いたしまして活力ある経済社会を実現するためには、すぐれた発明、あるいはデザイン、さらにはブランド、そしてコンテンツなどの知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸に据えていかなければならぬ、このように思つています。

そのためには、付加価値の高い知的財産を生み出されるこことによつて、再投資が行われてさらに新規の活用による付加価値の創出を基軸に据えていくことによって、その切磋琢磨が新たなエネルギーを生んでいくと思つんですね。ですから、この保護とそれがから供用と、これの兼ね合いといいますかバランスといいますか、これについてはどう考えておられますか。

○平沼国務大臣 それは非常に大切な点だと思います。

その権利を保護するということはやはり経済インセンティブを与えることにつながるわけでありまして、その効用が出てくるわけあります。ですから、そういう中で、私どもは、知的財産というものをしっかりと守り、そしてこれを活用し、そして好循環のサイクルを起こすということ是非常に大事だと思います。

そして、その権利者に対しては、やはりその権利というものを一定期間保護をするという形によつて、その発明者なり創造者というものの権利を守つていく、こういうことが大切でございました

の開発にしのぎを削つていくわけですね。しかし、そうでない業種といいますか会社、特に製品の製造業などがさらに海外へシフトしていくんじゃないか、いわゆる産業空洞化がさらに加速するんじゃないかと、このことについてはどう考えておられますか。

○高市副大臣 残念ながら、コスト競争ということで考えますと、製造業に関してはある程度の海外への移転というものはとめようのない流れであろうと思います。

ただ、コスト競争だけでなくクオリティーを高めるための支援を国として行つていこう、その中で知的財産を創造する、保護するという一つの政策があるわけでござりますので、私としては、空洞化を進めるのではなくて、むしろ食いとめるために必要な一つの方針を示すものである、このように考えておりますし、また、模倣品対策、海賊版の対策などを打つことによって、我が国の製造業の競争力が不正に侵される、不正に低下することのないような政策については打つていただきたい、打つていくべきだと考えております。

○土田委員 我が国で生まれた知的財産であっても、その製品化の段階で取り扱いを間違えた場合に、国際競争力を強化するどころか、逆に利用されてしまうということが想定されるわけですね。ですから、これは頭脳流出の問題も同じなんですが、それぞの企業や研究者の自由意思に任せるべきであるという考え方もあると思うんですけども、それぞの企業や研究者の自由意思に任せるべきであるという考え方もあると思うんですが、国家戦略として容認したい問題じやないかと私は思つているんです。政府は、国益になつた知的財産の保護のあり方についてどう考えておられますか。

○高市副大臣 知的財産を戦略的に創造し、活用することで我が国産業の競争力を高めていく、それから持続的な発展を実現していくということが本法案の目的でございますので、それはまさに我が国の国益を実現するものであると考えております。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。

国と地方公共団体の役割分担についてございまます。

国は、この法律に基づきまして、国全体の産業の国際競争力の強化、活力ある経済社会を実現するため、知的財産戦略に関する推進計画を定めます。一方、地方自治体におきましては、住民に密着した観点に立ちまして、個性のある地域の発展を図るために、地域の特性を生かした創意工夫を可能とする知的財産に関する計画をつくらう形でござります。

要すれば、国は、知的財産立国実現のための総合的な知的財産戦略を策定し、それを受けて、もちろんそれ以前から各方面でいろいろな議論が

行うということが国際的なルールなんですが、もしもこれに反するようなことをしてしまった場合は、我が国の知的財産制度につきまして国際的な信用を損ねることになりますから、日本の経済発展に悪影響を及ぼすものだと思っておりますので、政府としましては、我が国においてほかの追随を許さない新たな技術や産業が次々に創出されるように必要な施策を講じていくということでござります。

○土田委員 この法案の第五条から八条について、いわゆる事業者や大学等に課す責務についてお尋ねしたいと思うんです。

まず、「地方公共団体は」、「国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされているわけですね。これは、地方自治体と国とのどのような役割分担がされるのかということ。また、地方公共団体が策定する区域の特性を生かした施策とありますけれども、どのようにして国の知的財産推進計画との整合性を図るのか。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。

國から地方自治体への財政的な支援につきましては、一般論ではなかなか御答弁しにくいわけですが、基本的には、個々のケースに応じまして検討していくことになるかと考えております。

○土田委員 職務発明について先ほど質問がありて、長官から御答弁がありましたけれども、来年じゅうぐらにはその帰属をはつきりさせたいといふような話でしたけれども、これまでいろいろな問題が出ておりました。

これまで当然議論されてきたと思うんですが、これについては大きな流れといいますか、どこにいるのかなという感じが私はするんですけども、ちょっとこの辺について、どういった議論がされたのかお答えください。

○太田政府参考人 特許法三十五条の規定の扱いについて、ことし九月から議論を始めています。もちろんそれ以前から各方面でいろいろな議論が

戦略に基づきまして計画を策定するという形をとることとなつております。一番極端といふと、むしろ使用者と従業員との間の自由な契約を図るということとしております。

また、具体的な施策といたしましては、例えば、国は、我が国企業等が有する知的財産保護のための国際交渉でありますとか、あるいは知的財産の特許証等におきます審査、あるいは権利の設定のための施設等々を講じるのに対しまして、自治体におかれましては、恐らく、基本的な啓蒙普及活動でありますとか、小学校、中学校、高校等の教育の実施等々の施設を講ずるということが中身になるかと考えております。

○土田委員 地方自治体が財政難で苦しんでいる、ほとんどの自治体がそうだと思うんですが、今回の施策を実施していくに当たって、各自治体に対ししてさらに財政負担を強いることになるんじやないかという気がするわけですが、この場合の財政措置といいますか、なるべくその負担を軽減するための措置については何か考えておられますが。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。

國から地方自治体への財政的な支援につきましては、一般論ではなかなか御答弁しにくいくらいにあります。非常に幅のある議論でございます。

○土田委員 次に、知的財産の活用についてお尋ねいたします。

かたがた、労働、雇用の問題、雇用形態も変化ってきているということも頭の中に入れながれ、しっかりと議論を進めていきたいというふうに思つていろいろなところでございます。

それから、特許法の今の規定はそのまま維持しておいて三項、四項を削る、相当な対価を請求する権利を有するという部分について削除して、むしろ勤務規則等で決めることが一つの考え方じゃないかという考え方ござります。

それから、特許法の今の規定はそのまま維持しておいて、維持するだけではなくて、先ほどの御質問でございましたけれども、ドイツみたいにガイドラインをつくった方がより明確になるのではないかという議論もあります。

そこで、特許法の規定はそのまま維持しておいて、維持するだけではなくて、先ほどの御質問でございましたけれども、ドイツみたいにガイドラインをつくった方がより明確になるのではないかという考え方ございます。

それから、特許法三十五条の一項と二項は残しておいて、三項、四項を削る、相当な対価を請求する権利を有するという部分について削除して、むしろ勤務規則等で決めることが一つの考え方じゃないかという考え方ございます。

それから、特許法三十五条の規定の扱いについて、ことし九月から議論を始めています。もちろんそれ以前から各方面でいろいろな議論がされてきたのを承知しております。一番極端といふと、むしろ使用者と従業員との間の自由な契約に任せるべきではないかという議論もござります。アメリカの方式はそういう形でされておりま

得るということで、特許庁としては、特許流通市場の整備を図るために、平成九年度より特許流通促進事業というのを始めています。具体的には、特許流通アドバイザーを全国の都道府県それから大学等に派遣しております。それから、特許流通フェア、要するにマッチングの場をつくるというような取り組みを進めてきました。

また、平成十三年度以降は、独立行政法人工業所有権総合情報館におきまして、これらの事業を引き続き実施するとともに、特許流通を行う知的財産権取引業者の育成を行なうさまざまな施策を講じております。

具体的には、研修会あるいは国際特許流通セミナーを実施しまして、多くの受講者を集めました。本年九月には、東京で開催されました特許流通フェアの会場におきまして、これは試行的な取り組みですけれども、特許入札会というのも開催いたしております。

いずれにしても、今後一層の活性化に努めてまいりたいと思っておりますが、具体的な成果でございますが、平成九年度から開始した特許流通促進事業、これまで累計二千八十一件のライセンス等の契約が結ばれています。利用者から高い評価を得ていると考えております。

実際に事業化に結びついた事例の一つとして、千葉県の中小企業、プレス機の補修等をやっている企業ですが、これがある雑誌を見てヒントを得て、これは自動車会社の大手企業が特許を持つていることがわかりまして、千葉県に来ている特許流通アドバイザーに相談して、そのアドバイザーがその大手企業に声をかけてくれてライセンスを受けることができました。ということで事業化に取り組んで、その技術を活用したプレス機の補修事業を平成十二年五月から開始している例があるというふうに承知しております。

そのほかいろいろあるかと思いますが、私のところ、こういう事例を紹介させていただきたいと思っております。

○土田委員 特許を中心とした、知的財産の資産価

値、これを客観的に評価する基準が必要ではないかと思うわけですね。

政府は、先般公表されました経済財政白書において、「特許・著作権やブランドなど知的財産の明示的な評価を試みる「知財会計」や「知財報告書」の導入などを通じて、企業の知的財産の開示を進め、知的財産を軸に経営戦略が展開されるような環境を整備していくことが必要である」というふうに述べています。

この、知的財産基本法案を踏まえた知的財産の評価基準の作成や企業会計への知財会計の導入について、今後それについて政府はどういうふうに取り組んでいかれるのか。

○高市副大臣 企業の価値というものを見る場合

に、土地ですか現金といった有形の資産から、

今では、経営陣の能力ですか従業員の方々の能

力、それからその企業が有しております知的財産や顧客、それからブランドといった無形の資産に注目がシフトしてきていると考えております。で

すから、現在のところは財務諸表に記載されてお

りますが、何らかの方方法で開示する必要性というのが高まっているものと

理解しています。

経済産業省いたしましては、企業の知的財産関連活動が市場に正當に評価され、企業の収益性や価値を高めることができますように、来年度に於けますと、国内特許出願件数におきましては、平成十一年度までは二百七十三件にとまりました。平成十二年度には六百十八件、いずれも単年度ベースでござります。平成十三年度は千百四十五件。また、海外出願件数も、平成十一年度までの三十七件が、平成十二年度は七十三件、平成十三年度は二百八件と、大きく伸長しているところでございます。

また、平成十三年度に承認TLOから生み出された経済効果は、経済産業省の試算では、売り上げベースでは百億円に上るなど、TLOを介した産学連携活動は着実に進展していると認識しているところでございます。

また、TLOからの技術移転の具体的な例を挙

よって恐らくその特許を利用してのもうけというのも変わってくると思いますので、これで一定の価値だよというものをあらわすというのは大変難しいことだと思います。

アメリカにおいても同じような状況のようで、アメリカは、米国会計基準審議会、FASBといいます。ここも今のところは知的財産の情報開示のあり方というものを検討中だと聞いております。

とかいうことになりますと、中長期的な課題になるかなど考えております。

○土田委員 次に、産学連携について、幾つかどうか、たくさん伺います。

まず、TLO法の制定や平沼プランによつて、我が国においても産学連携の推進が非常に活発化しているというふうに感じているのですが、まず、この産学連携の現状について教えてください。

○田中(慶)委員 産学連携強化のための具体的な施策であります。実用化を目指した産学共同研究に対する支援や、産学官が一堂に会する産学官連携サミットの開催等を想定しているのです、これは、オランダ化するとかしない

とかいうことになりますと、中長期的な課題になるかなどと考えております。

○土田委員 次に、産学連携について、幾つかどうか、たくさん伺います。

まず、TLO法の制定や平沼プランによつて、我が国においても産学連携の推進が非常に活発化しているというふうに感じているのですが、まず、この産学連携の現状について教えてください。

○桜田大臣政務官 大学研究成果の企業への技術移転を行うTLO、技術移転機関の設置促進のために、平成十年にはTLO法を整備し、現在までに二十七のTLOを承認しております。経済産業省から補助金交付等の支援を実施しているところでございます。

承認TLOの活動実績を見ますと、国内特許出願件数におきましては、平成十一年度までは二百七十三件にとまりましたが、平成十二年度には六百十八件、いずれも単年度ベースでござります。平成十三年度は千百四十五件。また、海外出願件数も、平成十一年度までの三十七件が、平成十二年度は七十三件、平成十三年度は二百八件と、大きく伸長しているところでござります。

平成十一年度のころは国内の特許出願数で二百七十三だったんですねけれども、平成十二年度では六百十八、平成十三年度では千百四十五件と、單年度ベースでこうやって着実にふえております。

また、海外出願数も、平成十一年度では三十七件、平成十二年度では七十三件、十三年度では二百八件と大きく伸長しておるので、十分浸透はし

げますと、慶應大学知的財産センターからエチレンガスの吸着剤とかいろいろ、家庭の冷蔵庫に使われているよう、そういうものもございまして、御理解いただきたいなと思います。

また、本法案九条で規定する産学連携強化のための具体的な施策であります。実用化を目指した産学共同研究に対する支援や、産学官が一堂に会する産学官連携サミットの開催等を想定している

ところでございます。

○田中(慶)委員 委員長、議事進行。

○村田委員長 田中君、何かありますか。

○田中(慶)委員 今こういう状態で、定数割れがずっと続いて、午前中も指摘をしました。今後この状態で審議するということ自体大変厳しい

と思いますから、休憩してください。

○村田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時一分休憩

午後三時十一分開議

○村田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。土田龍司君。

○土田委員 先ほど、産学連携のうまくいった例、成功例を御答弁いただいたようなんですが、ちょっと聞き落としてしまいましたが、もう一度答弁をお願いします。

○桜田大臣政務官 産学連携のうまくいった点につきまして、数においては先ほど話したとおりでございますが、言いましょうか、数。(土田委員)

「もう一回言ってください」と呼ぶはい、わかりました。

平成十一年度のころは国内の特許出願数で二百七十三だったんですねけれども、平成十二年度では六百十八、平成十三年度では千百四十五件と、单年度ベースでこうやって着実にふえております。

また、海外出願数も、平成十一年度では三十七件、平成十二年度では七十三件、十三年度では二百八件と大きく伸長しておるので、十分浸透はし

てきているということでございます。それで、成功例、うまくいった例はどうかといふお話をしたけれども、ここに「やさシート」というのがあるんですけれども、これは冷蔵庫の中に入れて、エチレンガス吸着剤なんですかね。よく野菜なんかはエチレンガスで何か物が傷んじやうらしく、これを入ると野菜がおいしく食べられるということで、これがT.L.Oからの技術移転の具体的な事例でございます。慶應義塾大学の知的資産センターから技術移転がなされ、株式会社プラストというところに移転されて、実際に今スーパーで売っているそうでございます。ちなみに、一枚三百円だそうです。ちなみに、二枚三百円だそうです。

以上でございます。
○土田委員 そのビニールの袋は私もよく知っています。ちなみに、一生懸命売っているものですから。非常にいいそうです。私もただでもらいました。が、使っております。ぜひ活用してほしいと思います。

○土田委員 その袋は私もよく知っています。やはり私が財政基盤が弱いというふうに言われているわけですね。厳しい経営状態にあるというふうに聞いています。これに対する私の友人が一生懸命売っているものですから。非常にいいそうです。私もただでもらいました。が、使っております。ぜひ活用してほしいと思います。

○土田委員 その袋は私もよく知っています。

おりまして、私の友人が一生懸命売っているものです。非常にいいそうです。私もただでもらいました。が、使っております。ぜひ活用してほしいと思います。

○土田委員 その袋は私もよく知っています。

○土田委員 その袋は私もよく知っています。ちなみに、一枚三百円だそうです。二枚三百円だそうです。ちなみに、二枚三百円だそうです。

今後も、T.L.Oのさらなる活動強化のために施

策を講じてまいります。

○土田委員 財政基盤が弱いT.L.O、これに対し

て地域の有力企業が人材を派遣している場合もあるんですが、大企業からT.L.Oへの人材派遣に

対して、秘密保持ができないんじゃないかとか、

いろいろな面で懐疑的な考え方を持つている中小

企業もあるようでございます。それならば、企業

からの派遣に頼るのでなく、やはりT.L.O自身

で運営ができるように人材の育成がどうしても必要になつてくるというふうに思うわけですが、こ

れについてはどういうふうに考えておられますか。

○桜田大臣政務官 検討させていただきます。

○土田委員 ジャ、何もしていないということ、今はまだ。何もしていなくて検討するだけだといふことですか。

○桜田大臣政務官 検討させていただきます。

○土田委員 ジャ、何もしていないということ、今はまだ。何もしていなくて検討するだけだといふことですか。

○桜田大臣政務官 いや、何にもしていないのではなくて、やっておりますので。

○土田委員 産業技術フエロー・シップ事業ということで、経済産業省からNEDOを通じて補助金を出してお

ります。研究機関とか産業連携機関、それらの産業技術人材を養成カリキュラムに応じて、プログラ

ラムの応募に応じたものに対して、人間を育てる、人材育成のための人的支援をしているといふことをおっしゃるとおりだと思います。

○土田委員 だつたらそう答えてくださいよ、先に。

○桜田大臣政務官 いや、何にもしていないのではなくて、やっておりますので。

○土田委員 産業技術フエロー・シップ事業ということで、経

済産業省からNEDOを通じて補助金を出してお

ります。研究機関とか産業連携機関、それらの産業技術人材を養成カリキュラムに応じて、プログラ

ラムの応募に応じたものに対して、人間を育てる、人材育成のための人的支援をしているといふ

こと、今までおっしゃったとおりです。

○土田委員 今度は、各大学において研究成

果の技術移転に関する豊富な知識や経験、また実

績を有しているというふうに考えております。

一方、私立大学の研究者が生み出

した発明については、各大学の内規により取り扱

いが定められておりますが、多くは大学帰属にな

るということを承知しております。

また、大学の研究成果の取り扱いについては各

所で議論がなされていますが、経済産業省とい

たしましては、各大学において研究成果に係る知

的財産の組織的かつ戦略的取得、管理、運用

がなされるためには、研究成果は原則大学帰属と

することが望ましいと考えております。

大学等に一元化すると研究者のインセンティブ

をそぐことにならないかという御指摘ございま

すが、その点については、各大学で発明報償規定

等を整備して、研究者個人や研究室への利益還元

を図ることによって、インセンティブをそぐこと

がないように柔軟に対応することが可能であると

考えております。

○土田委員 インセンティブをそぐんじゃないか

という質問は次にしようと思っています。わかれ

りました。

○土田委員 それで、学内の知的財産の促進を図るために

は、将来予定されている独立行政法人化も考慮を

しながら知的財産本部を整備しているということ

だとと思われますけれども、この知的財産本部と既存のT.L.Oとの間の関係及び役割分担、これはど

うなつてゐるのか、あるいはまた、両者間で連携

関係が構築されていくのか、あるいは、それとも競合関係になつていくのか、この辺についてはど

う考えでおられますが。

○桜田大臣政務官 現在の二十七ある機関のT.L.Oは大学と密接な連携のもとで運営されているも

み出した発明については、各大学に設置されてお

ります。発明委員会を経て、約八割が研究者に帰属

しております。一方、私立大学の研究者が生み出

した発明については、各大学の内規により取り扱

いが定められておりますが、多くは大学帰属にな

るということを承知しております。

また、大学の研究成果の取り扱いについては各

所で議論がなされていますが、経済産業省とい

たしましては、各大学において研究成果に係る知

的財産の組織的かつ戦略的取得、管理、運用

がなされるためには、研究成果は原則大学帰属と

することが望ましいと考えております。

○土田委員 次の質問でございますが、今度は、

学生による起業についてどう考えておられるか、

あるいはこれに対しての支援体制、支援対策を考

えでおられるか。

○高市副大臣 創業の担い手として期待されるよ

うないアイデアを持つておられるんだけれども自己

資金や信用力に乏しいといった方、全体、学生と

いうことで、そういう方を想定されているんだと

思ふんですけども、会社設立時に何一番苦労

したことかということで中小企業庁が調査いたしました

たら、六〇%以上の方がやはり資金であったとい

うことだと思います。

○高市副大臣 例えは、学生さんということになりますと、今

国会で御審議いただいております中小企業挑戦支

援法でございますが、これでしたら、株式会社一千

万円、有限会社三百万円という資本金の特例を

設けまして、まずは、最初にそんなに多くの立ち

上がり資金がなくても会社形態にはできるとい

うことでございますし、ほんの少しの自己資金は最低限必要であるんですけれども、例えば、会社を

起こして最初の立ち上がりに、電話を引いたり事務所を構えたり、いろいろなことで多少お金が必要

わけですねけれども、これに関しては、もう既に今御利用いただいております国民生活金融公庫の

新創業融資制度がございます。これは五百五十万円までございますけれども、こういったことが

私どもの支援策でございます。

○土田委員 やはり産業連携のことは非常に大きなウエートを占めていると思いますし、創業の活性化のために大いに、活用といいましょうか、推進をしてほしいというふうに思うわけですが、私は、前回の質問のときに、新規創業に関連して大臣にお尋ねしたわけでございますけれども、知的財産とは別の次元で、やはりいろいろ創業に対してもクリアしなきやならない問題があると思うんです。

一つ参考になるデータがあるんですが、家族が創業することへの贊否、これについての設問を聞きますと、日本の場合はどうしても家族の反対が強いものがあるというふうな感じがするわけですね。例えば、我が国では、家族の起業に、創業ですね、これに賛成するとした割合が三二・八%である。それに比べて、アメリカの場合は、賛成する家族が八〇・四%、反対する人はわずかに二・四%。ドイツでは、賛成が六六%、反対が一〇%。こういった数値を見ますと、日本の場合いかに欧米と比べて家族の反対が多いということが言えるかと思うんですね。これについてはどういうふうに考えておられますか。

○高市副大臣 確かにそうだと思います。

国際民間団体の調査でも、起業家が、ビジネスを始める人が社会的に評価されると回答した国民の割合は、アメリカで九一%、カナダで八八%、日本では八%ということでございますので、やはりそれほど評価をされていない、社会的に余り評価を受けないんじゃないかということと、それと、家族の反対ということで、例えば、私が結婚していく、夫が会社を始めると言つたときに、その夫がそれまで安定した公務員ですかそれなりにつぶれそうにない会社にいたとしたら、やはり反対をするんじやないかと思います。

それは、これから改善点はあると思うんですけども、残念ながら今はまだ、中小零細企業といいますと、自分の私有財産と会社の財産、混然とした形でございままでの、資金繰りに困つて、万が一企業が倒産したときに何もかも失つてしまつ

んじやないかという心配が、私が反対するとしたでござりますけれども、一つは、やはり起業家が尊敬されるような社会風土とか、それから、ビジネスを起こすということは割と自分の身近などころでできることなんだよというような起業家教育であると思いますので、アントレプレナー教育ということで起業家教育事業というものを行つております。

○土田委員

今話がありましたように、失敗した復活戦ができるような社会風土になつていないと云ふふうに考えておられますか。

○高市副大臣

確かにそうだと思います。ときのリスクが大きい、あるいはベンチャーエネルギー企業をやる場合に敗者復活がなかなかできない、敗者復活戦ができるような社会風土になつていないと云ふふうに考えておられますか。

○土田委員

確かにこの個人保証の制度が一番複雑がかかる部分があるかと思うんですね。そこで、その背景には、やはり失敗したら身ぐるみはがされるという個人保証の制度があるからじゃないかと思うんですが、これについてはどうぞ思つておられるわけですね。

○高市副大臣

確かにこの個人保証の制度が一一番のネックだと思うんです、経済産業省では、この個人保証に依存しない資金調達手段、これを拡充しようということで、例えば、中小企業結合事業團によりますベンチャーファンドへの出資事業、これは直接金融を拡充するということでございました。それから、国民生活金融公庫の先ほども申し上げましたけれども、これは創業者に対する無担保無保証の新創業融資制度、これを創設いたしました。それから、信用リスクを金利でカバーする行普及のための環境整備ということで、中小企業信用リスク情報データベースを整備いたしております。

それから、一回失敗しちゃった場合に再チャレ

ンジしやすい環境整備ということですと、先ほどもちょっと触れましたが、破産法において自由財産の範囲、今でしたら一ヶ月分の生活費ということで二十一万円しか残らないんですけれども、この二十一万円を拡大しなければいけない、もう少しの侵害を未然に防止するための留意点についても明確化していきたいと考えております。

また、同じく今年度中に策定する予定の営業秘密の管理指針におきましても、みずから営業秘密のみならず、他社から受領した営業秘密の取り扱いに関する留意点についても明確化していきたく考えております。

こうした施策を通じまして、御指摘の本法案第十九条第一項にあるような、事業者が知的財産を戦略的に安心して活用できるための環境整備を図つていただきたいというふうに考えていくところでございます。

○土田委員 きのうの参考人質疑の中で弁護士の先生に同じ質問をしたんですが、余りいい回答が返つてこなかつたんですね。何か、わからないみたいな回答をされてしまつたんですが、今長官がおっしゃつたように、留意点を整理してそれをあらかじめ出すことによって回避できるということ

だと思います。

○土田委員 きのうの参考人質疑の中で弁護士の先生に同じ質問をしたんですが、余りいい回答が返つてこなかつたんですね。何か、わからないみたいな回答をされてしまつたんですが、今長官がおっしゃつたように、留意点を整理してそれをあらかじめ出すことによって回避できるということ

だと思います。

○土田政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のよう、知的財産の保護を強化していくとともに、当然のことながら、その裏返しとして、知的財産の侵害者に対する損害賠償額等が予想されます。一つだけ数字を引かさせていただきますと、日本の知財関係訴訟の平均賠償額ですが、一九九〇年から九四年が五千五百万円弱だったのですが、九八年から二〇〇二年にになりますと平均二億円ぐらいになつております。

ということで、御指摘のように、事業者にとつては、知的財産の係争への対応に加え、そもそも紛争を未然防止するための対策も重要であると考えております。

このため、経済産業省におきましては、企業を対象に今年度中に策定する予定の知的財産取得・管理指針におきまして、みずから知的財産の戦略的な取得・管理のみならず、他者の知的財産権の侵害を未然に防止するための留意点についても明確化していきたいと考えております。

また、同じく今年度中に策定する予定の営業秘密の管理指針におきましても、みずから営業秘密のみならず、他社から受領した営業秘密の取り扱いに関する留意点についても明確化していきたく考えております。

こうした施策を通じまして、御指摘の本法案第十九条第一項にあるような、事業者が知的財産を戦略的に安心して活用できるための環境整備を図つていただきたいというふうに考えていくところでございます。

○土田委員 きのうの参考人質疑の中で弁護士の先生に同じ質問をしたんですが、余りいい回答が返つてこなかつたんですね。何か、わからないみたいな回答をされてしまつたんですが、今長官がおっしゃつたように、留意点を整理してそれをあらかじめ出すことによって回避できるということ

だと思います。

○土田政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のよう、知的財産の保護を強化していくとともに、当然のことながら、その裏返しとして、知的財産の侵害者に対する損害賠償額等が予想されます。一つだけ数字を引かせていただきますと、日本の知財関係訴訟の平均賠償額ですが、一九九〇年から九四年が五千五百万円弱だったのですが、九八年から二〇〇二年にになりますと平均二億円ぐらいになつております。

ということで、御指摘のように、事業者にとつては、知的財産の係争への対応に加え、そもそも紛争を未然防止するための対策も重要であると考えております。

裁判外紛争処理制度の利用促進のために、政府

としては具体的にどうするか。ということは、さつきの話とも通じるわけでございますが、例えば、企業から大学への委託研究、あるいは企業と大学との共同研究、あるいは大学から企業への技術移転の产学連携を行うに際して紛争が生じた場合には、なるべく円滑に、良好な関係を維持しながら、あるいは短期間にやつていくことが必要であると思うんですけれども、この裁判外紛争処理の利用促進を図ることをどのように考えておられるのか。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。

A.D.R.、裁判外紛争処理機関における、訴訟手続によらない柔軟な解決がかなり重要な要素を占めてくると考えられます。

本年三月に閣議決定されました司法制度改革推進計画におきまして、裁判外紛争処理機関全般の拡充、活性化につきまして定められております。その中でも、知的財産権関係事件への対応の強化の一環として、弁理士、弁護士の協力によります日本知的財産仲裁センターでありますとか、あるいは特許庁の判定制度等の拡充、活性化等に言及されております。このような決定の趣旨を十分踏まえまして、関係省庁と連携を図りながら、紛争を扱う裁判外紛争処理機関の活性化に努めてまいります。

○土田委員 太田長官にお尋ねするんですが、きのうの参考人質疑のときに聞いておられたと思うんですが、私は質問しなかつたんですが、みずから参考人が手を挙げて出てこられまして、特許庁の出願、申請あるいは許可、これをおろすのに、急ぐことばかり言つているけれども急ぐ必要なないんだよという意見があつたのは御存じでしょうか。(太田政府参考人「はい」と呼ぶ) そうですね、ありましたですね、そういった話が、全部が全部急ぐんじゃないんだ、急がないものもあるんだよ。これについて長官、どのように考えておられますか。

経済産業省といたしましては、こうした措置によりまして、子供たちに、発明の楽しさでございまますとか、また技術への関心を育てて知的財産に対する意識が高まることを期待しております、

○太田政府参考人 特許制度の本質にかかる問題

丸島参考人が御発言されたと思いますが、企業によつて、かつ業種によつてまたいろいろな対応があるかと思います。それは、それぞれのまさに知識的財産権をめぐる紛争の適正迅速な処理のためには、产学とともにございますが、いわゆる

ライバル企業の動向等を見ながら、ぎりぎり三年待たれる方もおられる。そういう意味で、たしかに

ある方もおられます。ただ、マーケットの動向とか

競争の利用促進を図ることをどのように考えておられるのか。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。

A.D.R.、裁判外紛争処理機関における、訴訟手続

によらない柔軟な解決がかなり重要な要素を占めてくると考えられます。

本年三月に閣議決定されました司法制度改革推進計画におきまして、裁判外紛争処理機関全般の拡充、活性化につきまして定められております。

その中でも、知的財産権関係事件への対応の強化の一環として、弁理士、弁護士の協力によります日本知的財産仲裁センターでありますとか、あるいは特許庁の判定制度等の拡充、活性化等に言及されております。このような決定の趣旨を十分踏まえまして、関係省庁と連携を図りながら、紛争を扱う裁判外紛争処理機関の活性化に努めてまいります。

○土田委員 この知的財産の人材育成についてお尋ねするんですが、我が国の将来を担う知的財産の人才培养の場合、やはり小学校、中学校から理科の教育とかあるいは知識的財産に関する基本的な教育が必要だというふうに考えるわけございま

すが、これについて政府はどういうふうに対応されますか。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

知識的財産立国実現には、知識的財産の創造、保護、活用これらを支える人材基盤の充

実について戦略的に対応することは肝要である、

このように思つております。このためには、小学校の早い段階から独創性でございましてか創作性をはぐくみまして、その後、年齢に応じた知識的財産に関する教育を行つていく必要がある、このよ

うに思います。

こうした観点から、経済産業省では、発明等の知識的財産を尊重する意識を醸成するために、小学校から高校までそれぞれの段階に合わせた副読本を作成し、希望する学校に無償で配布をしているところでございまして、平成十三年度の実績では百万部を作成しまして配布済みでございます。

経済産業省といたしましては、こうした措置によりまして、子供たちに、発明の楽しさでございまますとか、また技術への関心を育てて知識的財産に

対する意識が高まることを期待しております、

すぐれた知識的財産を生み出し活用できる人材を多數輩出できるように知識的財産教育の支援を文部科学省と協力をしながら積極的に行つていきました。このように思つております。

○土田委員 あと一分残しておりますが、余韻を残しながらここで終わります。

○村田委員長 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党的塩川鉄也です。

知識的財産基本法案についてですけれども、この法案は、低下していると言われています日本の産業競争力、この強化を図つて活力ある経済社会の実現を目指す、そのためにも知識的財産の創造、保護、活用に関する施策を進めるものというふうに思つます。

○土田委員 知識的財産基本法案についてですけれども、この法案は、低下していると言われています日本の産業競争力、この強化を図つて活力ある経済社会の実現を目指す、そのためにも知識的財産の創造、保護、活用に関する施策を進めるものというふうに思つます。

○塩川(鉄)委員 研究活動の活性化という側面も重要なと考えております。

昨日参考人としてもお越しいただきました中山信弘東大教授も、知識的財産戦略は、知識的財産を経済活性の手段として効果的に用いるための産業政策的な色合いのものと、このように解説をされておられますとおりだと思うんです。

その点で幾つかお聞きしたいと思うんですが、まず最初に产学連携の問題です。

大学の研究成果が、産業利用を含めてさまざまに社会還元されることとは望ましいことであります。

その上で、産業競争力の強化に特化した知識的財産政策を進めることで、大学における学術研究を産業技術に直結するものに一層偏らせて、これが調和のとれた健全な研究環境の発展を阻害することになるんじゃないかな、この点を危惧するわけ

ですけれども、その点についての御意見を伺いたいと思います。

○石川政府参考人 大学の研究と産学連携の関係についてのお尋ねでございますけれども、大学に

おきましては、研究者の自由な発想に基づきまして、基礎研究から応用研究まで広い分野の研究が

行われているわけでございますけれども、産学官連携につきましては、研究成果の有効活用を図る

う方が書いた御本を紹介していただきましたけれども、この中にも、ブラウン大学附属病院のカーンという研究者の方の事例が一つ紹介されています。

有益であると私ども考えております。

大学における研究につきましては、もちろん実験室と協力をしながら積極的に行つていきました。このように思つております。

○土田委員 あと一分残しておりますが、余韻を残しながらここで終わります。

○村田委員長 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党的塩川鉄也です。

知識的財産基本法案についてですけれども、この法案は、低下していると言われています日本の産業競争力、この強化を図つて活力ある経済社会の実現を目指す、そのためにも知識的財産の創造、保護、活用に関する施策を進めるものというふうに思つます。

○土田委員 研究活動の活性化という側面も重要なと考えております。

昨日参考人としてもお越しいただきました中山信弘東大教授も、知識的財産戦略は、知識的財産を経済活性の手段として効果的に用いるための産業政策的な色合いのものと、このように解説をされておられますとおりだと思うんです。

その点で幾つかお聞きしたいと思うんですが、まず最初に产学連携の問題です。

大学の研究成果が、産業利用を含めてさまざまに社会還元されることとは望ましいことであります。

その上で、産業競争力の強化に特化した知識的財産政策を進めることで、大学における学術研究を産業技術に直結するものに一層偏らせて、これが調和のとれた健全な研究環境の発展を阻害することになるんじゃないかな、この点を危惧するわけ

ですけれども、その点についての御意見を伺いたいと思います。

○石川政府参考人 大学の研究と産学連携の関係についてのお尋ねでございますけれども、大学に

おきましては、研究者の自由な発想に基づきましては、基礎研究から応用研究まで広い分野の研究が

行われているわけでございますけれども、産学官連携につきましては、研究成果の有効活用を図る

う方が書いた御本を紹介していただきましたけれども、この中にも、ブラウン大学附属病院のカーン

という研究者の方の事例が一つ紹介されています。

「アメリカの産学連携」という、宮田さんといふう方が書いた御本を紹介していただきましたけれども、この中にも、ブラウン大学附属病院のカーン

すが、繊維メーカーのコンサルタントをしていました。このカーン氏は、同社の従業員がナイロンくずを吸って肺を患うケースが多いことを発見しました。しかし企業側は、コンサルタント契約にある守秘義務を理由に公表しないように求めた。このカーン氏は結局論文として発表し、そのことによって連邦政府も新しい職業病として認定したわけです。が、大学側はこのカーン氏に全く味方をせずに、彼は辞職することになった。こういうことなんかも起つてくるわけですね。そういう意味では、良心に基づいて発表したのが、結局、自分自身にとっての不利益となってしまう。

また、同様のケースはカナダのトロント大学病院でも起きたということが紹介されています。

企業から資金を受けて小児用の薬の臨床実験をしていたオリビエリという女性の研究者の方が、その薬にはむしろ有害性があることに気づいた。しかし、企業側が守秘義務を理由に公表を控えるように求める。大学側も企業に同調する。結局このオリビエリさんという方は結果を発表したわけですけれども、彼女はこの臨床実験チームから外され、病院での役職の一つも解かれるという形での不利益をこうむるようなことになつていています。

私は、そういう点で、この产学連携というのはいろいろな面での弊害を生み出す、こういうところをしっかりとつかんでいかなくちゃいけないというふうに思うわけですね。こういった問題をどうやって防ぐのか、これにどう対処するのか、政府としては、この点ではいかがでしょうか。○石川政府参考人 産学連携に当たりましては、例えば、今お話しございましたように、特定の企業との関係等につきまして、国民の不信とかあるいは社会の疑惑を招くことがないよう、個々の教員や、その倫理意識ですかあるいは透明性の確保といったような問題は、私どもとしても不可欠であろうかと思っております。

このような観点から、文部科学省におきましても、国立大学等に対しまして、例えば外部資金の

適正な経理の確保ですか、あるいは兼業の際には正規の手続を経ることなど、これまでも適切な取り扱いを求めてきたところでございます。

今し方先生からお話をありました点、いわゆる企業が安心して産学官連携に取り組めるような研究環境が重要であるというような観点から、教員等の個人的な利益と大学における責任が衝突するような、いわゆる今申し上げました利益相反について、基本的な考え方と大学における対応方策等につきまして、今般、科学技術・学術審議会のもとに設置しましたワーキンググループでも検討いたして報告を取りまとめたところでございます。

この報告におきましては、学内において利益相反ポリシーの策定ですかあるいは利益相反委員会を設置するなどして、利益相反に適切に対応し、社会に対して大学としての説明責任をきちっと果たせるような体制を整備するということが必要だというふうに指摘をしてございます。

今後とも、これらの取り組みによりまして、社会的信頼を確保しながら産学官連携を進めてまいりたい、このように考えております。

○塙川(鉄)委員 今のお話でも、利益相反の問題について報告を取りまとめた。その中身では、例えば各大学ごとに利益相反ポリシー、こういうものを持ってもらいたいとか、そういう意味での利益相反委員会のような組織を大学の中でも立ち上げる、こういうことを提案するというお話を聞いておられるわけですが、それも、しかし、これは本当にこれからお話しで、今現実にアメリカではたくさんの方々が問題になつていて、その弊害が既に数十年前から現実の問題になつておられるわけですから、この日本でもしっかりとそれに対する手当てをしないといけないわけですね。

現実に日本でも産学連携に名をかりた癒着事件、例えば名古屋大学の医学部での日高教授事件というのは、製薬会社の社員を研究生として大学

に受け入れて指導、研究を行い、その成果を会社に提供するなどすることで、その便宜を図つた見返りに二億五千万円を受け取つて、こんな事件などもあつたわけです。こういうものに対してもしっかりと備えが必要である。

アメリカでは既に、この弊害に対応していろいろなルールをつくつけています。既に九〇年代からこの日本でも産学連携が進んできているわけですから、この日本で大学ベンチャーの一千社計画なども大いに進めるということであれば、しきるべきルールをきちんと今からつくつておく必要があると思います。

そこでお聞きしたいんですけども、大学と企業とは当然その組織の性格が違いますから、連携を行う際にふさわしいルールの確立が必要ですけれども、例えばアメリカでは、教授の企業の取締役業務を禁止する、こういう大学が多いわけですけれども、日本の場合はどうでしょうか、これは禁じられているんですね。

○石川政府参考人 大学の教員と企業の役員との兼業につきましては、これは、全面的にというわけではございませんけれども、産学連携の促進等々の観点から、例えば現在ですと、国立大学の教員につきましては、TLOの役員との兼業、あるいは研究成果の活用をする企業の役員との兼業、株式会社等の監査役との兼業等が人事院の承認などを得た上で認められているというような状況になつております。

○塙川(鉄)委員 国としてのガイドラインというのを持つてないんですよ。各大学に、こういつた、ポリシーという形でのルールづくりをしてくださいねということを言つておるんですけどけれども、そのひな形も別に示しているわけじゃないんです。

アメリカはそうじゃなくて、いろいろな問題が出ていますから、連邦政府としてガイドラインを九四年に出した。それ以降、各大学が、この連邦政府のガイドラインに沿つて各大学のガイドラインをつくつけておるんです。持つておる大学の九割が、連邦政府のガイドラインを出して以降の話なんですよ。

そういうのも日本の場合には出さないわけであります。九〇年代、ずっと産学連携が進んできています。

アメリカでは、例えばオハイオ州では、州立大学の教授が企業で働くと刑事罰が科せられる。そういう点での制約というのを設けておるわけですね。

日本の場合はどうかといいますと、産業技術力強化法で、国立大学の教授が社長までできるんですよ。社長もやりながら大学の教官なんてどうやってできるのかと思うんですけども、そこま

で自由化されているんですね、産学連携の名のもとに。こういう形で今事態が進んでいるというのが日本の実情。そういう点でのルールというのがつくられていない。また、アメリカでは、連邦政府のガイドラインで、産学連携にかかるルールを定めているわけです。

そういう点で、日本の政府として、こういう産学連携の問題でのガイドラインをきちんと出すとそれが対応あるいは措置を講じてきておるわけですね。○石川政府参考人 今、ルール化というような話でございますけれども、これまでいろいろな学連携の問題でのガイドラインをきちんと出すとそれが対応あるいは措置を講じてきておるわけですね。○石川政府参考人 今、ルール化というような話でございますけれども、これまでいろいろな学連携の問題でのガイドラインをきちんと出すとそれが対応あるいは措置を講じてきておるわけですね。

いながら、日本としての政策、政府としての手を打つてない。

今、産学連携がブームですから、そういう時代の中で、大学がそれこそ企業を招くというときに、そういう意味では企業寄りの競争をしかねない。こういう形で産学連携のゆがみというのではなく、そういう意味で健全な発展を目指すのであれば当然のことじやないですか。そういう際に、きちんとすることは、結局のことながら、産学連携、受け行けどんどん、これはいいものだと決めつけて、それに対して制約になるものはなるべくくらいいうのが率直な印象です。それが実じやないかと思うんです。

この点で、私は、大学に対して求める声というのはいろいろあると思うんです。例えば、先日も新聞の記事で拝見しましたけれども、武田薬品工業の藤野社長が、大学は余り産業化を言う必要はない、大学はもと幅広い、普遍的な科学研究にもっと力を注ぐべきだ、このようにおっしゃっておられますし、大臣もおっしゃっておられましたが、小柴教授も、基礎研究がしつかりしてこそ産業化も可能にとおっしゃっておられます。

この法案というのは、実用化に直結をする、実用化に貢献する、そういういわば自らのもうけに走る、これが結局のところ、人材と知恵のブールと言われる大学のそういう資産を枯渇させるものにつながるんじやないか、かえつて研究開発のすそ野を狭くして、日本の産業の発展を制約するものになるんじやないか、こういうことを私は率直に危惧するんですけれども、大臣としての率直な考え方をお聞きしたいと思います。

○平沼国務大臣 私は、今塙川先生が御指摘をした、そういう担保をすべきことは大いに検討していかなければいかぬと思つておりますけれども、しかし、この産学連携を進めることができ大学における総合的な技術力を低下する、こうは思いませ

ん。

アメリカは、プロパテント政策に代表されるよう、産学連携を進めて大変な九〇年代の発展を遂げました。いろいろ今御指摘のような問題点は

あつたかもしれませんけれども、しかし依然として、アメリカの大学のいわゆる基礎研究を含めたルールというのを政府として示すというのが、真の意味で健全な発展を目指すのであれば当然のことじやないですか。私、そういうのもないといふのは、結局のことながら、産学連携、受け行けどんどん、これはいいものだと決めつけて、それに対して制約になるものはなるべくくらいいうのが率直な印象です。それが実じやないかと思うんです。

この点で、私は、大学に対して求める声というのはいろいろあると思うんです。例えば、先日も新聞の記事で拝見しましたけれども、武田薬品工業の藤野社長が、大学は余り産業化を言う必要はない、大学はもと幅広い、普遍的な科学研究にもっと力を注ぐべきだ、このようにおっしゃっておられますし、大臣もおっしゃっておられましたが、小柴教授も、基礎研究がしつかりしてこそ産業化も可能にとおっしゃっておられます。

この法案というのは、実用化に直結をする、実

です。

中小企業への権利侵害への対応というのは、この法案を通じてどのように担保されるんでしょう。本法案の第十六条の規定は、国内及び海外における特許権、著作権、意匠権、商標権などの知的財産権の侵害に対しまして我が国が講すべき措置を規定したものであります。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

本法案の第十六条の規定は、国内及び海外における特許権、著作権、意匠権、商標権などの知的財産権の侵害に対しまして我が国が講すべき措置を規定したものであります。

○西川副大臣 お答えをさせていただきます。

本法案の第十六条の規定は、国内及び海外における特許権、著作権、意匠権、商標権などの知的財産権の侵害に対しまして我が国が講すべき措置を規定したものであります。

○塙川(鉄)委員 アメリカで産学連携のきっかけとなつたのはバイ・ドール法であります。八〇年代初頭にそういう議論がされました。このバイ・ドール法の議論を行つたアメリカの連邦議会で、これに批判的だった議員の一人に、クリントン政

治権の副大統領を務めた、当時ゴア下院議員がいたわけですね。ゴア議員は、このバイ・ドール法への懸念ということで、大学の頭脳が一部の企業に占有される、社会全体に貢献できなくなるということを危惧してそういう発言をされておられたそ

うです。私は、産学連携の先駆格であるアメリカの議会でのこういう発言に耳を傾けるべきだと思います。

○塙川(鉄)委員 先ほどの利益相反の問題では、利益相反は悪じやないんだ、今、日本で利益相反のよくな事例はないんだというのを説明するわけですよ。私は、

金型メーカーというのは全国で八千社とか言わ

れ、その八割以上が従業員十人以下の中小零細の企業だということは、大臣、副大臣も当然のことながら御存じのことだと思います。

○塙川(鉄)委員 私は、この日本の技術を支える

金型メーカーといふうに思はざるを得ません

。その金型工業会が行いましたアンケートを拝見

しますと、初回の金型だけを日本で生産し、図面

とCADのデータをもとにリピート型は海外で生

産するという大手メーカーが増加している状況で

は、日本の金型業界はここ一、二年で埋没してしまって、という大変強い懸念、危惧の声を上げておられるわけです。

そういう中で、経済産業省が出した金型問題で

蓄積してきた技術やノウハウが必要以上に海外企業に移転され、我が国製造業の基盤である金型産業の国際競争力の脆弱化をもたらす懸念があります」と指摘しているのは当然のことだと思いま

す。この中小企業の英知の結晶である金型圖面の海外流出をやつておるのはだれなのか、その点をお聞きしたいと思います。

○西川副大臣 今塙川先生御指摘のように、端的に申し上げれば、ユーザー、業界団体から意図せざる流出があるというふうに私どもは承知をいたしております。

○塙川(鉄)委員 経済産業省がこの金型問題で行

政指導を行つた業界団体はどこでしょうか。

○西川副大臣 今正確に調べておりますが、自動車工業会ではないかと想像いたしております。自動車部品工業会

○塙川(鉄)委員 西川副大臣がおっしゃるとおり、日本自動車工業会と日本自動車部品工業会、それに加えて電子情報技術産業協会、つまり、電機と自動車の大手メーカー、これに対して行政指導を行つて。つまり、こういった日本の大企

業が金型業界の貴重な財産である金型の海外流出を行つてているというのが実態なわけですね。

同時に、この金型産業にとって深刻なのは、金型単価の切り下げの問題があります。

私がもらった発注書の中に、トヨタ車体の二次下請の業者の方からいただいた発注書がありますけれども、そこには大きく「韓国価格」というの

額を記すのではなくて、「韓国価格」というのが入つていてわけです。つまり、単価について金額を記すのではなくて、「韓国価格」というのがあるわけです。結果、指し値で、単価の切り下げが強要される。韓国価格というのは日本の半

分以下ですから、いわば、この値段でやらないと韓国に仕事を回すぞというおどしというのが、そういうのがあるわけです。韓国価格。今、金型が中

国とか韓国に流れていますよね。

それから、もう一つ紹介しますと、不況打開大田区実行委員会という団体が大田区における業者の工場訪問をこの間行つておりますし、一千社の聞き取り調査を行つてあります。そういうお話をお聞きしましたら、何割ものコストダウンを強いられるですか発注量が激減しているなんといふたさんの事例が紹介される中で、金型の仕事で、メイド・イン・バンガラデシュという刻印をするような発注もあつたといふんですね。ですから、いわばリピートはバンガラデシュで行うということを前提につくれ、だから金型の値段もそれ相応のものだよと。韓国、中国どころかバンガラデシュさえ出てくるよな、そういういた現場の実態というのが今生まれてきているわけです。

ですから、金型工業会のアンケートでも、最近は、大手メーカーが新製品を出す場合、すべて企画段階から海外展開でないとできない価格を提示してくるので、この姿勢を変えない限り、日本の製造業は生きていけないということを訴えておられるわけです。

そこで、お聞きしたいんですが、経済産業省のガイドラインにもあるとおり、下請保護をきちっと図るべきだ。業者の皆さんには、ガイドラインを出してもらつたのはありがたい、ただ、このガイドラインを確実に実施させる手段が欲しい、このことを訴えておられるわけで、これをどう具体化するのか。

私は、発注者への指導をきちんと行うとともに、下請二法などを下請業者さんはなかなか御存じないですから、下請業者に向けた講習会を開くことも含めて、この権利をきちんと認識してもらう、こういった活動というのも今きつと行う必要があるんじゃないかな。そういう点での対策を求めていと思うんですけども、いかがでしようか。

○西川副大臣 委員御指摘のように、国際競争力にかかる大変重要な問題でございます。

時間の関係もござりますから簡単に御答弁を申し上げますと、ただいまおつしやいますように、

金型業界の方々に対しまして、知的財産法制セミナーやいう名称で、このセミナー等を通じて、こうした公正な取引をきちんと担保できる、理論武装をしていただくよな、そういう努力もしてまいりたい。

それから、御案内のとおり、製造産業局長、それで、メイド・イン・バンガラデシュという刻印をするような発注もあつたといふんですね。ですから、いわばリピートはバンガラデシュで行うということを前提につくれ、だから金型の値段もそれ相応のものだよと。韓国、中国どころかバンガラデシュさえ出てくるよな、そういういた現場の実態というのが今生まれてきているわけです。

それから、御案内のとおり、製造産業局長、それから商務情報政策局長名で指針というものを出したわけでございますけれども、これが定期的に現状を点検していくたい、とりあえすこういう二本立てで今の先生の意図されるところを担保していただきたい、こう思つております。

○塙川(鉄)委員 下請業者向けの講習会なんかをぜひやつていただきたいと思うんですが、どうでござります。

○西川副大臣 したがいまして、知的財産法制セミナーの範疇の中では、金型業界の方々にそういう講習会をするように検討を指示してみたいと思つております。

○塙川(鉄)委員 金型業界に限らず、広く、大きい取り組んでいただきたい。

○平沼国務大臣 公正取引委員会にもぜひこの点で一言、簡潔で結構ですから。

しかし、日本の企業が日本の国益を考えて本來的にやつていることはやはり事実だと私は思つております。多国籍企業も日本の国益の中で一生懸命頑張つてゐることはやはり事実だと思いますけれども、そういう事例が現にあるということは、私は、下請の防止法ですとかいろいろな形でしっかりと指導していかなければならぬ問題だ、このように思います。

○塙川(鉄)委員 そのことは、十年前の九十二年版の通商白書で指摘をされていて、書面調査を拡充する等の措置を講じているところでござりますので、これまで以上に下請法のPRをしていきたいというふうに思つております。

金型を盗むことが日本の産業基盤を掘り崩すことにもなつてゐるわけですがけれども、今までの経緯を考えますと、知的財産に

う努力をお願いしたいと思います。

最後に、大臣に一問お伺いしたいんですが、今述べたように、日本の金型を初めとする中小企業の技術を盗んで海外に流出させているのも多国籍化した日本の大企業なら、この日本の金型産業の存立を危うくするような事態を引き起こしているのもこの同じ日本の大企業になつてゐるのが現状です。なぜそいつた技術を盗むのか。それは、

や、多国籍化した日本の大企業の日先の利潤追求を応援するよな産業競争力の強化にとどまるのであれば、これはかえつて日本の国家の産業競争力の基盤を掘り崩すことになる、そのことを指摘して質問を終わります。

○村田委員長 大島令子さん。
○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。

この法案の最後のパッターです。なぜ基本法が必要なのか、素朴な質問から始めます。

○平沼国務大臣 大体、法律の第一条というものは目的が書いてあります。この基本法の法律の目的を読み上げます

と、この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力を強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

この目的を読んでも、今なぜ基本法なのか、なかなかわかりにくいわけなんですね。大臣、どうしてなのか、説明をしていただけないでしようか。

○平沼国務大臣 これは、ことしの三月に戦略会議ができまして、私も参画をしましてその中でかなりかんがくがく議論をしました。今の現状を見て、やはりこの知的財産というものの重要性にかんがみて、どうしても基本法をつくるべきだ、これが大綱の中でも第一義的に取りまとめられたところでございます。

○塙川(鉄)委員 下請業者に向けてもぜひそういう

また、毎年、私ども、下請法の調査というのを出しているわけですから、これまで七万五千ぐらいの下請事業者に調査票を出しておいたわけでござります。

五千社等に対して、下請法上問題がありませんか? どうかと、当然下請法の内容も含めて、書面調査を拡充する等の措置を講じているところでござりますので、これまで以上に下請法のPRをしていきたいというふうに思つております。

金型を盗むことが日本の産業基盤を掘り崩すことにもなつてゐるわけですがけれども、今までの経緯を考えますと、知的財産に

関する政策というのは、関係のそれぞれの府省におきまして、発明でございますとか植物品種、それから著作物などのそれぞれの分野における個々の法律に基づいて進められてきました。著作権法でありますとかいろいろな法律、そういうことで進められてきたところであります。

しかし、現状は、低廉な労働コスト等を背景としましたアジア諸国が急速な追い上げを受けるなど、我が国が厳しい経済情勢にあることにかんがみまして、今後は国家戦略として知的財産というものを重視し、知的財産を戦略的に創造し活用することによって、今沈滞をしているこの国の経済の中でも基本法をつくるべきだ、こういうことになりました。

本法案は、このような認識に基づきまして、政府が一体となつて集中的に知的財産政策に取り組むことができるよう策定をされた、そのようなものだと思っております。

本法案は、知的財産政策に関する基本理念、それから責務、さらには基本的施策及び推進計画などの基本的枠組みを規定しております。また、今御指摘の知的財産戦略の推進機関である知的財産戦略本部の根拠法となるものでございまして、今後、政府が知的財産政策を一体的、集中的に推進するため不可欠のものだ、このように思つているところでございます。

○大島(令)委員 今大臣が説明されましたように、知的財産権と一口に言いましても、これらの保護対象となるものは幾つもの関連法令で定められ、構成され、これは具体的な法律として今までずっとあつたわけなんですね。

今までの話を聞いていますと、今回の法律の意義の中に著作権ですか書いてあるわけなんです

が、どうもその産業財産権、特に特許にかかることが議論されてきました。

そこで、今からちょっと下手な歌を、メロディー

を歌います。ララランララランララランラーラ

ラランララランララランラーラー……。

この曲、大臣、曲名を御存じだと思うんです

が、申し上げます。モーツアルト作曲の交響曲第

四十番の一楽章なんです。これはトヨタクラウン

を販売するときのテレビコマーシャルに使われて

いたんですねが、これには著作権がかかっていたか

どうか、著作権料を払っていたのかどうか、教えていただけないでしょうか。

○平井政府参考人 文科省の担当でございます

が、内閣がかわりに。

手元に正確な資料がございませんが、著作権法

の観点では、日本の国内でその音楽が流れます

と、日本の著作権法では、作者の死後五十年間著

作権があります。ただ、一言で著作権といいまし

ても、著作権に絡んで隣接権等々がございます。

ただ、そのモーツアルトの著作権という前提で申

し上げると、著作権という形では、モーツアルト

の死後五十年以上たつたということで、存在

していなかつたと推察されます。

○大島(令)委員 私も、この特許庁の資料にいろ

いろ書いてありますので、見ますと、著作権は死

後五十年までということなので、まあモーツアルト

ですから、それで一時期よく車とかテレビのコ

マーシャルにクラシック音楽が使われていた、こ

れは著作権料を払わなくともいいからなのかなと

いうふうに大ざっぱに考えていましたわけなんで

す。

音楽のイメージによって、この曲、親しまれて

いる曲ですから、まずそのレコードとかCDも売

れますよね、いい曲だと思った方は。そして、ク

ラウンの販売もたくさん業績が上がつて売れた。

ですから、産業財産権以外の著作権の分野でで

も、いろいろな活用の仕方によりまして、先ほど

大臣がおっしゃったような、国家戦略として車

が、自動車が売れるということは、経済もやはり

活性化するわけですから、こういう形で使われて

きた経緯があるわけなんですね。

ですから、私はここで申し上げたいのは、こ

れからいろいろな形で、戦略本部で会議が開かれたりとか、推進計画とか立てるようでございます。

いうことにならんがみまして、御指摘のとおり、八

条の第一項におきまして、事業者の責務として、

けれども、いろいろな大臣が集まるわけですか

ら、知的財産権というのには、発明には特許法、考

案は実用新案法、サービスマークは商標法、デザ

インは意匠、著作権、種苗法とか、いろいろ幅広

い分野にわたっておりますので、ぜひ今後こうい

うことを、いろいろな生活の中から考えてこの基

本法の活用をお願いしたいと思います。

次の質問に移りますけれども、最近話題に上る

ことが多いのが、企業内発明者の権利の問題で

す。これはいろいろな方々が既に質問いたしまし

たが、社民党は社民党として質問をさせていただ

きます。

我が国では、従業者の発明について、企業など

が権利を取得しますと従業者に相当の対価の支払

いを受ける権利があると特許法の三十五条で説明

されていますけれども、具体的な基準が明確で

はありません。知的財産基本法案では、第八条で

が権利を取得しますと従業者に相当の対価の支払

いを受ける権利があると特許法の三十五条で説明

されていますけれども、事業者の責務を規定して

います。ここでは発明者

その他の創造的活動を行つて、その重要性

にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者そ

の他の創造的活動を行つて、その適切な待遇の確保に

努めるものとする」とあるだけなんです。

政府参考人に伺いますけれども、いかに基本法

といえども、こうしたあいまいな記述になつたの

はなぜなのか、説明をしていただきたいと思いま

す。

○平井政府参考人 御答弁申し上げます。

知的財産の創造のためには、いろいろな環境の整備が必要でございます。最終的には創造力豊かな個人の力に負うところが大きい、というところがこの基本法の原点でございます。それを受けま

して、国や地方公共団体、大学等各分野における

知的財産の創造に関する施策を講ずる責務を規

定させていただいております。

この中で、特に、知的財産の創造において、発

明者などの個人の処遇ということが重要であると

いふことにかんがみまして、御指摘のとおり、八

条の第一項におきまして、事業者の責務として、

しっかりと権利の確保、特許法三十五条では、相当の

対価、対価というある意味では限定した表現でござ

りますが、基本法におきましては、先生御指摘

の、あいまいということよりはむしろ広い概念で

書いた方がふさわしいということことで、適切な処遇

の確保に努めるということを規定させていただい

ております。

これは、発明者側から見ますと、雇用者である

事業者に対して適切な処遇を求めることができる

ということでもござりますので、基本的に、御趣

旨は本条に十分含まれているものと考えております。

これは、発明者側から見ますと、雇用者である

事業者に対して適切な処遇を求める能够在

い人です。

基本法ですから、一条にも書いてありますよう

に基本的な理念なんですが、企業内発明者の権利

の保障はどのような形で実現されるべきか。昨日

来から、いろいろな特許における近年の裁判、紛争処理の問題もいろいろな形で質問が出てまいりましたので、私は、この特許法三十五条の規定と基本法の八条だけでは、企業内発明者の権利の保障というのではなく十分だと思いますので、改めて考え方を伺いたいと思います。

○太田政府参考人 お答えいたします。
基本法案八条の考え方は、先ほど平井審議官が御説明したとおりでございます。

一方、特許法三十五条でございますが、今大島先生言われましたように、三十五条の三項、四項、どういうふうに考えて、その対価の額をどういうふうに決めるか、これはまさに、オリンパス光学工業事件におきましても、今最高裁でその議論がされております。

いずれにしても、あいまいなままというわけにはいかないと思っておりまして、この職務発明規定の扱いについては、先ほど来お答えしていきます。

よう、ことし九月から産構審の中に小委員会を設けまして、幅広い方の御参加をいただいて、かつ海外の状況、従業者の方の意識、また使用者の方の考え方等も踏まえて、しっかりと検討していくといふうに考へておきましても、今最高裁でその議論がされております。

○大島(令)委員 では、産構審の審議の中では、ぜひ工害が対立する方々の意見を十分酌み取つて、先ほど二〇〇三年度中に結論を出すということでございますが、ぜひ具体的な形で出るようにお願いしたいと思います。

次に、紛争処理について質問をいたします。知的財産権に限らず、我が国の司法制度はさまざまな問題を抱えており、その改革が差し迫つて必要ですが、特許権をめぐるねじれ現象は、そもそも裁判所と特許庁で扱われる私たちは問題があると思つております。

一方、日本の訴訟は時間がかかる、現状では情勢に対応できない、しかも、司法の側に知的財産に係る専門知識を持つ人が少ないため、知的財産権についても十分対応できぬといふことは政府

の側も十分承知をしていらっしゃると思います。その結果、知的財産基本法の十四条、十五条が盛り込まれたものと思つております。十四条は「権利の付与の迅速化等」ということでございまして、十五条は「訴訟手続の充実及び迅速化等」ということでございます。

アメリカの例で見ますと、特許権の侵害を争う裁判では、同時に特許権そのものが有効かどうかも審理されています。つまり、一つの訴訟手続で一回の紛争が解決する仕組み、非常に合理的な仕組みになつてゐるわけなんです。しかし、この知識的財産基本法では、十四条、十五条と分けているということは、根本的な解決にならないと思うわけなんですね。見解はどうでしょうか。これは政府参考人に伺います。

○平井政府参考人 御答弁申し上げます。

基本法案におきましては、御指摘のとおり、十四条では、特許庁における特許等の権利付与や審判の迅速化、十五条で司法関係、訴訟手続で、知的財産訴訟手続の迅速化等々を規定しているところでございますが、いずれにいたしましても、紛争処理の迅速化は、この基本法に基づきます戦略の中で重要な政策目標の一つでございます。

御指摘の趣旨は、特許庁における無効審判裁判所における特許権の侵害訴訟との関係で、いわゆる紛争の一回的解決等々のことと考へておられます。

ちょっと細かくなつて恐縮でございますが、平成十二年の最高裁の判決、いわゆるキルビー判決によりまして、裁判所における侵害訴訟の中で、特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差し止め、損害賠償等の請求は、権利の乱用に当たり許されないという判決がいわゆる平成十二年の最高裁のキルビー判決で、これをきつかけに、侵害訴訟、裁判所においても、特許庁と同じように特許の有効無効が判断できるではないか、それでは一元的に判断すべきである、そういう意見が出ていていることは承知しております。

そのような意見を前提といたしましても、現在裁判所が侵害訴訟において行つております特許の有効、無効性の判断と、特許庁において現在行われております無効審判制度とは、紛争の目的要件、効果が法律的に異なることには困難な課題もございます。

以上のような点を踏まえまして、紛争処理の迅速化のために、具体的な方策として、経済産業省におきまして、産業構造審議会での議論を踏まえつゝ、侵害訴訟と無効審判の進行調整を密にいたしまして、また、侵害訴訟における当事者の主張でありますとか立証を特許庁の無効審判におきまして、東京地裁ですから、東京高裁では同時に争えることですが、迅速モットーにされる特許裁判において、実際に裁判をやつてある間も、侵害訴訟でも生かす、そういう工夫について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、侵害訴訟そのものにおける特許の有効、無効の判断と、特許庁の審判の関係等に関する検討につきまして、現在、司法制度改革推進本部の検討会において引き続き検討されることになります。

以上のような取り組みを通じまして、関係省庁間で連携をとりつつ、そこのない迅速な紛争解決のための環境整備を戦略本部としても目指していくべきだと考へております。

○大島(令)委員 この基本法案では一元的に解決できないというふうな理解でよろしいわけですね。

では、ここに、一つの事例として、いわゆるパチスロ判決の問題に対し経済省の見解を求めたいと思います。

チスロ判決の問題に対し経済省の見解を求めたいと思います。これはもう新聞でも報道されておりましたので、このための環境整備を戦略本部としても目指していくべきだと考へております。

○大島(令)委員 この基本法案では一元的に解決できないというふうな理解でよろしいわけですね。

では、ここに、一つの事例として、いわゆるパチスロ機のメカニズムが問題であります。

これはもう新聞でも報道されておりましたのでよく御存じだと思います。パチスロ機のメカニズムが、アルゼが、同業者であるサミーとネット二社

に合計八十四億円の損害賠償を命じる判決を下しました。

ところが、この前日、三月十八日、特許

府は、特許の有効の是非に関しまして、対象となつたアルゼの特許権が無効だという見解を関係者に通知したわけなんです。

現在の制度ではこうしたちぐはぐな結論が出てしまつわけです。政府として、こうした事例を見まして、何をどう正すべきと考えるのか。今の政府参考人の答弁ではなかなか私は納得できませんので、もう一度お願ひしたいと思います。やはり裁判所と特許庁に連携がないわけなんですね。一審ではそうなんですが、二審の、これは東京地裁ですから、東京高裁では同時に争えることですが、迅速モットーにされる特許裁判において、実際に裁判をやつてある間も、侵害訴訟でも生かす、そういう工夫について検討してしまつた阿尔ゼの特許権が無効だという見解を関係者に通知したわけなんです。

現在の制度ではこうしたちぐはぐな結論が出てしまつた阿尔ゼの特許権が無効だという見解を関係者に通知したわけなんです。

現在の制度ではこうしたちぐはぐな結論が出てしまつた阿尔ゼの特許権が無効だという見解を関係者に通知したわけなんです。

○大島(令)委員 この裁判の判決は、本当に特許局と裁判所のねじれ現象を象徴的に示すものであります。そして、賠償金も八十四億円と、先ほどは、最近は二億円ぐらいが平均だとおっしゃっていましたけれども、非常に高額な判決なんですね。

四月十日に開かれた政府の知的財産戦略會議でも、弁護士出身の松尾和子委員が、やはり特許侵害訴訟と特許無効手続の抜本的な見直しを求めたということが実際あるわけなんです。ですから、私は、その手続の一元化は、労力が節減できる効果はあるけれども審理期間が長くなる面もある、やはり政策判断ではないかとの松尾委員は言つてゐるわけですから、やはりこういうこと一つ一つを、法律になる、運用していく段階ではきちんと検証すべきだと思います。

○平沼国務大臣 先ほど来の御議論の中にもありましたけれども、やはり迅速化というのは非常に必要なことであります。そういう観点から、今審議会等で議論をしていただきております。

そういう意味で、こういうねじれ現象といふのを是正する、そういう方向でやはり政府として考えていきたいのか、お示いただけないでしようか。

○大島(令)委員 積極的とか検討するという言葉はどういうふうにでも解釈できますので、答弁者としてはなかなか使いやすい言葉ですね。私はまだ納得できませんけれども、次の質問に移ります。

○知的財産戦略大綱は、東京、大阪両地裁の専門部を実質的に特許裁判所として機能させるために、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について、東京、大阪両地方裁判所への専属管轄化を図るとしております。平成十五年にはこのための

法案の提出がされるようござりますけれども、日弁連からはこの動きに反対の要望書が出されてゐるのは御存じかと思います。昨日の日弁連の参考の方も反対されておりました。

この反対の理由、その要望書を少し読み上げますけれども、「専属管轄化は、地方在住者の裁判を受ける権利を侵害する虞れが大きい。」二つ目、「裁判所へのアクセス拡充の理念に反する。」次に、「地方から知的財産権関係訴訟を扱える専門家を消滅させることになり、知的財産権の健全な育成や地域産業の振興をも阻害しかねない。」

次に、「専門的処理体制の強化とは、別の問題である。」次に、「国際的戦略の必要性も、専属管轄化の理由となるものではない。」ということでおさいますが、これは、米国やドイツ等多くの先進国では各地方裁判所が知的財産権関係訴訟を取り扱っており、専属管轄化はむしろ例外である、ですから逆行しているわけなんですね。

そこで、以上のような要望書を踏まえて、政府参考人にお伺いしたいわけなんですが、地方の企業の発展を阻害すること、例えば東京、大阪以外に在住する当事者の負担が大きくなること、地方から知的財産権関係を扱える専門家を消滅させることになる、このような懸念はどのように解消されるのか、御説明いただきたいと思います。

○原田政府参考人 委員御指摘のとおり、現在法制審議会におきましては、民事・人事訴訟法部会というのを開催しておりますが、専属管轄を認めるという方向で検討をしておりますけれども、一方で、当事者の利益を害するような事情が認められる場合には、東京、大阪の裁判所以外の地方裁判所に事件を移送することもできるようになります。

したがいまして、現在検討している内容でございますが、東京また大阪の両地方裁判所に専属管轄を認めるという方向で検討をしておりますけれども、一方で、当事者の利益を害するような事情が認められる場合には、東京、大阪の裁判所以外の地方裁判所に事件を移送することもできるようになります。さらに、現在の民事訴訟の中におきましても、電話会議とかテレビ会議を使って、当事者が法廷に出頭することなく審理を行うという制度がございます。さらに、裁判所が当事者の所在地に出張し、現地で、その対象物を確認しながら、当事者から説明を受けたり、当事者と協議することなども認められておりますので、裁判の実務においても、このような制度を利用することによつて、遠隔地の利用者に御負担をかけないようにされていくことにならうかと思つております。

現在、特許権を含む知的財産権の保護が国家的戦略として取り上げられていく中、何とかこの保護を迅速に図るということが至上命題になつてゐるわけでございます。そこで、現在の人的、物理的な設備の中でいかにしてこれを実現していくかただ、現実の問題としてなかなかそこまでいかない。

○原田政府参考人 もちろん、理想的に申し上げれば、全国津々浦々の裁判所にすべてその専門家を配置し、十分な裁判官を配置するということができれば、それは一番理想であろうと思います。ただ、現実の問題としてなかなかそこまでいかない。

現在、特許権を含む知的財産権の保護が国家的戦略として取り上げられていく中、何とかこの保護を迅速に図るということが至上命題になつてゐるわけでございます。そこで、現在の人的、物理的な設備の中でいかにしてこれを実現していくかまだ、委員の御指摘のとおり、これにつきましては、今後法制審議会でさらには検討をしてまいりますが、そこでも、当然、こういう知財関係の訴

証を代理される立場にある弁護士会からも委員を出していただいているので、その委員の方々とも十分に意見を交換しながら今後検討を進めていきたい、このように考えております。

○大島(元)委員 これは、先ほど来、国家戦略ということでおざいますから、やはり北海道から沖縄までいろいろな方たちがいるわけですので、そういう視点を忘れない形でお願いしたいと思います。

次に、特許の出願について質問をいたします。

我が国の特許出願件数が他国に比べて大変多い理由について説明をしていただきたいと思います。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

近年、我が国の特許出願件数は、過去五年間の平均で毎年三・二%の割合で増加しておりまして、二〇〇一年の特許出願件数は四十三万九千件となっております。過去最高の水準に達しております。先生言われましたように、世界的に見ても最も多い件数となつております。

こういう特許出願件数の増加傾向は、我が国のみならず世界的にも共通しております。アメリカにおきましては、二〇〇一年には三十二万六千件、一・一%以上の増になつております。また、ヨーロッパ特許庁におきましても十一万件、これも一・一%以上の増となつております。

日本の場合、特許出願件数が欧米諸国に比べ多い理由につきましては、必ずしもはつきりした理由はわかりません。恐らく幾つかの理由が合わ

さつたかと思います。一つは、改良を加えるとい

うことと、改良を含めた活発な研究開発活動の一

つのあらわれというところが言えるかと思いま

す。もう一つは、実施に至らないまでも、防衛的な意味で特許を出願する数もかなり多いと承知しております。

さらに、日本の場合は、海外での出願よ

りは国内での出願が多い。アメリカとかヨーロッ

パはむしろ国際出願の方が多いということ、國

内重視という企業のビヘービアも影響して

いるのかなと思います。

ではないか、そういうふうに思つてゐるところではあります。

○大島(元)委員 ごぞいます。

行政年次白書でも、国内で特許出願を行う目的質問いたしますが、特許庁の二〇〇〇年版の特許

性が推測されるわけなんですが、こういう傾向に

対して、大臣としてはどのような所見をお持ちで

しょうか。

○平沼国務大臣 特許というのは、知的財産権を

確保する、こういうことでござりますから、やは

り利潤を追求する企業として、そういう防衛的な

特許、また、個人で出す方々も、自分たちの権利

を確保する、そういう意味合いがあると思ってお

りまして、私としては、これはある意味では当然のことではないか、このように思います。

○大島(元)委員 では、長官にお尋ねしますが、

関連費用が多いということ、今回、特許手続の

日本との関係はどうなんでしょうか。

日本の特許出願、審査請求が非常に多いことな

んですが、それとの関係はどうなんでしょうか。

防衛出願が多いということ、今回、特許手続の

関連費用が上がる、審査料が上がるということな

ことを受けまして、特許庁の諮問会議では、先ほ

どからの質問にもありますように、毎年納付する

べき特許料を減額するかわりに審査請求料を増額

することを決しました。実用化の可能性に乏

しい防衛的な特許出願及び特許審査請求を抑制し

て、審査資力投入の効率化を図るという考え方があ

うがかかるわけなんですね。

実は、この委員会では、さきに中小企業挑戦支

援法が審議して可決されました。これはいわゆる

起業を促進する支援法だと思います。そういう法

律を一方で提案しながら、特許審査の煩雑さを解消するために、特許手数料の中の審査料を上げる

私どもの審査体制、まさに公的なインフラだと思います。これを効率的に活用していただきたい

とあります。まさにプロパテントの思いからこういう提案をさせていただいておりますが、いずれにして

も、現在小委員会で議論中でございます。議論を

うに考へてゐるところでございます。

○大島(元)委員 では二点、長官の考へを聞かせていただきたいと思います。

その近年の出願件数が多いということに関しまして、特許庁としては困つてゐるのか、それとも

行政年次白書でも、国内で特許出願を行つて

いるのではないかと危惧しております。

改めて、このことに対して考え方を聞かせて

ください。

○太田政府参考人 お答えいたしました。

弁理士の方々のお仕事は、主として出願の段階

で明細書等を用意するということでお仕事が成り立つてゐるか考へてゐます。その後、審査請求それ

から補正等の手続等でまた手数料等を收入とされ

ているというふうに承知してゐるところでござい

ます。

○大島(元)委員 といいますと、この審査請求料

の値上げといふのは、弁理士さんたちにとつては、収入的には減るということでよろしいわけですね。影響を受けるということによろしいわけですね。

○太田政府参考人 審査請求料は値上げをさせていただいて、特許料と出願料を下げたいというふうに思います。それはまさに今議論しているところでございますが、その結果として、どういう出願の数が、どれだけ影響が出てくるかというのには、今の段階では何とも申し上げられません。

ただ、私どもとしては、まさにその出願されたものの中で、審査請求されるものについて、より適正な請求をしていただきたいということで、これは企業の方々にもお願いをしますし、それから、まさに料金体系を変えることによってそういうuinセンティブを与えていきたいと。

一つ、先ほど御答弁ちょっとし忘れましたが、実際のコストを見ますと、私どもは、審査請求については、平均でございますが、約十万円の料金をいただいております。ただ、この実際のコストを、私ども、監査法人で調査させましたところ、実際のコストを見ますと、私どもは、審査請求についでございますが、約二十五万円かかるております。

そういうことも含めて、コストも勘案しながら、かつ先ほども申しましたような請求構造の改革ということを実現するために議論をしていただいているところでございます。

○大島(今)委員 では、次の質問に移ります。特許での特許の実体審査について伺います。

審査官は、出願された発明に関し、下調べを外注しておりますけれども、外注先と年間の外注件数、それと外注金額をお示しください。

○太田政府参考人 お答えいたします。

下調べという御質問でございますが、先行技術調査と申しますが、先行技術調査につきましては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条に基づく指定調査機関でございます。財団法人工業所有権協力センターに外注しております。

この外注の実績でございますが、平成十二年度

で十万件、平成十三年度で十一万四千件となつておられます。支払い実績でございますが、それぞれでございますが、その結果として、どういう出願の数が、どれだけ影響が出てくるかというのには、今の段階では何とも申し上げられません。

ただ、私どもとしては、まさにその出願されたものの中で、審査請求されるものについて、より適正な請求をしていただきたいということで、これは企業の方々にもお願いをしますし、それから、まさに料金体系を変えることによってそういうuinセンティブを与えていきたいと。

○大島(今)委員 では、特許の外注を目的にこの財団法人はつくられたということでございますけれども、私は役員構成について伺いたいと思います。

○大島(今)委員 今、この役員構成を見ますと、私は、國民が納得できないと思うんです。一たん特許なり旧通産省を退官するときに退職金をもらいますね。例えば理事長は年俸二千万円になつてます。退職金の規定を見ますと、これを十二ヵ月で割って、その百分の二十五掛ける在任月数を掛けるわけなんですね。そうすると、簡単に計算しますと、この理事長さんは、天下つて二年理事長をやつていると約一千万退職金が得られるわけなんですね。

こういうあり方に関して、大臣、いろいろ

が法律上かかるております。

○大島(今)委員 では、特許の外注を目的にこの財団法人はつくられたということでございますけれども、私は役員構成について伺いたいと思います。

○大島(今)委員 この工業所有権協力センターの常勤役員が現在七名おります。理事長は前職が特許庁長官、副理事長も特許庁の方、専務理事も特許庁、常務理事も特許庁、もう一人の常務理事も通産省、理事としても特許庁、もう一人の常務理事も通産省、理事会長も特許庁の方、専務理事も特許庁、常務理事も特許庁、もう一人の常務理事も特許庁出身。これは、このまままでサークル外注のIPC-Cはいいんでしょうか。

○平沼国務大臣 先ほど特許庁長官が答弁をさせましたように、やはりこういう専門的な知識、そして経験を持つ人がその任に当たる、そういう前提でその職についている、こういうふうに思っております。

ただ、今非常に国民の皆様方の批判も強い、これは特許庁、もう一人の理事は特許庁出身の方たちの年俸の合計が約一億二千四百万というふうに思っております。

○太田政府参考人 「借室料」でございますが、本部は錦糸町にございます。分室が霞が関ビルにございます。これは、先行技術調査をします。そ

うすると、そのIPC-Cの職員がしたときに、審査官が、ちょうど隣でございますので、行きまでも、このまままでサークル外注のIPC-Cはいいんでしょうか。

○平沼国務大臣 先ほど特許庁長官が答弁をさせましたように、やはりこういう専門的な知識、そして経験を持つ人がその任に当たる、そういう前提でその職についている、こういうふうに思っております。

ただ、今非常に国民の皆様方の批判も強い、これは特許庁、もう一人の理事は特許庁出身の方たちの年俸の合計が約一億二千四百万というふうに思っております。

○太田政府参考人 「借室料」でございますが、本部は錦糸町にございます。分室が霞が関ビルにございます。これは、先行技術調査をします。そ

うすると、そのIPC-Cの職員がしたときに、審査官が、ちょうど隣でございますので、行きまでも、このまままでサークル外注のIPC-Cはいいんでしょうか。

○平沼国務大臣 先ほど特許庁長官が答弁をさせましたように、やはりこういう専門的な知識、そして経験を持つ人がその任に当たる、そういう前提でその職についている、こういうふうに思っております。

ただ、今非常に国民の皆様方の批判も強い、これは特許庁、もう一人の理事は特許庁出身の方たちの年俸の合計が約一億二千四百万というふうに思っております。

○太田政府参考人 「借室料」でございますが、本部は錦糸町にございます。分室が霞が関ビルにございます。これは、先行技術調査をします。そ

うすると、そのIPC-Cの職員がしたときに、審査官が、ちょうど隣でございますので、行きまでも、このまままでサークル外注のIPC-Cはいいんでしょうか。

○太田政府参考人 「借室料」でございますが、本部は錦糸町にございます。分室が霞が関ビルにございます。これは、先行技術調査をします。そ

うすると、そのIPC-Cの職員がしたときに、審査官が、ちょうど隣でございますので、行きまでも、このまままでサークル外注のIPC-Cはいいんでしょうか。

○太田政府参考人 「借室料」でございますが、本部は錦糸町にございます。分室が霞が関ビルにございます。これは、先行技術調査をします。そ

いません、大車輪でやっているということだと思います。

その上で、先ほど申しましたように、役員をして、職員を指導する。それによって、先ほど申しましたような対面審査も含めて効率的に仕事をしているというふうに私は理解しているところでございます。

○大島(令)委員 ホームページでは、IPCの主幹・主席部員が特許庁の審査官と直接対話し意見疎通を行つていると書いてあります。理事長が行つているとは書いていないわけなんです。忙しかったならばどこかの支出を少なくして人を採用するとか、そういうバランスをとりますけれども、やはりそういうことも考えるべきじゃないんでしょうか。私は、やはり官というのは、自分たちが汗を垂らして収入があるわけじゃないのでそういう発想だと思います。基本的な考え方をやはり変えるべきだと思います。

では、最後の質問に入ります。日本の金融機関は、今や土地担保でも資金提供しないという状況でございます。外国では、知的財産に対する資金提供が、特にアメリカでは当たり前のようになつております。この基本法案の目的にある「知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため」には、金融機関の意識改革も必要だと私は思います。

今後、この知的財産という無形のものを担保に資金提供が行われ、本当に大臣の言う、法の目的に合つた活力ある経済社会をつくっていくためには、知的財産の価値をどのように評価していくのか。こういう目安、基準のやうなものをやはり国として定め、金融機関と一緒にやって、実際金融機関が融資するわけですから、そういう方策を講じることも同時並行として必要ではないかと思つております。これに関して大臣の御答弁をお願いします。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

ベンチャー・中小企業を初め、不動産を担保に

融資を期待することが困難な企業にとりまして、特許等が生み出す将来収益に着目をし、そしてそれを融資等を積極的に活用していくことが大変重要なことだと思っております。

こういった考え方に基づきまして、経済産業省を担保とする融資制度を日本政策投資銀行に設けたところでございまして、平成十四年九月現在で百九十五件、百十四億円の実績を有するに至つております。

加えて、資金調達手段を多様化する観点から、現在、特許権の証券化につきましてモデル事業の立ち上げを図つております。資金調達手段の多様化を図つてあるところでございます。

このように、知的財産権担保融資といった間接金融のみならず、証券化という市場から直接資金を調達する方策について検討することを含めまして、不動産担保によらない資金調達手段の拡充をこの基本法にうたわれているとおり図つていただきたい、このよう思つております。

○大島(令)委員 最後でございます。

土地担保主義が崩れ、そして昨年は、売掛金債権の法規をこの委員会でも審議しました。ぜひ、これらの新しい制度が本当にベンチャーオを目指す末端の方々の使いやすい制度になるようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○村田委員長 いたしました。

○村田委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

○塩川(鉄)委員 基本的には、日本共産党を代表して、

知識的財産基本法案に対する反対討論を行います。

政府は、産業競争力強化のための産業協同促進など経団連の強い要求を背景に、こども七月、知識的財産戦略本部の設置など、この戦略大綱の実施体制を整備するためのものです。

反対理由の第一は、本法案のように産業競争力を強化に特化した知識的財産政策を進めれば、大学等における学術研究を日先の市场化、実用化に直結するものに一層偏らせ、広範な学問分野における調和のとれた健全な発展を阻害するものとなるからです。大学等の研究成果が、産業的利用を含めさまざまに社会還元されることは望ましいことです。

名大・日高事件、薬害エイズ事件などでも明らかな産学官協同の弊害、癒着の構造を正さなければ、健全な産学官協同の発展はありません。大學の自主的な研究基盤の拡充とともに、真理の探求を目的とし、その成果が人類の共有財産となることを目指す大学と、私的利潤を追求する企業との性格の違いを踏まえた、国民的合意に裏打ちされた公正なるルールの確立が必要です。

第二に、本法案には、産業競争力強化の核となる物づくり基盤技術と知識的財産の担い手である中小企業の位置づけ、その支援の観点が欠落しているからです。中小企業での技術開発支援とその成果の保護など、中小企業の技術力の存続、発展なしには、日本の産業、特に製造業の再生はありません。金型面の海外流出事件に見られるような、多国籍大企業による中小企業の権利侵害の実態にメスを入れ、我が国産業競争力の基盤の危機的状況を開拓する方策こそが求められています。

第三に、本法案は、国民財産の大企業への無償譲渡である日本版バイ・ドール制度の適用拡大、研究者の地位を不安定にする大学等における任期制の導入など、戦略大綱を実施するものだからです。これらのアメリカ型産学連携策のつまみ食いでは、我が国産業の競争力強化につながる保証はありません。

最後に、国民の創造的活動の成果を尊重し、創造者の権利を保護し、真に我が国産業の競争力を強化するためには、以上指摘した問題点を踏まえ、国民的な議論と合意に立つた知識的財産政策を確立すべきであることを申し述べ、反対討論とします。(拍手)

○村田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、下地幹郎君外六名から、自由民主党、民主党政團・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合、保守党、宇田川芳雄君共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

○村田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕
内閣提出、知識的財産基本法案について採決いたしました。

○村田委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○村田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案に對し、下地幹郎君外六名から、自由民主党、民主党政團・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合、保守党、宇田川芳雄君共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

○鈴木(康)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○鈴木(康)委員 提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○鈴木(康)委員 知識的財産基本法案に対する附帯決議(案)に進展し、市場競争が激化している中で、我が国産業の空洞化を防ぎ、国際競争力を強化していく上で、知識的財産の創造・保護・活用を促進していくことが喫緊の課題であり、早急に国家

戦略としての取り組みを必要としていることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 「知識的財産立国」実現に向けた知識的財産戦略を具體化する推進計画を早急に策定するとともに、本法により内閣に設置される知識的財産戦略本部がその実現に向けた諸施策を政府として一体的かつ集中的に推進できるよう体制整備を行うこと。

この場合において、知識的財産関連産業の健全な発展を図るために、その育成及び振興に努めます。

めること。

二 特許権等の迅速かつ的確な権利付与の必要性については、これまでにも本委員会において指摘してきたところであるが、事業活動のタイミングを逃さない権利付与が実現できるよう、なお一層の迅速化に向けて特許審査官等の増員及び外部人材の活用を含めた審査体制の整備強化に最大限努めること。

三 知的財産の迅速かつ的確な保護が図られるよう、地方裁判所や高等裁判所における知的財産に係る訴訟を専門的に処理するための体制の一層の強化や今後の動向を踏まえての訴訟代理権の更なる拡大の検討を含めた弁理士の積極的活用等訴訟手続きの充実を図ることも、裁判外紛争処理制度の充実により、地域の利便性にも配慮した迅速かつ的確な知的財産の保護ができる環境の整備に努めること。

四 海外における知的財産権の侵害によって我が国産業が甚大な損害を被っている現状にかんがみ、政府機関と民間企業等が一体となって、模倣品や海賊版製造国等に対する直接又は、国際機関等を通じた働きかけを行うなど、積極的な取り組みを推進すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○村田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、平沼経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平沼経済産業大臣。

○平沼國務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法の実施に努めてまいりたいと考えております。

○村田委員長 お諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村田委員長 次に、内閣提出、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案の両案を議題といたします。

○沼経済産業大臣 これより順次趣旨の説明を聴取いたします。平

○電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○平沼國務大臣 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案

〔本号末尾に掲載〕

○平沼國務大臣 燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最初に、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

ついで、独立行政法人原子力安全基盤機構法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画において、国と公益法人との関係の適正化

や、原子炉格納容器の定期検査における不正な操作は、これまでの原子力の安全確保に対する国民の信頼を大きく損なうものがありました。

本法律案は、これらが生じたことへの反省に立ち、原子力の安全確保に万全を期し、国民の信頼が得られるよう、関係の法律におきまして所要の措置を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、電気事業法の一部改正であります。この一部改正におきましては、事業者の自主的な点検を定期自主検査として位置づけた上で、事業者に対し、当該検査を実施すること、必要な場合に設備の健全性についての評価を行うこと、これらの結果を記録し、保存すること及び定期自主検査の実施体制の審査を受けることを義務づけることとしております。また、原子力発電所の保守点検を行つた事業者に対する報告微収または資料の提出の要求を可能とすること、原子力安全規制に関するダブルチェックの実効性を向上させるため、経済産業大臣が、原子力安全委員会に対し規制の実施状況の報告を行うこと、罰金額の引き上げ、懲役刑の付加及び法人重課の導入を行うこと等の措置を講ずることとしております。

第二に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正であります。

この一部改正におきましては、原子力発電所以外の原子力施設についても、原子力施設の保守点検を行つた事業者に対する報告微収を可能とする

こと、罰則の強化を行うこと、原子力発電所に関するダブルチェックの実効性向上を図ることとしております。

統いて、独立行政法人原子力安全基盤機構法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

ついで、独立行政法人原子力安全基盤機構法案の一部改正と同等の内容を確保することとしております。

○村田委員長 これにて両案の趣旨の説明は終りました。

○平沼國務大臣 この際、参考人出頭要請に関する件についてお諮りいたします。

○村田委員長 両案審査のため、参考人の出席を求める意見を

聽取ることとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○村田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

そのように決しました。

次回は、来る二十日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「方針により」を「ところにより」に、「記録しておかなければならない」を「記録し、これを保存しなければならない」に改める。

第五十条の二第一項及び第五十二条第一項中「記録しておかなければならぬ」を「記録し、これを保存しなければならぬ」に改める。

第五十四条中「者は」の下に「経済産業省令

で定めるところにより」を加える。

第五十五条第一項中「記録しておかなければならぬ」を「記録し、これを保存しなければならぬ」に改める。

第六十七条中「第一百七条の二」を「第一百七

条の三」に改める。

第一百六条第三項中「報告」の下に「又は資料の

提出」を加え、同項を同条第五項とし、同条第

二項中「経済産業大臣は」の下に「第一項の規

定によるものほか」を、「報告」の下に「又は資

料の提出」を加え、同項を同条第四項とし、同

条第一項中「経済産業大臣は」の下に「第一項

の規定によるもののほか」を、「報告」の下に「又

は資料の提出」を加え、同項を同条第三項と

し、同条に第一項及び第二項として次の二項を

加える。

経済産業大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行

により、原子力を原動力とする発電用の電気工作物(以下「原子力発電工作物」という。)を設置する者に対し、その原子力発電工作物の保安に係る業務の状況にし報告又は資料の提出をさせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定によるものほか、同項の規定により原子力発電工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、原子力発電工作物の保安を確保するため特に必要があると認めるときは、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、当該原子力発電工作物の保守点検を行つた事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

第三百七条中「第五項まで」を「第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「経済産業大臣は」の下に「第一項の規定による立入検査のほか」を加え、「燃料体の加工をする者」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「経済産業大臣は」の下に「前項の規定による立入検査のほか」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

経済産業大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又はボイラ等若しくは格納容器等(原子力発電工作物に係るものに限る。)の接する者の工場又は営業所、事務所その他の事

業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

三百七条の次に次の二条を加える。

第一項、第五十四条若しくは第五十五条第二項及び第三項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は

三百七条の二 第経済産業大臣は、毎年度、第四十七条第一項及び第二項、第四十九条第一項及び第三項、第五十二条第三項、第五十四条第一項及び第五十五条第二項の規定による原子力発電工作物に係る第三項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は

三百七条の二 第百七条第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は

三百七条の二 第百六条第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は

九号とし、同条中第四号を第八号とし、第三号の三を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 第六十二条の七の規定に違反して、記録

せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録

を備えて置かなかつた者

第八十条中第二号を第三号とし、第一号の四を第二号とする。

第八十条の四中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改める。

第八十一条を次のように改める。

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十二条を次のように改める。

第三条 電気事業法の一部を次のように改正する。
(電気事業法の一部改正)

第三条 電気事業法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「発電用のボイラ、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物(前条で定めるものを除く)」であつて、同条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるものを「特定電気工作物(発電用のボイラ、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物であつて前条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)」に、「当該電気工作物」を「当該特定電気工作物」に改め、同条第四項中「第二項」を「第四項」に、「当該電気工作物」を「当該特定電気工作物」に改め、同条第六項とし、同条第三項中「電気工作物」を「特定電気工作物」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の検査(以下「定期自主検査」という。)」を「定期自主検査」に、「電気工作物」を「特定電気工作物」に、「第四項」を「第六項」に、「経済産業大臣」を、「原電力を原動力とする発電用の特定電気工作物を設置する者については経済産業大臣が、その他の者につては

第五十五条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

第五十五条第一項第一号中「第二項並びに」を「第四項並びに」に改める。

第五十五条第一項中「第三号」を「第六号」とし、第六号から第七号の四まで「三億円以下」の罰金刑

二 第七十八条第一号、第二号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第三号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第四号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第五号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第六号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第七号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第十号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第十一号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第十二号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十八号(試験研究炉等設置者及び使用

者に係る部分を除く。)、第二十九号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)又は第三十号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)一億円以下の罰金刑

三 第七十七条(第一号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第七十八条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第七十九条又は第八十条各本条の罰金刑

第八十五条第一項第一号中「第二項並びに」を「第四項並びに」に改める。

第四条 電気事業法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第三号」を「第六号」とし、第六号から第七号の四まで「三億円以下」の罰金刑

二 第三十三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条 第一百七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十五条第二項」を「第五十五条第四項」に改める。

第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改める。

第五十五条第六項」に改める。

第五十五条第六項」を「第五十五条第四項」に改める。

加える改正規定及び第二条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十二条の二の次に一条を加える改正規定 平成十五年四月一日

二 第三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号))の一部を次のように改正する。

第一条 第三百条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

二 第二条 第三百条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条 第三百条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 中電気事業法第一百七条の次に一条を

独立行政法人原子力安全基盤機構法案
独立行政法人原子力安全基盤機構法

第二章 役員及び職員(第七条 第十二条)

第三章 業務等(第十三条 第十五条)

第四章 雜則(第十六条 第十八条)

第五章 罰則(第十九条 第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人原子力安全基盤機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。第三条第二項第二号に規定する製鍊施設、原子炉等規制法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、原子炉等規制法第十四条第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、原子炉等規制法第十五条第二項第二号に規定する再処理施設並びに原子炉等規制法第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設をいう。

第二条 この法律において「原子炉施設」とは、原子炉等規制法第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉(第四項において「原子炉」という)。並びにこれらの附属施設をいう。

第三条 この法律において「原子力事業」とは、原子炉等規制法第三条第一項の製鍊の事業、原子炉等規制法第十三条第一項の加工の事業、原子炉等規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵の事業、原子炉等規制法第四十四条第一項の再処理の事業及び原子炉等規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄の事業をいう。

第四条 この法律において「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十号)第十六条第一項に規定する原子力災害のうち原子力事業の実施又は原子炉の運転により生じたものをいう。

(名称)

(役員の任期)

を行つてはならない。

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人原子力安全基盤機構とする。

(機関の目的)

第四条 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)は、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 原子力事業を行う者若しくは原子炉等規制法第二条第四項に規定する原子炉を設置している者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 原子炉等規制法第二条第二項に規定する燃料物質を使用する者(前号に掲げる者を除く。)又はその者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同様以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 第一号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 エネルギーとしての利用に関する原子力の害が生ずる蓋然性を含む。の拡大の防止及び安全性の解析及び評価を行うこと。

五 原子力災害の復旧に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。

六 前各号の業務のほか、次の業務を行ふこと。

一 原子炉等規制法第六十八条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去

二 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第一百七条第一項から第三項までの規定による立入検査

三 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国の行政機関の求めに応じて、原子力の安全の確保に関する業務を行うことができる。

(区分経理)

第十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条に規定する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第二条の二に規定する電源立地勘定からの交付金等を財源とするもの

二 前条に規定する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源多様化勘定からの交付金等を財源とするもの

三 前二号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

第十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一

条第二項の規定により理事長の職務を代理し又は理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用につけてきた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事二人を置く。

第二条 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第二条 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第二条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

(理事の職務及び権限等)

第二条 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第四章 雜則

(特に必要がある場合の経済産業大臣の要求)

第十六条 経済産業大臣は、原子炉施設の安全な使用に支障を及ぼすおそれが生じた場合その他の場合において、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

（國家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十八条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十五条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十三条第二項及び附則第八条から第十三条までの規定は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第二号)附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 機構の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、経済産業大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員とし

臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

（國家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十八条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五条 同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により経済産業省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対し

ては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

第二 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(第二条第一項に規定する職員とみなされる者を含む)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

三 機構の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

四 機構は、機構の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となつた者(うち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)による失業給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その後の退職した日まで経済産業省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第二十条の規定による退職手当の支給を受けることができる。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第六条 機構の成立の際、第十三条第一項及び第二項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

(国有財産の無償使用)

第七条 経済産業大臣は、機構の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の利用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第八条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

四一 第六十一條の四十三)を「機構の行う溶接検査等(第六十一條の二十四一第六十一條の二

ての身分を失つたことを任命権者の要請に応じての身分を失つたことを任命権者の要請に応じて同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第五条 附則第二条の規定により機構の職員となつた者であつて、機構の成立の日の前日において経済産業大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成

立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に

対する児童手当又は特例給付の支給に関する規定による認定を受けているものが、機構の成

立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に

第六十一条の二十七 國土交通大臣は、國土交通省令で定めるところにより、機構に、第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて國土交通省令で定めるものを行わせることができる。

第六十一条の二十八から第六十二条の四十三までを削る。

第六十五条第一項中「第六十六条の二」を「第六十六条の四」に改める。

第六十六条の二を第六十六条の四とし、第六十六条の次に次の二条を加える。

（事務規程）

第六十五条第一項中「第六十六条の二」を「第六十六条の四」に改める。

第六十六条の二を第六十六条の四とし、第六十六条の次に次の二条を加える。

（事務規程）

第六十六条の二 機構は、検査等事務（次の各号に掲げる検査及び確認に関する事務の一部並びに検査及び確認をいう。以下同じ。）に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程（以下「事務規程」という。）を定め、当該各号に定める大臣（以下この条及び第六十八条の二において「主務大臣」という。）に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第十六条の三第三項（第二十八条第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項及び第五十一条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第十六条の五第三項（第二十九条第三項、第四十三条の十一第三項、第四十六条の二第三項及び第五十一条の十第三項において準用する場合を含む。）に規定する検査に関する事務の一部 経済産業大臣

二 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 経済産業大臣

三 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 文部科学大臣

四 第五十一条の六第三項に規定する確認に関する事務の一部 経済産業大臣

五 第六十一条の二十五第一項各号に掲げる

確認 経済産業大臣

六 第六十一条の二十五第二項各号に掲げる

確認 経済産業大臣

七 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる

確認 経済産業大臣

八 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 文部科学大臣

九 第六十一条の二十七の確認 國土交通大

臣

第六十一条の二十七 國土交通大臣は、國土交

五 第六十一条の二十五第一項各号に掲げる

確認 経済産業大臣

六 第六十一条の二十一又は「又は第三

確認 経済産業大臣

八 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 経済産業大臣

九 第六十一条の二十七の確認 國土交通大

臣

第六十一条の二十七 國土交通大臣は、國土交

第六十一条の二十七 國土交通大臣は、國土交通省令で定めるところにより、機構に、第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて國土交通省令で定めるものを行わせることができる。

第六十一条の二十八から第六十二条の四十三までを削る。

第六十五条第一項中「第六十六条の二」を「第六十六条の四」に改める。

第六十六条の二を第六十六条の四とし、第六十六条の次に次の二条を加える。

（事務規程）

第六十五条第一項中「第六十六条の二」を「第六十六条の四」に改める。

第六十六条の二を第六十六条の四とし、第六十六条の次に次の二条を加える。

（事務規程）

第六十六条の二 機構は、検査等事務（次の各号に掲げる検査及び確認に関する事務の一部並びに検査及び確認をいう。以下同じ。）に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程（以下「事務規程」という。）を定め、当該各号に定める大臣（以下この条及び第六十八条の二において「主務大臣」という。）に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第十六条の三第三項（第二十八条第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項及び第五十一条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第十六条の五第三項（第二十九条第三項、第四十三条の十一第三項、第四十六条の二第三項及び第五十一条の十第三項において準用する場合を含む。）に規定する検査に関する事務の一部 経済産業大臣

二 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 絏済産業大臣

三 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 文部科学大臣

四 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 絏済産業大臣

五 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる

確認 絏済産業大臣

六 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 文部科学大臣

七 第六十一条の二十七の確認 國土交通大

臣

第六十一条の二十七 國土交通大臣は、國土交

で「を「第五項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

第七十条第一項中「指定検査機関等が」を「機

構が」に、「第六十七条第三項各号」を「次の各

号」に、「指定検査機関等の」を「検査又は確認

の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 終業産業大臣

二 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 終業産業大臣

三 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

四 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

五 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

六 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 文部科学大臣

七 第六十一条の二十七の確認 國土交通大

臣

第六十一条の二十七 國土交通大臣は、國土交

第六十九条第二項中「第六十一条の二十一、」を「第六十一条の二十一又は」に改め、「又は第三

確認 終業産業大臣

六十一の三十七（第六十一条の四十一第三

項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条

の四十三第三項において準用する場合を含む。」を削る。

第七十四条の二第二項中「第十項及び第十一

項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同条第

三項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項

を同条第十二項とし、同条第六項中「第四項ま

で「を「第五項まで」に改め、同項を同条第十一

項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の

次に次の四項を加える。

第七十条第一項中「指定検査機関等が」を「機

構が」に、「第六十七条第三項各号」を「次の各

号」に、「指定検査機関等の」を「検査又は確認

の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 終業産業大臣

二 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 終業産業大臣

三 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

四 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

五 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

六 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 文部科学大臣

七 第六十一条の二十七の確認 國土交通大

臣

第六十一条の二十七 國土交通大臣は、國土交

第六十九条第二項中「第六十一条の二十一、」を「第六十一条の二十一又は」に改め、「又は第三

確認 終業産業大臣

六十一の三十七（第六十一条の四十一第三

項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条

の四十三第三項において準用する場合を含む。」を削る。

第七十四条の二第二項中「第十項及び第十一

項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同项

三項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項

を同条第十二項とし、同条第六項中「第四項ま

で「を「第五項まで」に改め、同項を同条第十一

項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の

次に次の四項を加える。

第七十条第一項中「指定検査機関等が」を「機

構が」に、「第六十七条第三項各号」を「次の各

号」に、「指定検査機関等の」を「検査又は確認

の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 終業産業大臣

二 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 終業産業大臣

三 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

四 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

五 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

六 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 文部科学大臣

七 第六十一条の二十七の確認 國土交通大

臣

第六十一条の二十七 國土交通大臣は、國土交

第六十九条第二項中「第六十一条の二十一、」を「第六十一条の二十一又は」に改め、「又は第三

確認 終業産業大臣

六十一の三十七（第六十一条の四十一第三

項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条

の四十三第三項において準用する場合を含む。」を削る。

第七十四条の二第二項中「第十項及び第十一

項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同项

三項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項

を同条第十二項とし、同条第六項中「第四項ま

で「を「第五項まで」に改め、同項を同条第十一

項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の

次に次の四項を加える。

第七十条第一項中「指定検査機関等が」を「機

構が」に、「第六十七条第三項各号」を「次の各

号」に、「指定検査機関等の」を「検査又は確認

の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 終業産業大臣

二 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 終業産業大臣

三 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

四 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる

確認 終業産業大臣

五 第六十一条の二十七の確認 國土交通大

三項中「第六十八条第五項及び第六項」を「第六十八条第六項及び第十一項」に改める。

第七十五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手数料は、機構の行う検査又は確認を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては国庫の收入とする。

第七十五条第三項及び第七十六条中「指定検査機関が行う検査又は指定廃棄確認機関、指定運搬物確認機関若しくは指定運搬方法確認機関が行う」を「機構が行う検査又は」に改める。

第七十八条第二十八条中「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の四第二項」に改める。

第七十八条の三中「情報処理業務」を「情報処理業務又は」に改め、「又は第六十一条の三十七（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査の業務、廃棄確認の業務、承認容器による運搬物に係る確認の業務若しくは運搬方法確認の業務を削り、「指定情報処理機関」を「指定情報処理機関又は」に改め、「又は指定検査機関等」を削る。

第八十条第七号中「第六十八条第十四項」を「第六十八条第十九項」に改め、同条第十号中「第七項」を「第十二項」に改め、同条第十一号中「第六十八条第八項」を「第六十八条第十三項」に改める。

第八十条の四中「指定検査機関等」を「機構」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第六十七条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第六十八条第五項の規定による立入り若しくは検査を拒み妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第八十二条の二次の各号のいずれかに掲げる

違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

二 第六十六条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二の規定による命令に違反したとき。

（原子炉等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の原子炉等規制法（以下この条において「旧原子炉等規制法」という。）第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第四十六条の二第一項若しくは第四項第五十一条の九第一項若しくは第四項若しくは第五十五条の三第一項の規定による検査の申請がされた施設の検査又は旧原子炉等規制法第五十一条の六第二項若しくは第五十九条の二第二項（旧原子炉等規制法第六十六条第二項）

の規制による検査又は確認の業務に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

（電気事業法の一部改正）

第十条 電気事業法の一部を次のように改正す

において準用する場合を含む。）の規定による確認（旧原子炉等規制法第五十九条の二第二項の確認については、旧原子炉等規制法第六十一条の四十二第一項に規定する承認容器による運搬物に係る確認及び旧原子炉等規制法第六十一条の四十三第一項に規定する運搬方法確認に限る。）の申請がされた措置の確認については、な

お従前の例による。

2 旧原子炉等規制法の規定に基づき旧原子炉等規制法第六十七条第三項に規定する指定検査機関等が行う検査又は確認の業務に係る処分又は

（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「あつて溶接をするもの」の下に「第三項において「特定格納容器等」という。」を、「溶接をしたボイラーラー等」の下に「であつて輸入したもの（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したもの」の下に「（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したボイラーラー等」の下に「（第三項において「輸入特定格納容器等」という。）を

したもの（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したボイラーラー等」の下に「（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したボイラーラー等」の下に「（第三項において「輸入特定格納容器等」という。）を加え、同条第三項中「経済産業大臣」を「原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定ボイラー等であつて経済産業省令で定めるもの又は特定格納容器等若しくは輸入特定格納容器等であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては機構が、その他の者にあつては経済産業大臣」に改め、同条第五項中「この場合において」の下に「（同条第五項中「第三項の経済産業大臣が指定する者」とあるのは「機構又は第三項の経済産業大臣が指定する者」と）を加え、「（当該）を「当該」に改める。」を加え、「又は経済産業大臣が指定する者」を削り、同条に次の二項を加える。

2 第五十四条中「発電用」を「特定重要電気工作物（発電用）」に改め、「あつて経済産業省令で定めるもの」の下に「を」をいう。次項において同じ。」を加え、「又は経済産業大臣が指定する者」を削り、同条に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定重要電気工作物であつて経済産業省令で定めるものについての検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

3 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

第五十条第三項を削る。

第五十一条に次の二項を加える。

5 経済産業大臣は、第一項及び第三項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定め

るところにより、機構に行わせるものとする。

6 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

第五十二条第一項中「ついて溶接をするもの」の下に「（第三項において「特定ボイラー等」といいう。）を、「あつて溶接をするもの」の下に「（第三項において「特定格納容器等」という。）を、「溶接をしたボイラーラー等」の下に「であつて輸入したボイラーラー等」の下に「（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したもの」の下に「（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したボイラーラー等」の下に「（第三項において「輸入特定格納容器等」という。）を

したもの（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したボイラーラー等」の下に「（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したボイラーラー等」の下に「（第三項において「輸入特定格納容器等」という。）を加え、同条第三項中「経済産業大臣」を「原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定ボイラー等」の下に「（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したボイラーラー等」の下に「（第三項において「輸入特定格納容器等」という。）を

したもの（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したボイラーラー等」の下に「（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）を、「輸入したボイラーラー等」の下に「（第三項において「輸入特定格納容器等」という。）を加え、「（当該）を「当該」に改める。」を加え、「又は経済産業大臣が指定する者」を削り、同条に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定重要電気工作物であつて経済産業省令で定めるものについての検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

3 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経

